



韓国¹の経済安全保障政策動向

South Korea's Economic Security Policy

2025年3月

2021年4月に発足した国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）のアジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center:APRC）は、調査研究、情報発信、交流推進を3本の柱として、アジア・太平洋地域における科学技術分野の連携・協力を拡大・深化し、我が国のイノベーション創出の基盤構築に貢献することを目指します。

本報告書は、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況について調査・分析を行う調査研究の一環としてまとめたものとなります。政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただきたく、APRC ホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRC ホームページ）

<https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書）

<https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



エグゼクティブ・サマリー

本調査は、安全保障の対象が経済・技術分野に拡大する中で、各国において「経済安全保障」が注目されており、安定的な供給網の確保、技術優位性の維持、技術流出の防止等を目的とした各種施策の強化が進められている状況に鑑み、日本の同志国であり、科学技術分野での国際連携パートナーの一つである韓国に注目して、韓国における経済安全保障に関する取り組み動向を調査・分析したものである。

第1章で調査の目的と方法、実施内容について概説した上で、第2章では韓国が抱えている経済安全保障上の課題を、経済・統計データや政府の政策文書などを参考にしながら整理し、第3章では経済安全保障に係る韓国の法制度について、制定・改訂の趣旨・背景や主な内容について整理した。第4章では、韓国の経済安全保障政策に関連する主たる政策文書について、政策立案主管組織、政策文書の立案プロセス、政策の方向性や主たる施策内容について整理した。また、将来の日韓科学技術協力の参考に供する観点から、国際共同研究の実施にあたっての研究セキュリティ・インテグリティに関連する政府の取り組みについてもこの章で整理した。第5章では、第2章～第4章で調査したファクトを踏まえて実施した韓国内外の研究者、政府関係者、産業界関係者等へのインタビュー結果を活用しながら、文献からは読み取りにくい最新の状況や今後の展望など、韓国の経済安全保障の含意のほか、日韓科学技術協力のありかた、望ましいテーマの選定等について整理した。以下に各章のポイントを示す。

第2章は「韓国における経済安全保障問題」と題し、韓国における経済安全保障の課題意識と、経済安全保障政策の対象品目・技術に関する脆弱性や競争上の立ち位置について整理した。韓国の経済安全保障問題の端緒は2019年の日本の半導体材料輸出管理強化にあるとの見方が一般的であるが、米中の覇権競争、世界の自由貿易の秩序の変化なども背景にある。韓国の経済安全保障政策の柱は供給網の安定化と技術覇権競争力の維持・向上、技術保護にあり、それぞれの課題意識に基づいて、経済安全保障政策の対象としている品目・技術が選定されているが、供給網安定化および技術覇権競争のそれぞれの観点から指定された重要技術を比較した結果、半導体、ディスプレイはいずれの観点からも重要技術に指定されているほか、二次電池、先端バイオ、先端ロボット、宇宙航空・海洋などの技術も重要技術として指定されている。これら技術が韓国の経済安全保障にとって特に重要な技術であることが読み取れる。

次に、供給網安定化の観点からは、重要品目・サービスの輸出入状況を確認することによって、多くの重要品目・サービスが依然として海外に多くを依存していることが確認された。また、技術覇権競争の観点からは、半導体、二次電池、ディスプレイの分野では韓国は国際競争力を持つ技術レベルを保有し、人工知能、先端バイオなどの分野では世界レベルとの格差を詰めつつある中、宇宙航空・海洋、量子分野では主要国との技術格差がまだ大きいと認識されていることが確認できた。また、韓国が国際競争力を有する半導体、二次電池、ディスプレイの各分野では、中国が技術力、市場支配力のいずれにおいても韓国を急迫しており、それに相まってこれら技術の中国への技術流出が近年増大していることも深刻な問題としてとらえられていることを確認した。

第3章では、上述する課題意識を背景に、主に2022年から2024年の間に順次整備されてきた経済安全保障に関する主な法令を調査し、制定・改訂の趣旨・背景、主な内容などを整理した。具体的には、関連法令を、供給網安定化関連法、先端技術開発関連法、技術保護関連法に区分し、その主要な内容について整理した。

法体系を日本と比較した場合、日本が「経済安全保障推進法」という経済安全保障政策全般に関する基本法があることに対して、韓国は特定の課題ごとに個別法が制定されている点が特徴である。また、革新的技

術開発に関連する国家戦略技術育成法や国家研究開発革新法と、産業技術に関連する国家先端戦略産業法が並立するなど、複雑な体系を成していることで、運用の際に重複や死角となる領域が生じるおそれがあり、また、法の改正は国会の承認を要するため、機動的な改正にも課題があり、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化に対して迅速な対応が難しくなる可能性がある。

第4章では、韓国の経済安全保障にかかる主要な政策文書と、経済安全保障を担う主な省庁の役割について整理した。具体的には、供給網安定化政策、先端技術開発政策、技術保護政策のそれぞれについて、政府の推進体制を確認し、基本計画や戦略計画について、そのビジョン、目標、主要な施策、対象とする技術・産業分野、投入する資金規模などの内容について整理した。また、国際共同研究における研究セキュリティ・インテグリティの確保に向けた取り組みについてはまだ日が浅く、2024年に改正された「国家研究開発革新法施行令」により、新たに契約される全ての国家研究開発事業の研究責任者に対する国外からの支援にかかる情報（財政的・行政的支援、サービス）の報告が義務づけられるなど、緒に就いたばかりであることがわかった。

第5章では、韓国の経済安全保障における含意と今後の展望を検討した。経済安全保障の各課題に対する政策や施策の現状を踏まえ、日韓間の科学技術協力の可能性について、協力有望領域、具体的な協力有望領域、有効な協力のための枠組の在り方などについて、主に有識者へのインタビューに基づいて整理した。協力有望領域の模索には個別領域の解像度を上げること、協りに強い合理性のある領域を見つけることによって、民間企業間で競争関係にある半導体分野であっても補完的協力の可能性があることが示唆された。このほかの個別分野では社会課題に沿い、かつ資金力を必要とするテーマが有望であり、水素を含むエネルギー関連、原子力分野、リサイクル技術等が有望である可能性が示唆された。また、歴史問題などが横たわる日韓の間では、政経分離の考えに基づき、政府主体ではなく、民間、研究者主導で協力の枠組づくりを主導することが望ましいこと、資金力を背景に圧倒的技術力を誇る米中に追いつくためには日韓が協力することが有効であること、これまでの共同研究プロジェクトなど、過去の経験を活かした新たな協力の形を模索すること、そのためには草の根や若手研究者レベルを含む、重層的な人的交流も重要になることが示唆された。

Executive Summary

As the scope of security expands into the economic and technological fields, "economic security" is attracting attention in various countries, and various measures are being strengthened with the aim of ensuring stable supply chains, maintaining technological superiority, preventing technology outflow, etc. In light of this situation, this survey focuses on South Korea, a like-minded country of Japan and one of its international cooperative partners in the field of science and technology, and investigates and analyzes trends in South Korea's efforts regarding economic security.

Chapter 1 outlines the objectives, methods, and content of the survey, while Chapter 2 summarizes the economic security challenges facing South Korea, referring to economic and statistical data and government policy documents, while Chapter 3 summarizes the purpose and background to the enactment and revision of South Korea's legal system related to economic security, as well as its main contents. Chapter 4 summarizes the main policy documents related to South Korea's economic security policy, including the responsible policy-making organization, the policy document drafting process, policy direction, and main policy content. In addition, with a view to providing a reference for future Japan-Korea science and technology cooperation, this chapter also summarizes government initiatives related to research security and integrity when conducting international joint research. Chapter 5 utilizes the results of interviews conducted with researchers, government officials, and industry professionals inside and outside of South Korea based on the facts investigated in Chapters 2 to 4, and summarizes the implications for South Korea's economic security, including the latest situation and future prospects that are difficult to read from the literature, as well as the nature of Japan-South Korea science and technology cooperation and the selection of desirable themes.

The key points of each chapter are given below.

Chapter 2, titled "Economic Security Issues in South Korea," outlines South Korea's awareness of its economic security issues, competitive position, and vulnerabilities concerning the items and technologies targeted by its economic security policy. It is commonly believed that South Korea's economic security challenges stem from Japan's 2019 tightening of export controls on semiconductor materials. However, other factors also contribute, such as the rivalry for dominance between the United States and China, and changes in the global free trade order. The main pillars of South Korea's economic security policy are supply chain stabilization, technological competitiveness maintenance and improvement, and technology protection. The technologies targeted by this policy are chosen with these issues in mind.

When comparing key technologies designated for supply chain stabilization and technological dominance, we found that semiconductors and displays were identified as crucial from both perspectives. Additionally, secondary batteries, advanced biotechnology, advanced robotics, aerospace, and marine technologies were also recognized as key areas. These technologies are vital to South Korea's economic security.

From a supply chain stabilization perspective, examining the import and export status reveals that many critical items and services remain heavily dependent on foreign sources. Furthermore, regarding technological supremacy, while South Korea possesses internationally competitive technological levels in

semiconductors, secondary batteries, and displays—and is narrowing the gap with global standards in artificial intelligence and advanced biotechnology—the technological gap with leading countries remains substantial in aerospace, marine, and quantum technology.

Additionally, it was confirmed that in areas where South Korea holds international competitiveness, such as semiconductors, secondary batteries, and displays, China is swiftly catching up in both technological capability and market dominance. The increasing outflow of these technologies to China in recent years is also viewed as a significant concern.

In Chapter 3, we examined the major laws and regulations related to economic security that have been gradually established, primarily between 2022 and 2024, and summarized their purposes, backgrounds, enactments, revisions, and main contents. Specifically, these laws and regulations were categorized into three areas: those related to supply chain stabilization, advanced technology development, and technology protection, with a summary of their key features provided.

When comparing South Korea's legal system to Japan's, a notable difference emerges. While Japan has a comprehensive law that broadly addresses economic security policy, known as the Economic Security Promotion Act, South Korea has enacted individual laws targeting specific issues. Additionally, South Korea's intricate legal system includes acts like the National Strategic Technology Development Act and the National Research, Development and Innovation Act, both related to innovative technological development, alongside the National Advanced Strategic Industry Act, which focuses on industrial technology. This complexity may lead to overlaps and blind spots in implementation.

Moreover, the requirement for amendments to pass through the Diet presents challenges for timely updates, potentially hindering the ability to respond swiftly to increasingly complex international situations and shifts in the socio-economic landscape.

Chapter 4 provides a summary of the major policy documents related to economic security in South Korea, along with the roles of the main ministries and agencies responsible for overseeing economic security. Specifically, the report examined the government's promotion system for each of the following policies: supply chain stabilization, advanced technology development, and technology protection. It also summarized the contents of the basic and strategic plans, including their visions, goals, major initiatives, target technologies and industrial sectors, and the scale of investment.

Additionally, efforts to ensure research security and integrity in international collaborative research are still in the early stages. With the revised Enforcement Order of the National Research, Development and Innovation Act in 2024, principal investigators of all newly contracted national research and development projects are required to report information about support from overseas, such as financial and administrative support, and services. Other similar measures are only just beginning.

Chapter 5 explores the implications for South Korea's economic security and its future prospects. Considering the current state of policies and measures addressing each economic security issue, this report highlights the possibilities for science and technology cooperation between Japan and South Korea. It identifies promising areas for collaboration and outlines an ideal framework for effective cooperation, based primarily on expert interviews.

It was suggested that in identifying promising areas of cooperation, there should be a focus on enhancing the resolution of individual fields and finding areas with strong rationales for collaboration. This approach

could lead to complementary cooperation, even in competitive sectors like semiconductors, where private companies are rivals. In other fields, themes aligned with social issues and requiring financial investment appear promising, with energy-related fields like hydrogen, nuclear, and recycling technologies being suggested as potential areas of interest.

Moreover, given the historical complexities between Japan and South Korea, it would be advantageous for the framework for cooperation to be spearheaded by the private sector and researchers, rather than the government, based on the principle of separating politics from economics. It was also suggested that Japan-South Korea cooperation would be effective in catching up with the United States and China, which have significant technological capabilities bolstered by their financial strength. Exploring new forms of collaboration, drawing on past experiences such as joint research projects, was also recommended. To foster such cooperation, multi-layered human exchanges, including those at grassroots and young researcher levels, are deemed essential.

目次

エグゼクティブ・サマリー	I
Executive Summary	III
1 はじめに	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査方法	1
2 韓国における経済安全保障問題	3
2.1 韓国の経済安全保障への取り組み	3
2.2 韓国の経済安全保障に関する課題意識	19
3 韓国の経済安全保障に関する法制度	25
3.1 調査対象とした法令の概要	25
3.2 供給網安定化関連法	28
3.3 先端技術開発関連法	33
3.4 技術保護関連法	41
3.5 韓国の経済安全保障関連法の特徴と課題	47
4 韓国の経済安全保障政策と組織	50
4.1 韓国の経済安全保障政策と組織の概要	50
4.2 供給網安定化政策と政府の推進体制	50
4.3 先端技術開発政策と政府の推進体制	59
4.4 技術保護政策と政府の推進体制	67
4.5 国際共同研究における研究セキュリティ・インテグリティ政策と政府の推進体制	74
4.6 経済安全保障政策にかかわる省庁間の役割	79
5 韓国の経済安全保障の含意と今後の展望	82
5.1 韓国の経済安全保障に係る含意	82
5.2 日韓科学技術協力に向けた展望と示唆	86
執筆者一覧・調査企画	89

1 はじめに

1.1 調査目的

安全保障の対象が経済・技術分野に拡大する中で、各国において「経済安全保障」が注目されており、安定的な供給網（サプライチェーン）の確保、技術優位性の維持、技術流出の防止等を目的とした各種施策の強化が進められている。経済安全保障を確保するためには、同盟国・同志国との連携が必須であり、国際連携を効果的に推進するためには、関係国の経済安全保障政策を理解する必要がある。

本調査は、国際連携パートナーの一つである韓国に注目して、韓国における経済安全保障に関する取り組み動向を調査・分析するものである。特に、①韓国が抱えている経済安全保障上の政策課題を整理し、②経済安全保障に係る韓国の法制度、組織、政策の概要について取りまとめ、③韓国の取り組みの含意と今後の展望について分析し、将来の日韓科学技術協力の参考に供することを目的とする。

1.2 調査方法

本報告書では、上述の調査目的に照らし、韓国の経済安全保障に対する取り組み動向を、韓国における経済安全保障上の課題・危機意識、経済安全保障に関する法制度、経済安全保障政策を支える政府の組織体制や役割分担について、主に文献調査によってファクトを整理した上で、韓国内外の研究者、政府関係者、産業界関係者等にインタビューを行い、文献からは読み取りにくい最新の状況や今後の展望のほか、日韓科学技術協力のありかた、望ましいテーマ等について調査し、報告書にとりまとめた。

具体的な調査の流れを図 1-1 に示す。

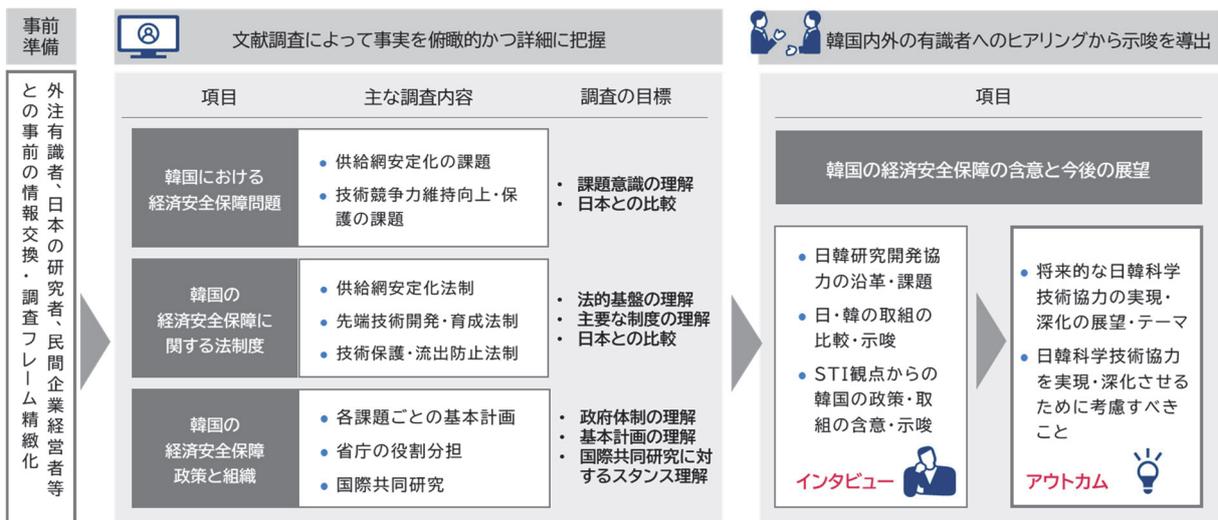


図 1-1 調査の流れ

本調査においては、韓国内外の研究者、政府関係者、産業界関係者に対し、表 1-1 に示す項目についてインタビューを行い、得られた情報は報告書本文に反映させている。また、本調査におけるインタビューの実績は表 1-2 のとおりである。個人情報には本調査報告書には記述していない。

表 1-1 本調査のインタビュー対象者とインタビュー項目

対象者	質問項目
研究者・政府関係者	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済安全保障に対する韓国政府の問題意識・日本との相違 ● 米政権交代等の外部影響の展望 ● 韓国の経済安全保障政策の方向性・省庁間の役割分担 ● 韓国における日本との協力への期待と課題
産業界関係者	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国政府の経済安全保障政策・制度の当該産業および自社事業への影響 ● 韓国政府の経済安全保障政策・制度への期待と課題 ● 日韓での実施が望ましい共同研究・技術開発テーマ ● 共同研究・技術協力に向けた課題と期待

表 1-2 本調査で実施したインタビューの実績

年月日	場所・インタビュー方式	対象者
2025年1月30日	日本・対面	日本人研究者（韓国政策研究専門家）
2025年1月30日	日本・オンライン	日本人研究者（韓国政策研究専門家）
2025年1月31日	日本・オンライン	日本人産業界関係者（半導体産業）
2025年2月17日	韓国・対面	日本政府関係者（国際通商関係）
2025年2月18日	韓国・対面	韓国政府関係者（立法府）
2025年2月18日	韓国・対面	韓国産業界関係者（エネルギー産業）および韓国人研究者（エネルギー産業専門家）
2025年2月18日	韓国・対面	韓国人研究者（科学技術政策専門家）
2025年2月19日	韓国・対面	韓国人研究者（対外経済政策専門家）
2025年2月19日	韓国・対面	韓国人研究者（科学技術政策専門家）
2025年2月20日	韓国・対面	韓国政府関係者（行政府）

2 韓国における経済安全保障問題

2.1 韓国の経済安全保障への取り組み

韓国の経済安全保障問題の端緒は2019年7月の日本の半導体材料輸出管理強化にあるとの見方が一般的である。しかし、よりグローバルには、2017年以降、米中の覇権競争が激化し¹、冷戦後の世界の自由貿易の秩序が変化し始めたことが韓国の経済安全保障制度整備の背景にある。

その後、中国の相次ぐ輸出統制、COVID-19パンデミック時期の供給網の寸断は、これまでグローバルな自由貿易体制と最適化された供給網の恩恵に浴してきた韓国の経済の脆弱性を露呈するきっかけとなり、こうした問題意識が、韓国政府を供給網安定化に対する取り組みに向かわせた。

その後、米中対立が長期化し、先端技術覇権競争の激化や、韓国経済を支えてきた半導体、ディスプレイ、二次電池等の分野での中国の急速なキャッチアップ、AI、量子などの分野での米中の研究開発の圧倒的優位性を目の当たりにし、供給網安定化に並び、技術優位性の維持と産業技術の保護、12大国家戦略技術を中心とした先端技術の開発への取り組みが、経済安全保障という文脈で推し進められることとなった。2019年頃より、その都度直面する課題に対応する形で順次取り組まれてきた韓国の経済安全保障への取り組みの柱は、現在では「供給網安定化」「先端技術開発」「技術の保護」の3つにおおむね集約することができる。このため、本報告書では韓国の経済安全保障に対する取り組みを、この3つの柱に沿って整理することとしている。

なお、第3章で後述するとおり、経済安全保障にかかる法体系は日本とは異なり²、韓国の経済安全保障関連法はそれぞれの法が並列している個別法体系であることから、韓国の経済安全保障に対する基本的な考え方や経済安全保障という言葉が包含する範囲についても一義的に定まっていない。

まず、この章では、韓国の経済安全保障政策の変遷を表2-1に示し、この章では、韓国の経済安全保障への対応について、政策の対象となっている品目・技術を整理し、政策の変遷についても跡付ける。

¹ “The White House, “National Security Strategy of the United States of America,” December 2017, <https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSSFfinal-12-18-2017-0905.pdf>.

² 日本の経済安全保障法体系は、経済安全保障推進法が経済安全保障にかかる政府の基本的な方針を規定し、重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な需要技術の開発支援、特許出願の非公開を4施策として定め、それぞれの基本指針を定めるピラミッド型の体系である。

表 2-1 韓国における経済安全保障政策の変遷 (2019 年以降)

区分	文在寅政権					尹錫悦政権			
	2019	2020	2021	2022	2022	2022	2023	2024	2025
供給網安定化政策	素・部・産供給安定化・自立化対策	「素・部・産 2.0」戦略				新政府の素部産政策方向性	素・部・産 グローバル戦略 重要鉱物確保戦略	供給網安定化推進戦略 第1次供給網安定化計画 (25-27)	
技術覇権・競争政策	素・部・産 R&D 投資戦略	素・部・産 R&D 高度化方策	素・部・産 未先導 R&D 推進策	国家必須戦略技術選定・育成・保護戦略		国家戦略技術育成方策	素・部・産 グローバル戦略 国家先端戦略産業育成基本計画 (23-27)	第 1 次国家戦略技術育成基本計画 (24-28) 新産業政策 2.0 第 8 次産業技術革新計画 (24-28)	
									第 5 次産業技術保護計画 (25-27)
経済安保安法制	素・部・産競争力強化特別法 産業技術保護法 (改正)		国家研究開発革新法				素材部品装備産業法 (改正) 国家戦略技術育成法	供給網安定化法 供給網 3 法	国家資源安保安特別法
韓国政府対応体制	素・部・産競争力強化委員会					NSC 経済安保安保秘書 / 経済安保安 TF	国家先端戦略産業委員会	国家戦略技術特別委員会 供給網安定化委員会	資源安保安協議会
							経済安保安供給網関係会議 対外経済安保安戦略会議		

出典：韓国政府発表資料を基に作成

2.1.1 経済安全保障政策の対象品目・技術

(1) 対象品目・サービス（供給網安定化）

供給網安定化政策の対象品目・サービスについては供給網3法（素材部品装備産業法、供給網安定化法、国家資源安全保障特別法）に基づいて定められている。供給網3法での品目指定の基準は表2-2に示すとおりである。

表 2-2 供給網3法における対象品目・サービス指定基準

区分	素材・部品・装備産業法	供給網安定化法	国家資源安全保障特別法
対象品目・サービス	供給網安定品目	経済安全保障品目・サービス	重要資源
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> 重点戦略技術品目の生産および需給への影響 海外特定国輸入依存度 中長期需給状況 国家経済・安全保障への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入依存度 特定国輸入依存度 供給網リスクの国家安全保障および経済安全保障への影響 海外政策変化による供給網リスク 災害又は気候変動による供給網リスクの程度 国内政策を通じた供給網安定化可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 国民政策への影響 経済活動または産業活動など経済的波及効果

出典：韓国政府 供給網3法を基に作成

特定国への輸入依存度が高い、あるいは国内経済に及ぼす影響が大きい品目が「素材・部品・装備供給網安定品目」に指定されている。具体的には、輸入額100万ドル以上、特定国への輸入依存度50%以上の品目1,719品目（2022年基準）のうち185品目が指定された。

品目の分類と代表的な品目を表2-3に示す³。

³ 産業通商資源部，“産業供給網3050戦略”，2023年12月13日，<https://www.motie.go.kr/>.

表 2-3 素材・部品・装備供給網安定 185 品目の区分

区分	業種	品目数	代表品目
先端 戦略 産業	半導体	17	半導体特殊ガス（ネオン、クリプトン） シリコンウエハー、フッ化水素など
	二次電池	19	水酸化リチウム、人造（天然）黒鉛、二次電池製造用電解液・分離膜・パウチなど
	ディスプレイ、 バイオ、電気電子	23	FMM、OLED 発光素材、メンブレン、バイオ培地、DC モーターなど
主力・新産業	自動車、造船	24	希土類永久磁石、ワイヤリングハネス、自律権走行チップ、船舶用熱交換器など
	機械、ロボット、 航空	24	産業用ロボット、無人運搬ロボット、CNC など
基礎 素材 産業	金属 （鉄鋼、非鉄）	29	マグネシウム塊、ニッケル塊、アルミニウム、チタン、パラジウムなど
	繊維	16	炭素繊維、共重合アラミド繊維、分散性染料および中間体など
	セラミック	16	酸化コバルト、工業用天然石英、耐火性ノズル、黒鉛棒、光繊維など
	化学	17	尿素、無水フッ酸、ブロム、二酸化チタニウム、無水アンモニアなど

出典：産業通称資源部 産業供給網 3050 戦略を基に作成

一方「経済安全保障品目・サービス」は、2024年6月に供給網安定化のために政府のコントロールタワーとして新設された「供給網安定化委員会」により指定された。

具体的には、半導体、二次電池、黒鉛、無水フッ酸、尿素、希土永久磁石、モリブデンなど製造業・防衛安全保障・生活分野の300品目と、物流（海運・航空）およびサイバーセキュリティの2サービスが指定対象となった。ただし、300品目の具体名は非公開である。また、品目名、サービスは1年ごとに再検討される。

2024年6月の「2024年供給網安定化先導事業者選定計画公告」（省庁合同広告第2024-272号）に示された省庁別の経済安全保障品目・サービスのリストは表2-4に示すとおりである⁴。

⁴ 供給網安定化委員会，“2024年供給網安定化先導事業者選定計画公告（省庁合同広告第2024-272号）”，2024年6月27日，<https://www.msit.go.kr/>。

表 2-4 省庁別の経済安全保障品目・サービスリスト

省庁	業種
科学技術情報通信部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム侵害事故対応サービス（サービス） ・ 光通信送受信部品 ・ 通信用加入者装置 ・ 通信用交換装置 ・ 携帯電話送受信中継装置 ・ 通信およびセンシング用発光素子 ・ 光通信繊維
行政安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪剤
農林畜産食品部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品製造、産業素材用、加工用、採油用、飼料用の穀物や食品副産物 ・ 肥料原料 ・ 牛肉（冷凍、冷蔵）
産業通商資源部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウラン ・ 原油 ・ パーム油 ・ 先端戦略産業分野の原料・素材
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半導体廃水処理の関連物質 ・ 浄水処理用物質 ・ 水処理用の凝集剤の関連物質 ・ PH 中和剤・洗浄剤の関連物質 ・ 界面活性剤・難燃剤の関連物質
国土交通部	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイル ・ 航空物流（サービス）
海洋水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明太 ・ 養殖用飼料の原料 ・ 国際貨物コンテナ ・ 海運業（サービス）
中小企業ベンチャー部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯磨き粉の原料 ・ ガラス腐食防止用添加物 ・ 道路除湿剤・除氷剤・健康補助食品の原料 ・ 電子機器用のエネルギー保存装置 ・ アルミニウム原料 ・ 電子記録用媒体 ・ 半導体部品（整流器素子） ・ 紙の原料
食品医薬品安全処	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家必須医薬品の原料 ・ 心臓移植用医療機器 ・ 植物性甘味料 ・ 化粧品原料（紫外線遮断）

防衛事業庁	・航空機関連素材・部品
	・戦車、大砲関連部品
	・ドローン関連部品
	・非メモリ半導体
	・レーダー増幅器
	・高爆火薬
	・化学・生物・放射能兵器探知の電子部品
山林庁	・木材チップ、パルプ、ボード ・山林バイオマス燃料
疾病管理庁	・COVID19 ワクチン、治療剤
宇宙航空庁	・映像処理素子

出典：供給網安定化委員会 2024 年供給網安定化先導事業者選定計画公告（省庁合同広告第 2024-272 号）を基に作成

「重要資源」については、石油、天然ガス、石炭、ウラン、水素、重要鉱物、再生エネルギー設備の素材・部品が指定されている。

なお、重要鉱物とは、「国家先端産業に必須の鉱物で、今後急激な需要増加が予想されるが、短期間での代替材を探し難く、資源が偏在しており、供給リスクが存在する鉱物」と定義されている。現在、33 種の鉱物が指定され、そのうち 10 品目は 10 大戦略重要鉱物に指定されている。

国家重要鉱物と 10 大戦略重要鉱物の内容について表 2-5 に示す⁴。

表 2-5 国家重要鉱物と 10 大戦略重要鉱物の内容

(10 大戦略重要鉱物) リチウム、ニッケル、コバルト、マンガン、黒鉛、希土類 5 種（ネオジウム、ジスプロシウム、タービウム、セリウム、ランタン）	その他の重要鉱物（23 項目） ニオブ、銅、アルミニウム、ケイ素、マグネシウム、モリブデン、バナジウム、白金族（白金、パラジウム）、錫、タイタニウム、タングステン、アンチモン、ビスマス、クロム、鉛、亜鉛、ガリウム、インジウム、タンタル、ジルコニウム、ストロンチウム、セレンウム
---	---

出典：供給網安定化委員会 2024 年供給網安定化先導事業者選定計画公告（省庁合同広告第 2024-272 号）を基に作成

(2) 対象技術（技術覇権競争）

経済安全保障対象の技術のうち、技術覇権競争の観点から対象となる先端技術、重要技術は「国家戦略技術育成法」、「国家先端戦略産業法」、「産業技術保護法」、「産業技術革新促進法」などに定められている。技術覇権競争の対象となる技術の内容は表 2-6 に示すとおりである。

表 2-6 韓国における技術覇権競争の対象となる先端技術の名称と対象技術

省庁	名称	指定基準と根拠法	対象技術
産業通商資源部	素材・部品・装備 重点戦略技術	① 産業的重要性 ② 供給網安定性・先取可能性 ③ 戦略性など国家・経済安全保障に及ぼす影響 (素材・部品・装備産業法)	10 分野 200 技術 (半導体、ディスプレイ、電気・電子、機械・金属、自動車、基礎化学、バイオ、宇宙、防衛産業、水素)
	国家先端戦略産業技術	① 産業供給網、国家・経済安全保障 ② 成長潜在力・技術難易度 ③ 輸出・雇用等国民経済効果 ④ 産業的重要性 ⑤ 他産業への波及効果 (国家先端戦略産業法)	4 分野 17 技術 (半導体、ディスプレイ、二次電池、バイオ) 以下追加後、6 分野 20 技術 (2 分野：ロボット2、防衛産業1) *2025 年 1 月告示
	国家重点技術	国家・安全保障および国民経済の発展に重大な影響、技術流出防止 (産業技術保護法)	13 分野 76 技術 (半導体、ディスプレイ、電気電子、機械、自動車・鉄道、鉄鋼、造船、原子力、情報通信、宇宙、生命工学、ロボット、水素)
	先端技術および製品	産業構造の高度化を促進 (産業発展法)	35 分野 3,043 の技術および製品
	超格差・革新挑戦技術	グローバル技術覇権に対応し市場を先取 (第 8 次産業技術革新計画 2024～2028) (産業技術革新促進法)	11 分野 45 プロジェクト (半導体、ディスプレイ、二次電池、未来モビリティ、コア素材、知能型ロボット、先端製造、航空・防衛産業、次世代原子力、先端バイオ、エネルギー新産業)
科学技術情報通信部	国家戦略技術	国民経済および関連産業影響、外交安全保障側面での戦略的重要性 (国家戦略技術育成法)	12 分野 50 技術 (半導体・ディスプレイ、二次電池、次世代通信、AI、先端バイオ、次世代原子力、先端モビリティ、先端ロボット製造、サイバーセキュリティ、量子、宇宙航空・海洋、水素)
企画財政部	新成長・源泉技術	未来有望性および産業競争力 (租税特例制限法)	15 分野 (未来型自動車、知能情報、次世代ソフトウェア、サイバーセキュリティ、コンテンツ、次世代電子情報デバイス、次世代放送通信、バイオ・ヘルス、エネルギー・環境、融合・複合素材、ロボット、航空・宇宙、先端素材・部品・装備、カーボンニュートラル、防衛産業)
	国家戦略技術	国家安全保障レベルの戦略的重要性と国民経済への影響 (租税特例制限法)	3 分野 (半導体、二次電池、ワクチン)

出典：各種の韓国政府発表資料を基に作成

表 2-7 に、供給網安定化および技術覇権競争のそれぞれの観点から指定された主要技術を比較した表を示す。半導体、ディスプレイは経済安全保障関連のすべての法律に基づいて主要技術に指定されているほか、

二次電池、先端バイオ、先端ロボット、宇宙航空・海洋などの技術がほとんどの法律に基づく主要技術として指定されている。これら技術が韓国の経済安全保障にとって特に重要な技術であることが読み取れる。また、これら技術が実際に韓国の経済安全保障上重要であることは、日本および韓国において実施した有識者インタビューでも同様に確認ができています。

表 2-7 韓国の各法律別に指定された主要技術の比較

区分	供給網安定化法	国家先端戦略産業法	産業技術保護法	産業技術革新促進法	国家戦略技術育成法
	素材部品装備重点戦略技術	国家先端戦略産業技術	国家重点技術	超格差・革新挑戦技術	国家戦略技術
半導体	●	●	●	●	●
ディスプレイ	●	●	●	●	●
二次電池		●		●	●
先端バイオ	●	●		●	●
先端ロボット		●	●	●	●
自動車・鉄道	●		●		
宇宙航空・海洋	●		●	●	●
情報通信			●		●
人工知能					●
先端モビリティ				●	●
水素	●		●		●
次世代原子力			●	●	●
電気電子	●		●		
機械金属	●		●		
基礎化学	●				
生命工学			●		
量子					●
鉄鋼			●		
造船			●		
サイバーセキュリティ					●
防衛産業	●	●		●	
エネルギー新産業				●	

出典：各種の韓国政府発表資料を基に作成

2.1.2 経済安全保障問題の経緯と韓国政府の対応

ここでは、経済安全保障問題が韓国において注目され始めた経緯と、これに対する韓国政府の対応について跡付ける。

2017年以降、米中対立が顕在化し、また、グローバル供給網の再編が行われる中、先端素材・部品・装備分野技術の国際競争が激化し、韓国国内の産業に対する潜在的な脅威が高まっていった。

2019年7月、日本による半導体材料輸出規制が発動されたことを契機に、韓国は重要技術の自立と供給網の安定を重視する政策を取った。ただし、経済安全保障という概念自体は、日本において経済安全保障政策の策定が進められてきた2021年頃から韓国でも認識されることとなり、韓国政府もこの頃から経済安全

保障政策に着手し始めた。

2022年以降、ロシアによるウクライナ侵攻によるグローバル供給網への影響に加え、米中技術覇権競争による半導体・バッテリー等の供給競争が激化する中で、韓国政府は経済安全保障政策の下、戦略的技術開発・技術流出防止、資源・鉱物・経済安全保障関連品目の供給網安定化のための政策・制度構築に本格的に着手した。

2019年以降の韓国における主な経済安全保障問題を表2-8に整理した⁵。

表 2-8 韓国における主な経済安全保障問題（2019年以降）

経済安全保障問題	関連国	内容	韓国政府の対応
半導体・ディスプレイ素材輸出規制 (2019年7月)	日本	半導体材料3品目（フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジスト）の対韓国輸出規制 韓国を日本のホワイトリストから除外	<文在寅政権> 日韓関係の悪化 素材・部品・装備産業の競争力強化（国産化） 供給の安定化が優先課題
COVID-19 パンデミック (2020年2月)	中国 米国 EU	中国のCOVID-19封じ込め政策によりマスク、ワイヤーハーネス、車両用半導体などの需給に支障 米国、EUなどがコロナワクチンの輸出を規制	
尿素水輸出統制 (2021年11月)	中国	中国の尿素供給不足による尿素輸出の統制	
ロシアのウクライナ侵攻 (2022年2月)	ロシア	地政学的リスクの発生によるロシア、ウクライナから供給される主要原料と中間材需給に支障	<尹錫悦政権> 包括的経済安全保障への対応 資源、重要鉱物につき供給網安定品目、経済安全保障品目に細分化した供給網管理 技術開発と技術流出防止を含む戦略技術管理
台湾海峡での軍事訓練 (2022年8月)	中国	中国人民解放軍による台湾海峡軍事訓練 船舶と飛行機の運航に支障	
ガリウム/ゲルマニウムおよび黒鉛輸出規制 (2023年7月、2024年12月)	中国	米国の対中国半導体制裁に対する中国の報復措置として半導体、二次電池などの主要原料であるガリウム/ゲルマニウムと黒鉛の輸出を統制	

出典：ジョンヒョンヒ、リジュン “供給網3法と韓国型経済安保、挑戦と課題” を基に作成

以下では、文在寅政権から尹錫悦政権に至る政権交代の時期に着目して、それぞれの政権時期における経済安全保障に対する取り組みについて整理する。

(1) 文在寅政権（2017～2022年）時期の主な取り組み

① 政権前期（2017～2018年）

2017年5月、弾劾により任期を全うせず失職した保守系の朴槿恵政権から、革新系の文在寅政権へと政権が交代した。文政権は所得主導型経済成長を目指し、この時期は、いまだ経済安全保障は政策課題として認識されていなかった。

この時期、韓国経済はグローバル経済における自由貿易と経済的相互依存の下、海外からの安定的な供給網に依存しながら経済成長を達成していた。こうした経済政策の下ではコスト競争力が重視され、海外への生産移管が進んだ結果、国内生産が減少したことで2001～2017年の素材・部品・装備の国内調達率は60%半ばへと低下した。例えば、半導体産業の素材・部品の国内調達率は27%、ディスプレイについては

⁵ ジョンヒョンヒ、リジュン，“供給網3法と韓国型経済安保、挑戦と課題”，KIET『産業経済』,2024年2月，
<https://www.kiet.re.kr/>.

45%、機械は61%、自動車は66%などにとどまった。一方、技術蓄積に時間を要する先端化学素材などは、もともと輸入依存度が高い状況にあった。

国際供給網の不安定化という潜在的なリスクは、この時期にはほとんど認識されていなかった。

② 政権後期（2019～2022年5月）

文政権成立直後から、日韓関係は歴史問題をめぐり、不協和音が顕在化しつつあった。こうした環境下、文政権の後期となる2019年、日本政府による半導体材料の輸出管理強化の方針が打ち出され、韓国にとって最も重要な産業のひとつである半導体産業に、供給網の不安定化がもたらされた。

a. 日本による半導体材料出管理強化と韓国政府の対応

2019年7月、日本政府が輸出管理強化措置として、韓国向け半導体材料3品目（フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジスト）の輸出管理の厳格化と、韓国を安全保障上の輸出審査において優遇を行うホワイト国から除外することを発表した。

これに対して文政権は、翌8月に対日輸入依存度引き下げを目指した「対外依存型産業構造脱皮のための素材・部品・装備競争力強化対策－素材・部品・装備供給安定および自立化対策－」（以下、「2019年競争力強化対策」）を発表した。

この自立化対策では、①日本政府が包括輸出許可から個別輸出許可に切り替えた3品目を含む100品目について、うち20品目を1年以内に、残りの80品目を5年以内にそれぞれ「供給安定化」すること、②素材・部品・装備産業の競争力を強化することを目標として掲げた。

ここでいう「供給安定化」は、事実上、対日輸入依存度引き下げを狙う「脱日本化」を意味した。また、「供給安定化」の手法として、米国、ロシアなど海外企業の投資誘致を含めた国産化の推進や、輸入先の多角化が挙げられた。

2019年競争力強化対策の発表に引き続き、同年8月、韓国政府は「素材・部品・装備 R&D 投資戦略および革新対策」を発表し、技術開発のために5年間にわたり毎年1兆ウォン（約1000億円）を投入する計画を出した。こうした韓国政府の対応の結果、一部の半導体製造原料などについては、日本からの輸入量、依存度ともに減少し、素材・部品・装備100品目の対日輸入依存度は2019年31.4%から2021年には24.9%まで減少した。

韓国政府はさらに同年10月には、既存の「経済関連閣僚会議」での対応体制を変更し、「素材・部品・装備競争力強化委員会」（委員長：経済副総理）を設置して対応にあたることとした。

法制度の整備にも着手し、同年12月に既存の「素材・部品専門企業特別措置法」（2001年制定、2021年時限法）を「素材・部品・装備産業の競争力強化特別措置法」に改正し、これを2020年4月に施行した。この法律が、2019年以降の韓国における供給網安定化と先端技術開発を目指した最初の経済安全保障関連法となった。

一方、技術保護については、「第3次産業技術流出防止・保護総合計画（2019～2021）」を策定し、国家重点技術の保護、人材流出防止、セキュリティ能力強化、産業技術保護制度の強化を推進した。

日本による貿易管理強化をきっかけに、韓国政府はこれまで海外に依存してきた半導体材料など重要品目の供給網が不安定化すれば、産業自体の存亡に影響を与える可能性があることを強く認識し、供給安定化の重要性を認識するに至った。

b. 2020～22年のパンデミックと米中対立下における韓国政府の供給網安定化・技術覇権競争

日本による半導体材料輸出管理強化に引き続き、2020年2月以降、COVID-19パンデミックという特殊な状況下で、中国からの自動車部品（ワイヤーハーネス）の輸出が停止した。これにより、韓国内の自動車工場は一時的な操業停止を余儀なくされる事態となった。

韓国はこれまで、グローバルな自由貿易と供給網の恩恵に依存し、製造・加工貿易中心の経済成長を成し遂げてきており、再び顕在化した供給網の寸断リスクにより、供給網の安定化は、韓国政府にとっての重要な政策の対象となった。

また、この頃より時期を同じくして、米中間の技術覇権競争が顕在化し、米国は先端技術半導体チップの対中国輸出統制を強化した。当時のバイデン政権は2021年2月、Executive Order 14017 on Securing America's Supply Chains⁶を発表し、4大重点分野（半導体製造、電気自動車用含む大容量バッテリー、重要鉱物、医薬品）を選定して供給網安定化に係る規制の強化に乗り出した。

この時期韓国政府は、2020年6月、科学技術の研究開発に対する財政投入を積極化するとともにセキュリティ管理強化のため、「国家研究開発革新法」を制定し、これを21年1月に施行した。

また、取り組みの一環として、2020年5月には、産業通商資源部内に技術保護を専門に担当する「貿易安全保障担当官」を設置した。

2020年7月には、前述の2019年競争力強化対策の内容を更新した「素材・部品・装備2.0戦略」を発表した。同戦略は、日本の輸出規制への対応を契機としながらも、米中対立の顕在化を受け、供給網の安定化のために先制的に対応するという政策へと、対応のレベルを一層引き上げたものとなった。

まず、日本の貿易管理強化を念頭においた100品目の対象技術を、グローバルレベルの338品目に拡大した。そして、先端分野（半導体、バイオ、電気自動車、先端素材・部品・装備）の技術開発と企業誘致、戦略技術開発に2022年までの期間で5兆ウォン（約5000億円）以上を投入することを定めた。

続いて2021年5月には、「素材・部品・装備未来先導品目R&D推進策」を発表した。これは、半導体、ディスプレイ、電気電子、自動車、機械金属といった主力産業の高度化と、未来素材、バイオ、グリーン・エネルギー、非対面デジタルといった新産業創出を謳うもので、主力産業の高度化は産業通商資源部が、新産業の創出は科学技術情報通信部がそれぞれ所管となった。

こうした中、同年10月、中国の尿素水輸出統制によって尿素水の輸入が停止し、排ガス制御のために尿素水の使用が義務付けられている韓国内のディーゼルトラックの運行と貨物物流停滞の懸念が広がった。韓国は、尿素およびその原料であるアンモニアの生産を2011年に中断しており、全量を輸入に依存している状況であった。尿素水については、輸入量全体の97.6%を中国から輸入していたため、中国からの輸入停止はディーゼルトラック運行の停滞懸念に直結した。この事態により、韓国政府は、たとえ先端技術を必要とする原料や素材でなくても、国の経済に多大な影響を与えること、すなわち経済安全保障上の戦略物資となる可能性が高いことを認識するに至った。

中国からの尿素水の輸入が一時停止となる状況を認知した韓国政府は同年10月18日、経済安全保障問題に対する司令塔機能を持つ「対外経済安全保障戦略会議」の第1回会議を開催した。

対外経済安全保障戦略会議は経済副総理が主宰する閣僚級会議として2021年9月27日の対外経済長官会議にて新設が議決された新設の会議体である。参加者は経済副総理、外交部、産業部、科学技術部、環境部、国家情報院、国家安全保障室などから構成される。

⁶ The White House, "Executive Order on America's Supply Chains," 24 February 2021, <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/02/24/executive-order-on-americas-supply-chains/>.

文政権はこの後、2021年12月には国家安全保障室（NSC）内に「新技術・サイバー安全保障秘書官」職を新設し、各省庁にもそれぞれに経済安全保障担当のポジションが設置された。外交部では、2021年11月以降「経済安全保障重要品目早期警報システム」を構築し、対外依存度の高い品目・主要鉱物資源の供給網動向モニタリングの実施を開始した。

表 2-9 2021 年以降に各省に設置された経済安全保障関連組織

省庁名	設置されたポジション	設置時期
企画財政部	経済安全保障コア品目タスクフォース（省庁連携）	2021年11月
	経済安全保障供給網企画団	2022年3月
産業通商資源部	産業安全保障タスクフォース	2022年2月
	産業安全保障政策官	2022年3月
外交部	経済安全保障タスクフォース	2021年11月
	経済安全保障外交センター	2022年3月

出典：韓国政府発表各資料より作成

この時期にはまた、先端技術育成と技術保護に関する認識が一層高まり、科学技術分野と産業技術分野において政策形成と法制化が進んだ。

科学技術分野においては、2021年12月に、科学技術情報通信部を中心に省庁横断の「国家必須戦略技術選定および育成・保護戦略」が発表された⁷。このとき、10の必須戦略技術として選定されたのは、半導体・ディスプレイ、二次電池、5G・6G、先端ロボット・製造、先端バイオ、サイバーセキュリティ、水素、人工知能、宇宙・航空、量子であった。これらの技術について、技術水準を2030年までに最も進んだ国に対して90%以上に到達させることが目標とされた。

また、産業分野においては2022年2月に、先端技術開発と競争力強化のため、「国家先端戦略産業法」が制定され、尹錫悦政権移行後の同年8月に施行された。なお、同法に基づいて指定された「先端戦略技術」は半導体、ディスプレイ、二次電池、バイオの4分野で、尹錫悦政権移行後の2023年6月に告示された。

一方、産業技術の保護に関しては、2021年12月22日に策定された「第4次産業技術流出防止・保護総合計画（2022～2024）」に基づいて、重要技術の保護、人材管理強化、技術保護の法的保護措置強化などが進められることになった。

(2) 尹錫悦政権（2022年5月～現在）時期の主な取り組み

① 経済政策の柱となった経済安全保障政策

a. 尹政権初期（2022年）の経済安全保障政策

2022年2月からのロシアによるウクライナ侵攻と米中間の覇権競争の顕在化により、医薬品、エネルギー、食料、半導体、鉱物など戦略物資の供給網が不安定化し、経済安全保障の環境は急速に変化した。

米国政府は2022年8月、「半導体と科学法」（CHIPS and Science Act、CHIPS法）を制定し、半導体・人工知能・量子などの戦略技術に5年間約3000億ドルを投資するとともに専門担当組織を設置することを決めた。また、前述のとおり、2022年10月には、「国家安全保障戦略報告書」（National Security Strategy

⁷ 科学技術情報通信部、「国家必須戦略技術選定および育成・保護戦略発表。」2021年12月22日、<https://korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156487815>。

of the United States of America) において、脱冷戦秩序の明確な終焉を宣言した⁸。こうして米国のアジアからの輸入に中国の占める割合は2017年末の67%から22年末には48%まで減少した。

一方、韓国では文在寅政権から尹錫悦政権に移行すると同時に対日外交政策は転換、日韓関係は改善に転じた。

尹錫悦政権は2022年5月、大統領室の国家安全保障室（NSC）内に経済安全保障秘書官職を新設した。これにより、文政権時に設置された対外経済安全保障戦略会議は廃止された。

尹錫悦政権はまた、2022年5月21日にソウルで行われた米韓首脳会談で両国の大統領室間の経済安全保障対話の開始について合意した。第1回米韓経済安全保障対話は2022年7月に開催され、産業分野供給網整備、半導体・バッテリー分野での協力、人工知能などの科学技術分野での協力、重要鉱物分野での協力などが議論された。

同年6月には尹政権は、「新政府の経済政策方向性」とする文書を発表し、この中で当面の懸案課題であるリスク管理の筆頭課題として経済安全保障対応、なかでも特に供給網の安定を掲げた。その主な内容を表2-10に示す⁹。

表 2-10 尹政権の「新政府の経済政策方向性」に盛り込まれた供給網安定化政策

狙い・目的	政策で追求する内容
総合的な対応のための推進体系と制度・財政的基盤作り	サプライチェーン混乱の可能性をモニタリングするサプライチェーン危機警報システムの構築
	「供給網3法」の制定・改正によるサプライチェーン管理・支援基盤の構築
	インド太平洋経済枠組み（IPEF）、環太平洋パートナーシップに関する包括的で先進的な協定（CPTPP）などの多国間の枠組みについての議論に積極的に参加、重要鉱物供給国との貿易・支援拡大などのネットワーク構築
サプライチェーン対応力強化のための海外資源確保と在外韓国系企業の国内回帰・海外企業の対内直接投資支援	民間企業の海外進出に対する融資・公共機関支援拡大による海外資源の確保 食料安全保障の強化
	国内回帰認定条件緩和による在外韓国系企業の国内回帰支援（サプライチェーンの混乱が生じる可能性が高い先端産業・新技術を中心とする）
	産業競争力強化・サプライチェーン強化などにつながる海外企業誘致のための資金支援拡大

出典：百本和弘「焦点は競争力強化から供給網リスク管理へ：韓国の供給網政策を点検する（1）」から引用

尹政権はさらに技術覇権競争に関連する政策の具体化にも乗り出した。

2022年10月、尹政権は「新政府の素材・部品・装備産業政策方向性」を発表し、前政権の「素材・部品・装備2.0戦略」の内容を見直した。

前政権で悪化していた日本との関係の改善を目指した尹政権は、文政権時代の供給網安定化政策の成果すなわち素材・部品・装備の対日依存度の低下を評価しつつも、素材・部品・装備戦略を単なる対日対策として位置づけることを止めた。そして、2022年以降も続く供給網の不安定化の懸念、米中技術覇権競争、カーボンニュートラルを目指すという新たなグローバルな課題への備えの必要性を強調した。表2-11に、文政

⁸ The White House, “National Security Strategy of the United States of America,” October 2022, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/Biden-Harris-Administrations-National-Security-Strategy-10.2022.pdf>

⁹ 百本和弘, “焦点は競争力強化から供給網リスク管理へ：韓国の供給網政策を点検する（1）,” JETRO REPORT, 2023年11月15日, <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/b97d9f95af974a67.html>.

¹⁰ 韓国政府, “新政府の素材・部品・装備産業政策方向性,” 2022年10月18日, <https://korea.kr/briefing>.

権時と尹政権時の素材・部品・装備産業戦略の違いを整理した¹⁰。尹政権においては、重要戦略技術の範囲を拡大するとともに供給網安定品目を新設し、技術覇権競争と供給網安定化の両方の課題に取り組む姿勢が明確化されたことがわかる。

表 2-11 文政権と尹政権の素材・部品・装備戦略の違い

区分		文政権の素材・部品・装備産業戦略	尹政権の素材・部品・装備産業戦略
対象	国家	事実上の対日本対策 「素・部・装 2.0 戦略」で対日 100 品目を対世界 338 品目に拡大したが、具体的な支援手段は明示されていない	対グローバル供給網へ拡大 重要戦略技術の拡大 (100 → 150) 実質的支援手段を提示
	産業	既存の主力産業が中心	先端未来産業が中心
	品目	先端技術が中心	汎用品、原料・素材などを含む 供給網安定品目を新設
支援	R&D	個別企業を支援	研究開発関連工コシステム全般を支援
	事業化	R&D 完了後に連携	同時企画・事業推進
	輸出	特段の支援なし	グローバル化戦略を推進
方式	事後対応が中心	事前対応体系を構築	

出典：韓国政府「新政府の素材・部品・装備産業政策方向性」を基に作成

尹政権の重要技術に対する取り組みの方向性は、2023 年 4 月 18 日に韓国政府から発表された「素材・部品・装備グローバル化戦略」によって一層明確に示された。150 の素材・部品・装備コア戦略技術は、10 大重点戦略技術分野、200 コア戦略技術へと再編された。10 大重点戦略技術分野とは、半導体、ディスプレイ、自動車、機械金属、電気電子、基礎化学、バイオ、宇宙、防衛産業、水素である。

一方、科学技術政策については科学技術情報通信部が 2022 年 10 月 28 日に発表した「国家戦略技術育成方策」にその戦略がまとめられている。この政策文書は、技術覇権競争時代を先導する米国、中国といった技術強国と比肩するための戦略をとりまとめた科学技術政策の最上位文書である。この文書では、12 大国家戦略技術と 50 大細部重点技術が指定された。

12 大国家戦略技術とは、①半導体・ディスプレイ②二次電池③次世代通信④人工知能⑤先端バイオ⑥次世代原子力⑦先端モビリティ⑧先端ロボット・製造⑨サイバーセキュリティ⑩量子⑪宇宙航空・海洋 ⑫水素である。この政策文書には、これら 12 大国家戦略技術に対して「国家戦略技術課題（プロジェクト）」が推進されることが規定されているほか、大統領直轄の科学技術諮問会議に「国家戦略技術特別委員会」を設置し、戦略技術の指定・管理、基本計画の策定など戦略技術政策全体を総括・調整することや、国家戦略技術課題推進委員会を構成・運営して、官民合同で戦略を具体化していくことなどが示されている。

b. 尹政権運営期（2023～24 年）の経済安全保障政策の制度化

尹政権の運営が安定軌道に乗った 2023 年以降も、米中間の対立を背景に、中国にまつわる経済安全保障上の出来事が続いた。

2022 年 8 月には米国のペロシ下院議長の台湾訪問を受けて中国人民解放軍が台湾を取り囲む 7 つの航行制限海域を設定・公示して大規模な軍事演習を行い、安定的な海上輸送が一時危機にさらされた¹¹。供給網

¹¹ 河上康博, “人民解放軍による台湾の航空・海上封鎖作戦分析—軍事演習等から見えてくるもの—,” 2023 年 4 月 26 日, https://www.spf.org/japan-us-taiwan-research/article/kawakami_01.html.

の不安定化はその後も続き、中国は2023年7月以降、ガリウム、ゲルマニウム、黒鉛の輸出規制を実施、その一方で2024年9月には、米国が中国への追加措置として電気自動車（EV）、半導体、太陽光パネル、車載用電池に対し追加関税措置を発動した。

その一方で、日米韓の3か国による経済安全保障協力は前進した。2022年7月に開始された米・韓経済安全保障対話は、同年11月のプノンペン日米韓首脳会談での合意にもとづき、2023年2月以降は、日・米・韓3か国による経済安全保障対話へと拡大された。第1回の日米韓3か国経済安全保障対話は2023年2月にホノルルで実施され、重要・新興技術分野（量子・バイオ・宇宙等）協力、専門人材交流、半導体・バッテリー・重要鉱物の供給網安定化、技術保護、データ移動と保護、経済的相互依存の武器化対応などが議論された。その後、3か国による経済安全保障対話は、第2回をワシントンDC（2023年7月）、第3回を釜山（2024年3月）、第4回をサンディエゴ（2024年6月）で開催している。

また、2023年8月の日米韓首脳会談（キャンプ・デービッド）では、安全保障協力の強化やインド太平洋での協力拡大に並んで、経済安全保障分野においても、サプライチェーン早期警戒システム（EWS）の試行、3か国の国立研究所間の協力による重点技術分野や新興技術分野における共同研究計画の促進が合意された。協力分野としては、高度なコンピューター処理、人工知能、材料研究、気候・地震のモデル化が想定された¹²。

この合意を受け、2024年4月には3か国による「破壊的技術保護ネットワーク」の最初の3者会談が米国ワシントンDCで開催され¹³、また、3か国の国立研究機関間の新たな協力に関する協力覚書が署名された¹⁴。

2024年11月にリマで開催された日米韓首脳会合では、キャンプ・デービッド会合を受け、3か国の経済安全保障面でのさらなる協力が共同声明の中で確認された¹⁵。主な経済安全保障関連の言及としては、「2025年に韓国が鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）の議長を務めていることを歓迎」すること、「インド太平洋経済枠組み（IPEF）サプライチェーン協定の下に設置された危機対応ネットワークにおける協力の強化にコミット」していることなどが含まれている。

日米韓の3か国の協力強化へのコミットメントが強化される中、尹政権はこの時期、経済安全保障にかかる国内の政策・制度の整備にも精力的に取り組んだ。

2023年2月、尹政権は「先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略」を発表し、同12月には「供給網安定化3050戦略」を発表した。

政権は、供給網安定化の対象に、新たに重要鉱物を追加する形で、重要鉱物33品目を選定し、そのうち、供給網安定化に必要な10品目を10大戦略重要鉱物と指定し、集中的に管理する方針を示した。具体的には、現状80%台である10大戦略重要鉱物の特定国への依存度を2030年までに50%台まで減らすことを目標とした。また、産業通商資源部が主管する産業供給網戦略会議で策定された「供給網安定化3050戦略」では、185の供給網安定化品目を指定し、特定国への依存度を22年の平均70%から30年までに50%以下へと引

¹² FACT SHEET, "The Trilateral Leaders' Summit at Camp David," U.S.Embassy & Consulates in Japan, Aug 18, 2023, <https://jp.usembassy.gov/fact-sheet-trilateral-summit-at-camp-david/>.

¹³ Bureau of Industry & Security, "The Departments Of Justice And Commerce Launch The Disruptive Technology Protection Network With Japan And The Republic Of Korea," 6 April 2024, <https://www.bis.gov/press-release/departments-justice-and-commerce-launch-disruptive-technology-protection-network>.

¹⁴ 内閣府, "日米韓の国立研究所間の新たな協力に関する協力覚書の署名," 2024年4月25日, <https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/nichibeikan/20240425.html>

¹⁵ 外務省, "日米韓首脳共同声明," 2024年11月15日（和文仮訳）, 2024年11月15日, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100754585.pdf>

き下げる目標が提示された。

一方、技術覇権競争の観点からは、産業分野における「国家先端戦略産業法」を2022年8月に施行し、法制化に伴って、国家先端戦略産業の育成への取り組みが本格化することとなった。

2023年5月には、国務総理が主宰する第2回国家先端戦略産業委員会で「第1次国家先端戦略事業育成・保護基本計画（2023～27）」が策定され、先端技術の保護に関しても文政権時に策定された政策文書が更新された。

2024年2月に韓国政府は「新産業政策2.0」戦略¹⁶を発表し、先端産業の超格差（圧倒的優位性）の維持、主力産業の大転換、輸出の高度化、AI時代の新産業政策の推進という4つの柱を提示した。

圧倒的優位性を持つ先端産業は半導体、二次電池、ディスプレイ、バイオの4業種であり、半導体ではサプライチェーンの弱みを補完し、ファブレス産業の競争力強化や次世代パワー半導体のR&D支援等が謳われた。二次電池については、安定的な供給網確保のため鉱物資源確保、鉱物低消費型二次電池の開発支援、ディスプレイについては、グローバル市場競争の激化を踏まえ、OLED量産・R&D投資の支援、次世代マイクロLEDのR&D支援、バイオ分野については、先端バイオ医薬品製造工程の高度化R&D推進のためにバイオ素材・部品・装備技術開発ロードマップの策定などが謳われた。

大転換が謳われた主力産業は自動車、造船、鉄鋼、石油化学の4業種であり、自動車では、EVへの転換のトレンドは当面不変とみなし、東南アジア等のEV新市場の開拓、部品供給力の拡大を支援して2030年のEV生産能力を5倍とする目標が示された。造船については、K造船超格差ロードマップの策定、次世代造船産業技術革新を後押しする法令の準備等が謳われた。鉄鋼産業は世界的なカーボンニュートラル製鉄技術の開発支援や需要側でのグリーン調達に対応する技術開発や民間投資支援などを、石油化学では、低炭素設備への更新費用の支援や小規模プラント間の生産能力をデジタルでつなぐ「コネクティッドマイクロファクトリー」の構築支援などが謳われた。

また、尹政権は、2023年6月から2024年2月にかけて、「供給網3法」すなわち「素材・部品・装備産業特別法」、「供給網安定化法」、「国家資源安全保障特別法」の制定・改正を行い、供給網安定化関連の法制化を進めた。

技術覇権競争関連法についても、「国家研究開発革新法」、「国家先端戦略産業法」、「産業技術革新促進法」、「産業技術保護法」、「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」、「防衛産業技術保護法」の各法を改正し、「国家戦略技術育成法」、「産業財産情報の管理および活用促進に関する法律」を新設した。これによって、経済安全保障関連の法整備が整った。各法の詳細は第3章で後述する。

また、経済安全保障関連各法の整備とともに、政府組織の新設や改編も順次進められた。

供給網安定化関連では2024年6月に、経済副総理を委員長とする「供給網安定化委員会」が、経済安全保障の基本的方向性の設定と供給網安定化政策を審議・調整する政府のコントロールタワーとして新設された。「供給網安定化委員会」は、文政権時期の「対外経済安全保障戦略会議」が尹政権発足後「経済安全保障供給網関係閣僚会議」へと再編され、さらに2024年6月から常設の委員会として設置されたものである。

一方、技術覇権競争関連では、産業分野の先端技術政策については、2022年8月に施行された国家先端戦略産業の競争力強化・保護のための特別措置法に基づいて同年11月に発足した「国家先端戦略産業委員会」が所管することとなり、科学技術分野の国家戦略技術については国家科学技術諮問会議（PACST）の審議会の傘下に2023年「国家戦略技術特別委員会」が設置され、政策の総括検討を行うこととなった。

¹⁶ 産業通商資源部, "スピードと成果を2倍にする「新産業政策2.0」を推進," 2024年2月7日,
<https://www.motie.go.kr/kor/article/ATCL8764a1224/155118569/view>

2024年8月、国家科学技術諮問会議では、今後5年間の国家戦略技術の育成に係る基本計画である「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）」が議決された。

組織改編については、このほか2024年8月には、産業通商資源部傘下に、経済安全保障管理の機能を持たせた「貿易安全保障管理院（KOSTI）」を設置した¹⁷。「貿易安全保障管理院」は、2007年に設置された安全保障貿易管理のための国の機関である「戦略物資管理院」の機能を経済安全保障分野にまで拡大したもので、戦略物資の判定、戦略物資の輸出入管理、統制予想品目の産業影響分析、外国人投資の安全保障審査支援、無許可輸出の取り調べ、貿易安全保障に関する相談窓口の機能などを有する。

c. 2024年12月以降の経済安全保障

2024年12月、尹大統領による非常戒厳令の発動と、これに続く議会での尹大統領および国務総理に対する弾劾決議という事態は、経済安全保障の推進にも少なからぬ影響を与えるものと思われる。しかし、実務レベルでは、尹政権の内閣が引き続き、具体的な取り組みを進めている。

2024年12月19日に政府は、第3回供給網安定化委員会を開催し、「第1次供給網安定化基本計画（2025～2027）」を発表した。これは、同年6月に施行された「供給網安定化法」に基づいて策定されたものである。また、2024年12月には「第7回国家先端戦略産業委員会」でロボット、防衛産業分野を国家先端戦略技術に新たに指定した。これにより、国家先端戦略技術は従来の4分野17技術から分野20技術へと拡大した。

技術保護に係る総合計画である「第5次産業技術流出防止・保護総合計画（2025～27）」も、政局混乱の時期にもかかわらず2024年12月に策定された。これら主要な基本計画の内容については第4章に詳述する。

2.2 韓国の経済安全保障に関する課題意識

2.2.1 供給網安定化に関する課題意識

(1) 重要品目・サービスの輸出入状況

韓国は経済安全保障の対象となり得る重要品目・サービスについても、また、重要な資源についても従来、対外依存度が非常に高い。特にエネルギー・非鉄金属などはほぼ全量を輸入に依存している状況である。

最大の貿易相手国は中国であり、2023年の素材・部品・装備輸出額は924億ドルで輸出総額に占める比率は27.7%、同輸入額は728億ドルで、輸入総額に占める比率は29.9%である。196億ドルの輸出超過ではあるが、近年では、対中国黒字幅は減少している。

一方、日本との貿易については、2023年の素材・部品・装備輸出額は139億ドル、輸入額は341億ドルで、202億ドルの赤字となっている。対日赤字を分野別にみると、化学製品が22億ドル、電子部品が74億ドル、半導体・ディスプレイ装備が32億ドルとなっている。

重要鉱物の貿易環境も変化している。資源供給国では、近年資源国有化の動きが強まっており、資源需要国である韓国は、特定国への依存度を引き下げるべく努力をしている。韓国の強みである二次電池産業用の重要鉱物の供給は多くを海外に依存しており、中国はリチウム、ニッケル、黒鉛などの供給網を支配しており、また、チリ・インドネシアなどの供給国も重要鉱物の生産・輸出の統制を強化している状況にある。インドネシアは2019年にニッケル鉱の輸出を禁止する措置を発動した。

需要国である韓国は、特定国への供給網依存から脱却するため、同盟国連携の協力拡大、自国内産業の育成など、重要品目・鉱物資源の供給網の国内回帰を推進している。しかし、韓国内での対応だけでは、供給

¹⁷ 貿易安全保障管理院, <https://www.kosti.or.kr/main>

網安定化に限界があることも認識されている。韓国企業は長期供給契約による供給確保や海外資源開発、国内生産への転換、資源再利用等の対策をとり、政府は備蓄を通じて、重要鉱物の確保に取り組んでいる。しかし、急激な需要増加に十分には対応できない状況にある。

(2) 海外依存度の高い品目の状況

半導体産業や二次電池産業では重要鉱物に対する需要が急増している一方、重要鉱物の製錬所が国内にはなく、精錬施設を有する特定国輸入に依存する状況が続いている。

また、カーボンニュートラル実現のためのエネルギー転換への取り組みにより、2040年の重要鉱物の需要が2021年比で4～19倍にまで増加するとの分析があり¹⁸、リチウムは15倍、ニッケルは19倍、マンガンは19倍、コバルトは4倍程度増加すると見込まれている。表2-12に、10大戦略重要鉱物の輸入依存度を¹⁹、表2-13に主要産業素材・品目の輸入依存度をそれぞれ示す²⁰。

表 2-12 10大戦略重要鉱物の輸入依存度

鉱種		主な輸入相手国および依存度
リチウム	水酸化リチウム	中国 80%、チリ 17%
ニッケル	硫酸ニッケル	フィンランド 62%、中国 18%、南アフリカ共和国 9%
	ニッケル全球体	中国 99%
コバルト	水酸化コバルト	中国 65%、ベルギー 24%、フィンランド 6%
マンガン	硫酸マンガン	中国 78%、米国 8%、ドイツ 7%
	炭酸マンガン	中国 60%、日本 37%、米国 3%
黒鉛	天然黒鉛	中国 97%
	人造黒鉛	中国 69%、日本 13%、米国 6%
希土類 5 種	希土類	中国 54%、日本 21%、フランス 10%
	ネオジウム永久磁石	中国 85%、フィリピン 14%

出典：外交部、「経済安全保障外交センター 鉱物安全保障パートナーシップ (MSP) 2年間の成果と課題」を基に作成

表 2-13 主要産業素材・品目の輸入依存度 (2023 年)

区分		特定国 輸入依存度 (%)
半導体	無水フッ酸	97%
バッテリー	天然黒鉛	97%
	人造黒鉛	88%
電気自動車	希土類、永久磁石	85%

出典：供給網安定化委員会「第1次供給網安定化基本計画 (2025～2027)」を基に作成

¹⁸ 韓国エネルギー経済研究院、「重要鉱物需要急増に備えた資源安全保障確保方案研究」, 2023年2月28日、
https://www.keei.re.kr/board.es?mid=a10101020000&bid=0001&list_no=82189&act=view.

¹⁹ 外交部・経済安全保障外交センター、「鉱物安保パートナーシップ (MSP) 2年間の成果と課題」, 経済安保レビュー 24-11, 2024年6月28日、https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_26799/view.do?seq=369092&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0

²⁰ 供給網安定化委員会、「第1次供給網安定化基本計画 (2025～2027)」, 2024年12月19日、
https://www.moef.go.kr/com/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=ATCH_000000000027925&fileSn=4

また、エネルギー、非鉄金属などはほぼ全量を輸入に依存している状況であり、2020年の主なエネルギー源の輸入依存度を見ると、原油は100%、石炭99.1%、天然ガス99.7%、鉄鉱99.4%、非鉄金属99.3%という状況である。

装置・材料についても対外依存度は高い。半導体製造装置、半導体材料の分野では依然として日本が競争優位を保っており、2022年の世界の半導体製造装置のシェアは米国35%、日本31%、韓国2%であり、主要半導体材料についても、日本48%、台湾16%、韓国13%というシェアである。その一方で、汎用品用の半導体材料では中国の競争圧力が高まっている。

2023年以降は、中国の輸出制限措置などによる供給網不安が現実化していることも懸念材料である。表2-14に、中国が輸出制限措置を発動した時期および品目・資源を示す。

表 2-14 中国の輸出制限の事例

輸出規制時期	対象品目・資源
2023年7月	ガリウム、ゲルマニウム、航空機エンジン、レーダー、通信設備
2023年10月	天然黒鉛、人造黒鉛
2023年11月	尿素
2023年12月	希土類技術、リン酸水素、アンモニウム
2024年5月	航空宇宙、ガスタービン、繊維
2024年9月	無人航空機

出典：供給網安定化委員会 第1次供給網安定化基本計画（2025～2027）を基に作成

2.2.2 技術覇権競争力の維持向上・技術の保護に関する課題意識

(1) 主要技術の韓国の立ち位置と競争の状況

科学技術情報通信部は、主要技術における韓国の立ち位置と競争状況を独自に評価している。これによれば、韓国の主力産業である半導体、二次電池、ディスプレイの分野では世界最上位の競争力を持つ技術レベルを保有していると評価し、人工知能、先端バイオなどの分野では世界レベルとの格差を詰めつつある中、宇宙航空・海洋、量子分野では主要国との技術格差がまだ大きいと評価している。その一方で、半導体、二次電池などいくつかの分野では中国の追い上げが脅威になっていることも指摘されている。科学技術情報通信部による韓・日・中・米4か国の技術格差評価を表2-15に示す²¹。

²¹ 科技部，“第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～28）”，2024年8月26日，<https://www.msit.go.kr/bbs/>。

表 2-15 韓・日・中・米 4 か国の分野別技術格差評価 (2022 年時点)

分野	韓国			日本		中国		米国	
	水準 (%)	格差 (年)	順位	水準 (%)	格差 (年)	水準 (%)	格差 (年)	水準 (%)	格差 (年)
半導体・ディスプレイ	89.0	1.3	2	86.2	1.3	84.4	1.9	100	0.0
二次電池	100	0.0	1	97.3	0.1	94.3	0.9	87.1	1.1
先端モビリティ	84.2	2.1	5	85.8	2.0	86.3	2.1	100	0.0
次世代原子力	83.0	5.0	3	82.5	4.5	83.0	4.5	100	0.0
先端バイオ	78.1	3.1	3	78.1	2.6	78.1	2.6	100	0.0
宇宙航空・海洋	55.0	11.8	5	79.0	5.4	79.2	5.8	100	0.0
水素	78.6	3.3	4	96.7	0.3	72.7	3.9	100	0.0
サイバーセキュリティ	84.3	2.3	4	81.3	2.7	88.8	1.4	100	0.0
人工知能	78.8	2.2	4	76.4	2.5	90.9	1.3	100	0.0
次世代通信	86.0	1.4	4	82.4	1.8	93.5	0.6	100	0.0
先端ロボット製造	82.0	2.3	5	89.3	1.1	82.9	2.5	100	0.0
量子	65.8	4.2	5	76.7	2.5	91.9	0.8	100	0.0

単位：水準 (%) は、世界最上位国の技術水準を 100 (%) とした場合の、追従国の技術水準を示す。

格差 (年) は世界最上位国に追いつくまでに必要とされる年数を示す。

出典：科技部 “第 1 次国家戦略技術育成基本計画 (2024 ~ 28)” を基に作成

(2) 主要産業のグローバルリーダーシップ状況

韓国は半導体、ディスプレイ、二次電池の各産業分野では、世界でリーダーシップを発揮している。半導体産業については、2022 年時点で、世界市場 (6,040 億ドル) に占める韓国のシェアは 17.7% で、シェア 24% で世界 1 位の中国に次いで、世界 2 位であった。また、表 2-16 に示すように、製品別ではメモリ半導体では 60.6% という高いシェアを占めて世界 1 位であった反面、非メモリ半導体でのシェアは数パーセントにとどまる²²。さらに、近年、グローバルな産業構造の再編が進んでいる中、供給網の安定化が重要な課題であると認識されている。

表 2-16 製品別世界半導体市場における韓国のシェア (2022 年)

製品	韓国のシェア
メモリ半導体	60.6%
DRAM	70.5%
NAND	52.5%
システム半導体	3.2%
光半導体	7.3%

出典：InvestKorea 半導体を基に作成

²² InvestKorea, “半導体,” 2023 年 4 月 18 日, <https://www.investkorea.org/>.

ディスプレイ産業については、近年の中国の猛迫により、これまで長く世界の首位を維持していた韓国は2021年に中国に首位を奪われ、2023年の中国のシェアは50%近くにまで肉薄している。2017年以降のシェア推移を表2-17に示す。

表2-17 供給国・地域別ディスプレイ市場シェア（金額基準、%）

供給国・地域	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
中国	21.0	25.0	30.9	36.7	41.3	42.5	47.9
韓国	44.4	42.6	40.4	36.8	33.3	36.9	33.4
台湾	22.9	24.5	21.9	22.5	23.1	18.2	16.7
日本	10.8	6.7	5.9	3.6	1.9	2.1	1.7

出典：国会立法調査処，“国家先端戦略産業競争力強化方策の模索”を基に作成

さらに種類別にみると、液晶ディスプレイ（LCD）と有機ELディスプレイ（OLED）が世界の市場の主流で、徐々にLCDからOLEDへの移行が進んでいる。OLEDでは、現在でも韓国が世界1位で市場をリードしているが、徐々に中国が韓国を追い上げている。

2023年の韓国の世界OLED市場シェアは74.2%、中国は25.1%であった²³。国別、主要機器別のOLEDシェアを表2-18に示す。

ただし中国国内では、モバイル用OLED供給で韓国の供給割合は2021年の78%から2023年には16%へ急減し、中国国産モバイル用OLED供給が増加していることがわかっている（表2-19）²⁴。

表2-18 国別OLED市場シェア（金額基準、%）

2023年	TV	モバイル	IT	合計
韓国	100.0	71.6	86.6	74.2
中国	-	27.6	3.8	25.1
日本	-	0.7	0.1	0.6

出典：国会立法調査処，“国家先端戦略産業競争力強化方策の模索”を基に作成

表2-19 国別スマートフォンメーカーへの韓国産OLED供給量の変化

年	韓国		日本		中国		米国	
	総供給量	韓国産OLED供給量・シェア	総供給量	韓国産OLED供給量・シェア	総供給量	韓国産OLED供給量・シェア	総供給量	韓国産OLED供給量・シェア
2021	134,960	134,960	2,600	2,500	238,625	185,990	192,370	176,920
		100%		96.2%		77.9%		92%
2023	139,365	138,150	1,200	1,200	207,652	33,250	247,730	203,900
		98.9%		100%		16.0%		82.3%

単位：千台

出典：韓国ディスプレイ産業協会報道資料を基に作成

²³ 国会立法調査処，“国家先端戦略産業競争力強化方策の模索”，2023年12月，

<https://nsp.nanet.go.kr/plan/main/detail.do?nationalPlanControlNo=PLAN0000044355>.

²⁴ “韓国ディスプレイ産業協会報道資料”，2024年4月23日，<https://www.kdia.org/common/>.

二次電池については、2000年代半ばより、韓国が世界市場をリードしてきた。世界の二次電池市場規模は2021年時点で約1,039億ドルであるが、2030年には2,848億ドル規模まで拡大することが見込まれている²⁵。韓国は世界的な二次電池需要の拡大と、主要国での自国供給網強化に対応するため、海外での設備投資を積極的に行っている。2021年時点での小型・大型二次電池では韓国は世界シェア1位、電気自動車用二次電池は2位を占める²⁶。しかし、近年では中国が旺盛な技術開発と巨大な国内市場を背景に二次電池でも急追を見せている。

2023年の世界の二次電池市場規模は706GWhで、中国が67%、韓国が23%を占める。日本は7%、その他3%等である。ただし需要の多くは中国の内需が占めるため、中国市場を除いた世界市場規模を見てみると、市場規模は320GWhで、韓国が49%のシェア、中国が34%を占めた。日本は16%、その他1%である。企業別で見ると、中国CATLが36.8%、BYDが15.8%、LG エナジーソリューションが13.6%と続く。中国市場の内需を除けば、LG エナジーソリューションが27.8%、CATLが27.5%、Panasonicが14.0%であった。

しかし、直近の2024年第一四半期時点で、中国市場を除いた世界市場での市場シェアで中国企業CATLが27.5%で1位、韓国のLG エナジーソリューションが25.7%で2位となり、中国企業の躍進ぶりは明らかである²⁷。

(3) 技術流出の状況

韓国が世界市場でリーダーシップを取っている半導体、ディスプレイ、二次電池などの先端産業分野の技術が海外に流出するケースが増加している。2024年8月までの5年間に97件の技術流出が摘発され、そのうち国家重点技術が31件を占めた（表2-20）。特に半導体分野の技術流出が多いことも特徴である（表2-21）。なお、半導体分野の摘発件数は、2020年の6件から2022年には9件、2023年には15件と増加し、2024年8月時点ですでに5件と急増している状況にある。流出の手法は電子メール、USB、外付ハードディスク、クラウド経由など多様で、サイバーハッキングを通じた情報流出のリスクも高くなっている。また、データ流出以外では、海外企業からの転職の勧誘、国内企業設立・雇用、M&A後の移転などの手法も使われている²⁸。

表 2-20 産業技術の海外流出摘発件数

区分	2020	2021	2022	2023	2024.8	合計
産業技術	17	22	20	23	15	97
うち国家重点技術	9	10	4	5	3	31

出典：特許庁 グローバル産業競争力強化のための技術流出対応策を基に作成

表 2-21 産業別の技術流出摘発件数

区分	半導体	ディスプレイ	電気電子（二次電池等）	自動車	情報通信	造船	その他	合計
件数	40	18	6	8	3	7	15	97
割合	41%	19%	6%	8%	3%	7%	15%	100%

出典：特許庁 グローバル産業競争力強化のための技術流出対応策を基に作成

²⁵ KIET 産業経済，“二次電池産業のバリューチェーン別競争力診断と政策方向性,” 2022年6月。

²⁶ KISTEP, “次世代二次電池技術競争力強化策,” 2023年4月。

²⁷ KIET, “グローバル二次電池産業の現状と今後の課題,” 2024年6月。

²⁸ 特許庁, “グローバル産業競争力強化のための技術流出対応策,” 2024年10月。

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnDetail.do?menuCd=SCD0200618&ntatcSeq=20262&aprchId=BUT0000029>

3 韓国の経済安全保障に関する法制度

3.1 調査対象とした法令の概要

韓国の経済安全保障に関する法律は、主に2022年から2024年の間に制定・改正されている。日本の場合は「経済安全保障推進法」という経済安全保障政策全般に関する基本法があることに対して、韓国は特定の課題ごとに個別法が制定されている。具体的には供給網安定化関連法、技術開発関連法、技術保護関連法の3つがそれぞれの分野で基本法として機能している。また、所管省庁についても日本は内閣府が取りまとめ役、個別政策ごとに該当する省庁が実行役となっている。一方、韓国では企画財政部、産業通商資源部、科学技術情報通信部、国防部、特許庁など所管官庁は多岐にわたっている。(表3-1)

ここでは、経済安全保障にかかる主要な法令について、供給網安定化関連法、先端技術開発関連法、技術保護関連法に区分し、その主要な内容について整理した上で、韓国の経済安全保障関連法の特徴について日本との差異についても示す。

表 3-1 韓国における経済安全保障に関する主な法制度の概要

分類	法律名	番号	施行日	省庁	法の目的	対象	法定政策文書	委員会・機能	主な規定
供給網安定化関連法	素材部品装備産業法	19990	2024/12/31	産業部	素材部品装備産業の競争力強化・エコシステム構築	重点戦略技術、供給網安定品目	素材部品装備産業競争力強化基本計画、レアメタル競争力強化施策（5年ごと）	素材部品産業競争力強化委員会・審議	緊急需給安定化調整、特化先導企業・専門企業特化団地、早期警報システム運営
	供給網安定化法	19828	2024/6/27	企財部	供給網リスクの予防と擾乱時の効果的対応	経済安全保障品目・危機品目	供給網安定化基本計画（3年ごと）	供給網安定化委員会・審議	経済安全保障品目の指定・変更・解除、供給網安定化基金設置、先導事業者の選定、輸入国の多角化支援、緊急需給調整措置
	国家資源安全保障特別法	20196	2025/2/7	産業部	資源安全保障危機に効果的に対応	重要資源	資源安全保障基本計画（5年ごと）	資源安全保障協議会・審議	国家資源安全保障統合情報システム、非常勤員鉱山の指定、重要資源供給国の多角化、再資源化クラスター、資源安全保障危機警報発令・対策本部、需給安定化措置
先端技術開発関連法	国家戦略技術育成法	19236	2023/9/22	科技部	国家戦略技術の育成と新事業の発展促進	国家戦略技術	国家戦略技術育成基本計画（5年ごと）	国家科学技術諮問会議・審議	他基本計画との調和、国家戦略技術の選定・管理、戦略研究事業特例、挑戦的開発促進、地域技術ハブ構成運営、国防安全保障分野連携促進
	国家先端戦略産業法	20319	2024/8/21	産業部	国家先端戦略産業の革新的な工コシステムの構築	国家先端戦略技術・国家先端戦略産業国家先端産業特化団地	戦略産業育成保護基本計画（5年ごと）	国家先端戦略産業委員会・審議議決	緊急安定化措置、戦略技術の輸出・海外M&A承認制度、戦略産業特化団地の指定、技術開発事業特例、予備多党制調査特例、連携協力モデルの独占禁止法適用除外特例
	国家研究開発革新法	20354	2025/2/28	科技部	国家研究開発事業推進体系の革新	国家研究開発事業	—	国家研究開発事業管理協議会・協議調整	統合情報システム（IRIS）、推進プロセス確立、例外条項、セキュリティ規定
	国防科学技術革新法	19948	2024/7/10	国防部	国防科学技術革新と、国防・経済発展に貢献	国防科学技術未来挑戦国防技術	国防科学技術革新基本計画（5年ごと）	科技省と協力して連携推進	国防研究開発事業推進、国防科学技術知識情報の管理体系、国防技術品質管理院、罰則（最高3年の懲役）・両罰規定

分類	法律名	番号	施行日	省庁	法の目的	対象	法定政策文書	委員会・機能	主な規定
技術保護関連法	産業技術保護法	20319	2024/8/21	産業部	産業技術の流出防止と保護	産業技術、国家重点技術	産業技術流出防止および保護総合計画(3年ごと)	産業技術保護委員会・審議	国家重点技術の指定・変更・解除(最小限の範囲)と情報非公開、輸出規制、産業技術紛争調整委員会、罰則(最高15年の懲役)と両罰規定
	不正競争防止法	20321	2024/8/21	特許庁	不正競争行為の防止と営業秘密の保護	不正競争行為、営業秘密侵害行為	不正競争防止・営業秘密保護基本計画(5年ごと)	特許庁長、広域自治体長、基礎自治体長に調査権限	実態調査、違反行為の是正勧告・是正命令、営業秘密原本証明、罰則(最高15年の懲役)・両罰規定
	防産技術保護法	20540	2025/6/4(予定)	国防部	防衛産業技術の体系的な保護、国際協約の順守	防衛産業技術	防衛産業技術保護総合計画(5年ごと)	防衛産業技術保護委員会・審議	国家報告義務、防衛産業技術の指定・変更・解除、輸出規制と国内移転支援、実態調査と保護指針、専担機関の指定、罰則(最高20年の懲役)と両罰規定

出典：各種政府発表資料を基に作成

3.2 供給網安定化関連法

3.2.1 素材・部品・装備産業法

この法は、経済安全保障が韓国において課題として認識される以前より、韓国の経済構造においていまだ脆弱な分野である部品・素材関連企業の育成と発展の基盤作りを目的として設けられた法である。経済安全保障が課題となる中で、法律名も改正されている。所轄官庁は産業通商資源部（素材部品装備総括課）であり、2024年12月31日に改正・施行されたものが最新である。

(1) 制定・改正時期と内容

2001年2月に制定されて以降、他法の改正に伴う改正を含め、42回改正されている。その主な改正・施行の時期、内容は表3-2のとおりである²⁹。

表3-2 素材部品装備産業法の制定・改正の主要沿革

制定/改正日	改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
2001/2/3	制定	2001/4/1	部品・素材関連産業の発展の基盤づくりと育成を図る	(法律名) 部品・素材専門企業等の育成に関する特別措置法
2019/12/31	全部改正	2020/4/1	装備産業を追加、規制特例の根拠整備、関連産業の生態系を助成して国家安全保障に寄与	(法律名) 素材・部品・装備産業競争力強化のための特別措置法 装備産業を法の対象として追加、重点戦略技術の確保などに関する国家、自治体、事業者の責務を明示、大統領所属委員会の設置
2023/6/13	改正	2023/6/13	法律名を現行法に変更、供給網安定化政策の推進体系を整備	供給網関連国内外の情報収集・分析機能の強化、国家レアメタルセンターの指定・運営の法的根拠整備
2024/12/31	改正	2024/12/31	装備部品装備産業の財源確保の必要性	既存特別会計に供給網安定化を追加、有効期間を2029年まで延長

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

2019年12月に同法の全面改正が行われた。その理由は、素材・部品・装備産業全体の競争力強化とエコシステムの構築を行うことで国家の安全保障と国民経済の持続的成長を促すためとされている。主な内容として、装備産業を同法の対象に追加し、重点戦略技術品目の緊急需給安定化調整制度を新設した（第10条）。

2023年6月には、名称が現行法の「素材・部品・装備産業競争力強化および供給安定化のための特別措置法（略称：素材部品装備産業法）」に改正され、供給網関連国内外の情報収集・分析機能が強化されたほか「素材部品装備産業供給網センター」と「国家レアメタルセンター」の指定・運営に法的根拠が与えられた。

改正前は素材・部品・装備の国産化推進のための産業強化を主目的としていたが、改正法では、特定国からの輸入依存度が高い品目や国内経済に及ぼす影響の大きい品目を「素材・部品・装備供給網安定品目」に選定し、支援を行うことが可能となった。この改正により、素材レベルでのサプライチェーンの強靱化をより重視するようになったと考えられる。また、重点戦略技術の指定は継続される。

²⁹ 韓国法制処, <https://www.law.go.kr/>.

(2) 法律の体系

同法の下には施行令、施行規則が制定されている。それぞれの施行日、構成は表 3-3 のとおりである。また、関連法として、「素材・部品統計調査規則」（2022 年 1 月 21 日施行）がある。

表 3-3 素材部品装備産業法の法律体系

	素材部品装備産業法	施行令	施行規則
最新施行日	2024/12/31	2024/8/7	2024/10/18
構成	1 第 2 章 77 条文、付則	1 第 2 章 82 条文、付則	19 条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

① 主な対象技術・品目

供給安定化品目は、産業通商資源大臣（以下、産業相）が関係省庁の長と協議し選定する。なお、供給網安定化品目は非公開である（第 12 条）。一方、重点戦略技術は素材部品装備の中で産業供給網において円滑な生産と投資活動に革新的機能を果たす技術として同法により選定された技術と定義（第 2 条）され、この選定資料・情報は原則公開されない。

② 基本計画の策定と体制

産業相が「素材部品装備産業競争力強化基本計画」を策定し、「素材・部品・装備産業競争力強化委員会」の審議を経て確定し、国会の所管常任委員会へ報告される（第 5 条）。素材・部品・装備産業競争力強化委員会は大統領府に所属し、30 名以内の委員で構成される。委員長を企財相、副委員長を産業相が務める（第 8 条）。

また、レアメタル産業競争力施策整備として、5 年ごとにレアメタル産業の競争力強化施策を策定する（第 37 条の 2）。また産業相は国家レアメタルセンターを指定する（第 37 条の 3）。

③ 緊急需給安定化調整措置

緊急需給安定化調整措置として、政府は重点戦略技術関連品目や供給網安定品目の安定的需給や産業供給網の円滑な機能に支障をきたし、国民経済活動が顕著に低下する懸念がある場合には、当該品目を取り扱う事業者、需要者、輸入・輸出業者、運送業者、保管業者や公共機関に対して 5 か月以内に緊急需給安定化のための各種調整を行うことができる（第 10 条）。

④ 育成支援措置

育成支援措置は主に 2 つある。まず、国が設置または指定した基金の管理者は、特化先導企業、専門企業、素材部品装備強小企業および創業企業に対して基金からの直接出資、または専門投資組合への投資が可能であるほか自治体は専門投資組合へ出資が可能である（第 19 条）。

また、産業相は素材・部品・装備特化団地を指定し、そのインフラ整備・運用費用の支援や、入居企業・研究機関に対する賃料等の減免措置が実施される（第 45 条、施行令第 67 条）。

⑤ 供給網安定化措置

供給網安定化措置は主に供給網早期警報システムの構築・運営、輸入リスクの緩和、在庫拡大勧告、国内

生産施設の構築支援の4つである。

輸入リスクの緩和については、特定国からの輸入依存度を軽減することを目的に、国外企業の素材・部品・装備事業部門を譲受または株式・持分取得をしようとする場合にはこれを支援し、また、国内企業が海外に所有する事業拠点を特定国から隣国に移転しようとする場合には、情報提供や金融支援などを行うことができる（第23条の5）ことが定められている。

在庫拡大勧告は、産業相が企業に対して在庫拡大を勧告し、その購買・管理・保管施設増設の費用を支援する（第23条の6）というものである。また、国内生産施設の構築支援は、企業が供給網安定品目の国内生産施設を構築する際に政府が資金補助・融資、技術支援可能（第23条の7）というものである。

3.2.2 供給網安定化法

供給網安定化法は、正式名称を「経済安全保障のための供給網安定化支援基本法」といい、国内外の様々な要因により発生しうる供給網のリスクを予防し、かつ供給網の攪乱が生じた場合に効果的に対応することで国家の安全保障と国民経済活動の安全維持をはかることを目的として制定された。所轄官庁は企画財政部（経済安全保障供給網企画団）であり、2023年12月26日に制定され、2024年6月27日より施行された。

(1) 制定・改正時期と内容

既存法の改正によって経済安全保障への対応を拡充した素材部品装備産業法とは異なり、供給網安定化法は経済安全保障が課題となって以降制定された新しい法である。同法の経済安全保障上の意義は、国内外で発生または発生するおそれがある経済・通商・政治・外交的状況変化や自然災害に左右されることなく国内の生産、消費、流通など国家および国民の全般的な経済活動に必須の品目、サービス、技術などが円滑に流入し、また、不適切に海外へ流出しないようにすることで国家の安全保障が維持され、国家および国民の活動に支障をもたらさない状態（第2条）を実現することにある。

(2) 法律の体系

同法の下に施行令が制定されている。施行規則は未設定である（表3-4）。

表3-4 供給網安定化法の法律体系

	供給網安定化法	施行令	施行規則
施行日	2024/6/27	2024/6/27	未定
構成	第7章48条文、付則	第7章38条文、付則	-

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

同法で定められている主な内容は「供給網安定化委員会」の設置、「経済安全保障品目・サービス」の指定、「供給網安定化基金」の設置などである。

① 主な対象技術・品目

同法は経済安全保障品目と、危機品目を指定している。

経済安全保障品目は特定国家・地域からの輸入依存度が高い物資、またはその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装備、ソフトウェアなど国民生活や国民経済の安定化に必需的な品目として指定される（第2条）。

品目の指定は所管省庁の長が行い、指定時に事業者など利害関係者の意見を聴取する（第13条）。具体的な経済安全保障品目については原則公開されない（第13条）。

危機品目とは、緊急措置が必要な品目として委員会が指定した品目である（第2条）。危機品目の指定・解除は、企財相または関係省庁の長が供給網安定化委員会の審議を経て指定・解除する（第29条）。危機品目の輸入業者、生産業者への調達・販売差額支援や融資などの財政的支援の可能性についても言及されている（第36条）。

② 基本計画の策定と体制

政府には3年ごとの「供給網安定化基本計画」策定が義務付けられている。基本計画は企財相が国家情報院長および省庁の長と協議して、供給網安定化委員会の審議を経て確定する（第7条）。供給網安定化委員会は経済副総理（兼企財相）の直属機関として設置される（第10条）。

③ 供給網安定化基金

供給網安定化基金は韓国輸出入銀行に設置される（第38条）。基金の財源は、供給網安定化基金債券、政府・韓国銀行からの借入金、支援事業や企業からの回収資金、基金の運用益とその他の収入（第39条）と定められている。

④ 育成・支援措置

育成・支援措置は主に以下の2つが示されている。

▪ 先導事業者の選定

経済安全保障品目などを提供する事業者を「供給網安定化先導事業者」として選定し、支援する（第19条）。選定有効期間は5年以内（施行令19条）であり、先導事業者が輸入元の多角化、国内外生産基盤構築、技術開発、備蓄・管理、サービスの安定的提供に取り組むことを条件として政府は財政・金融支援と税金減免を行う（第27条）。

▪ 輸入国の多角化支援

輸入代替国・地域の確保、輸入依存度の高い海外供給事業者の管理、輸入多角化物流の費用軽減、代替技術開発・改良、供給網安定のための国際協力事業などを政府が支援することができる（第22条）。

⑤ 供給網危機対応措置

供給網危機対応措置は主に以下の3つが示されている。

▪ 危機対応マニュアルの作成・運用

企財相が供給網危機対応マニュアルの標準案を作成し、関係省庁の長へ通達を行う（第28条）。

▪ 緊急需給調整措置

危機品目の指定があった際に、政府は物価安定法に基づき5か月以内の緊急需給調整措置を行うことができると定めている。措置の発動および解除には閣議の議決と大統領の承認が必要（第30条）であり、緊急需給調整措置による損失に対しては政府が支援を行う場合がある（第37条）。

▪ 緊急調達

関係省庁の長は、危機品目を緊急需給調整物資に指定できる。必要な場合、関係省庁の長による直接購買や随意契約も可能とされる（第35条）。

3.2.3 国家資源安全保障特別法

国家資源安全保障特別法は、資源の供給危機に備えるとともに、危機発生時に効果的に対応することを目的として制定された法律である。所管省庁は産業通商資源部資源安全保障政策課であり、2024年2月6日に制定され、2025年2月7日に施行された。

(1) 制定・改正時期と内容

供給網安定化法と同様、経済安全保障が課題となって以降制定された新法である。主に資源安全保障推進体系、資源安全保障危機早期警報体系、重要資源の需給管理、危機対応体系と緊急対応措置に関する事項を規定している（第1条）。

(2) 法律の体系

下位の施行令は未制定であるが、同法施行前に施行令案、施行規則案の整備を予定している。

(3) 主な内容

① 主な対象技術・品目

同法では重要資源を、国民生活への影響が大きいか、経済活動あるいは産業生産など国民経済的波及効果の大きい資源などとして、石油、天然ガス、石炭、ウラン、水素、その他のエネルギー源として産業相が定めて告示する資源や、経済相が告示する重要鉱物、再生可能エネルギー設備のうち産業相が告示する素材・部品として指定している（第2条）。

また資源安全保障危機とは、重要資源を安定的価格で中断なく供給する能力が制限されるか、その供給網の安定的な維持管理が不可能となって国民生活、経済活動、産業生産に深刻な支障や危害が生じて国家が緊急に対処すべき状況を指す（第2条）。

② 基本計画の策定と体制

産業相は「資源安全保障基本計画」を5年ごとに策定することが義務付けられており、産業通商資源部に設置された資源安全保障協議会にて審議・決定される（第5条）。協議会は20名以内で構成され、委員長を産業相、委員を関係省庁の次官級公務員が務める（第6条）。

③ 重要資源の備蓄

産業部は、国家資源安全保障情報統合システムを構築・運営する（第8条）。産業相は重要資源の需給管理のために備蓄計画を策定するよう定められている。備蓄計画には備蓄目標、備蓄する重要資源の種類と物量、備蓄施設などが含まれる（第16条）。

④ 重要資源の需給管理・基盤構築

重要資源の需給管理・基盤構築に関する措置としては主に以下の5つが定められている。

- 重要鉱物の国内外生産基盤の拡充支援

重要鉱物の国内外生産施設の設置・拡充、重要鉱物の海外生産企業への投資や生産企業の買収などが支援の対象に含まれる（第13条）。

- 重要資源供給国の多角化

重要資源供給国の多角化を図るための対策を取る企業に対して必要な費用の全部または一部を政府が支援することができる（第14条）。

- 備蓄の推進

大統領令が定める供給機関は、重要資源を備蓄することが求められ、資源安全保障危機警報が発令された場合、政府は石油、天然ガスなどの供給機関の長に一時的な備蓄増を命じることができる（第15条）。

- 再資源化産業クラスターの指定

政府が重要資源の再資源化研究開発と実証化を支援する地域として再資源化産業クラスターを指定することができる（第18条）。

- 代替物開発支援

重要資源の代替物質開発促進対策を策定・施行する事業者に対して、予算の範囲内で政府が開発所要費用の全部または一部を支援することができる（第19条）。

⑤ 資源安全保障危機への対策・対応

資源安全保障危機の対策と対応については主に以下の3つが定められている。

- 供給網の点検・分析

経済相は、資源供給機関の長に供給網の脆弱点の点検と、その分析結果の報告を命じることができる。経済相は、その是正や補完に必要な措置を要請する際に、必要な費用の全額または一部を支援することができる（第11条）。

- 資源安全保障危機警報

産業相は、資源安全保障危機の恐れがある場合に警報を発令し（第23条）、資源安全保障危機対策本部を立ち上げて危機対応活動を行う。対策本部長は産業相であるが、省庁横断の統合的対応が必要な場合、対策本部長は国務総理または国務総理の指名する省庁の長が務める（第24条）。

- 需給管理に対する緊急対応と需給安定措置

産業相は、資源安全保障危機が発生した場合または発生の懸念がある場合、海外で重要資源を開発、確保する供給機関の長に対し、それら重要資源の全部または一部を指定して、国内搬入を命令できる。また、その過程での供給機関の損失に対する補償を行うことができる（第27条）。また、備蓄資源の放出・使用や、鉱山採掘権者に対する生産・加工の開始・拡大・国内への販売を命令（第28条、第29条）することができるほか、重要資源の供給機関および需要機関に対し、生産・加工・配分・譲渡禁止等の各種調整命令を行うことができる（第30条）。

⑥ 罰則

資源安全保障危機警報が発令された場合に、産業相の命令を履行しない者には3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金が科される（第42条）。

3.3 先端技術開発関連法

3.3.1 国家戦略技術育成法

国家戦略技術育成法は、正式名称を国家戦略技術育成に関する特別法といい、国家として重要性の高い戦略技術を育成し、未来の新事業の発展を促進し、科学技術主権を確立することで国民経済の発展と国家安全

保障に貢献することを目的として制定された。所管省庁は科学技術情報通信部（科学技術戦略課・成長動力企画課）であり、2023年3月21日に制定され、2023年9月22日に施行された新法である。

(1) 制定・改正時期

同法の改正は行われていないが、施行令は改正されている（2024年8月7日施行）。

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令が制定されている（表 3-5）。

表 3-5 国家戦略技術育成法の法律体系

	国家先端戦略産業法	施行令	施行規則
最新施行日	2023/9/22	2024/8/7	-
構成	第7章31条文、付則	第7章30条文、付則	-

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

同法の主な内容は国家戦略技術の指定とミッションオリエンテッドな研究開発事業の推進体系の構築である。

① 主な対象技術・体系

国家戦略技術とは、外交・安全保障の側面で戦略的重要性が認められ、国民経済および関連産業への影響が大きく、新技術・新産業創出など、未来革新の基盤となる技術として選定されたものを指す（第2条）。

ミッションオリエンテッドな研究開発事業の推進体系とは、国家的な挑戦課題を解決するためにミッションを定め、そのミッションを明確な期間内に達成するための研究開発事業とその推進体系を指す（第11条第1項2号）

② 基本計画の策定と体制

政府は5年ごとに「国家戦略技術育成基本計画」を策定することが義務付けられている（第5条）。同基本計画は、国家科学技術諮問会議法によって設置される国家科学技術諮問会議の審議を経て確定され、他の基本計画（表 3-6）と調和をなすべきと定められている（第6条、施行令第4条）。

科技相は前述のとおり国家科学技術諮問会議の審議を経て国家戦略技術を選定するが、その際、科技相は、国民経済および関連産業への影響、外交・通商および国家安全保障側面での戦略的活動可能性、新技術および新産業創出への貢献度、国家戦略技術分野の国内外特許・技術動向などを考慮すべき（第8条の1項、2項）であり、選定および変更の内容は、告示されることが定められている（第8条）。

表 3-6 国家戦略技術育成との調和対象となる他の基本計画

根拠法	基本計画名	根拠法	基本計画名
科学技術基本法	科学技術基本計画 国家研究開発中長期投資戦略	中小企業創業支援法	起業支援総合計画
知識財産基本法	国家知識財産基本計画	人的資源開発基本法	人的資源開発基本計画
研究成果評価法	研究成果の管理・活用基本計画	理工系支援法	理工系人材育成支援基本計画
技術移転法	技術移転・事業化促進計画	情報通信産業振興法	情報通信事業振興計画
民軍技術協力法	軍民技術協力事業基本計画	産業技術革新法	産業技術革新基本計画
国防科学技術革新促進法	国防技術革新基本計画	研究開発特区育成特別法	特区育成総合計画
国家標準基本法	国家標準基本計画	国家先端戦略産業法	戦略産業育成保護基本計画
不正競争防止法	不正競争防止および営業秘密保護基本計画		

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

③ 主な措置

同法が定める主な措置は技術開発の育成・支援で、具体的な事項は主に以下の4つである。

▪ 戦略研究事業特例措置

各省庁の長は、国家安全保障または社会・経済に重大な影響を及ぼす戦略研究事業を実施しようとする場合は公募以外の方法で国家戦略技術研究開発課題と課題実施研究開発機関を選定できる（第12条）。また、各省庁の長は、これら戦略研究事業に参加する研究開発機関の負担を軽減するために、他関連法に関わらず、政府支援研究開発費および現金負担率を別途適用することができる（第12条）。

▪ 国家戦略技術研究開発成果の事業化

政府は当該研究開発の成果が創業・事業化に円滑につながるよう、ベンチャー投資促進法によるベンチャー投資組合を活用した支援を行うことができる（第13条）。

▪ 地域技術革新ハブの構成・運営

自治体の長は、国家戦略技術の研究開発エコシステムを醸成し、地域産業を連携したイノベーション基盤を拡充するために、国家戦略技術の地域技術革新ハブを構成することができ、中央政府はその運営費用の全部または一部を支援することができる（第21条）。

▪ 国防・安全保障分野との連携促進

政府は、国防・安全保障分野での活用の可能性が高い国家戦略技術を確保するために、軍・民間の連携による研究開発を奨励し、その成果が迅速に活用できるように努力すべきと定められている（第28条）。省庁の長は、その成果の活用可能性が高い戦略研究事業に、国防相や防衛事業庁長官の参加を要請ことができ、防衛事業庁長官に対して、技術資料・研究装備などの支援を要請できる（第28条）。

3.3.2 国家先端戦略産業法

国家先端戦略産業法は、正式名称を国家先端戦略産業競争力強化および保護に関する特別措置法といい、国家先端戦略産業のイノベーションエコシステムの醸成と技術力の強化を通じて産業の持続可能な成長基盤を構築することで国家・経済安全保障と国民経済に貢献することを目的として制定された。所管省庁は産業通商資源部（産業政策課・技術安全保障課）であり、2022年2月3日に制定され、同年8月4日に施行された。

(1) 制定・改定時期

同法は 2022 年 2 月の制定後、2 度一部改正が行われている（表 3-7）。

表 3-7 国家先端戦略産業法の制定・改正主要沿革

制定 / 改正日	法番号	制定・改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
2022/2/3	18813	制定	2022/8/4	国家先端戦略産業のイノベーションエコシステムの助成と技術力の強化を通じて国家・経済安全保障、国民経済の発展に貢献	国家先端戦略技術の強化とその特化団地の助成
2023/7/18	19551	改正	2024/1/19	国家先端技術産業の範囲、分野ごとの専門委員会の統合などの改善	国家先端技術産業を産業通商資源相の告示産業と改正、戦略産業などの先導事業への支援条項を新設
2024/2/20	20319	他法改正	2024/8/21	「対外貿易法」の改正による条文整備	第 12 条の 3 項を改正

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令と施行規則が制定されている（表 3-8）。

表 3-8 国家先端戦略産業法の法律体系

	国家先端戦略産業法	施行令	施行規則
最新施行日	2024/8/21	2024/5/7	2024/1/1
構成	第 8 章 51 条文、付則	第 9 章 53 条文、付則	19 条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

同法の主な内容は国家先端戦略技術および産業の指定・支援と、国家戦略産業特化団地の設置である。

① 主な対象技術、定義

国家先端戦略技術とは、供給網安定化など国家・経済安全保障に及ぼす影響および輸出・費用など国民経済的な効果が大きく、関連産業への波及効果が顕著な技術で、同法によって指定されるものを指す（第 2 条）。当該技術は、産業相により先端戦略産業調整委員会の審議・議決を経て指定される（第 11 条）。

国家先端戦略産業とは戦略技術を研究・開発または事業化した産業や、それに必要な製品とサービスを提供する産業であって、産業相が告示する産業（第 2 条の 2）を指す。国家先端産業特化団地とは戦略産業・戦略技術（以下、戦略産業等）および戦略技術関連の教育・研究・産業施設がイノベーションエコシステムを構成し、投資および技術開発が促進されるよう指定された地域（第 2 条の 3）のことである。

② 基本計画の策定と体制

政府は「戦略産業等の育成保護基本計画」を 5 年ごとに策定することが義務付けられている。同基本計画は、産業相が関係省庁の省庁別計画を総合して策定し、国家先端戦略産業委員会の審議を経て確定する（第 5 条）。

基本計画の審議・議決機関として国務総理直属の国家先端戦略産業委員会が設置される。委員会は、企財相、教育相、科技相、外交相、産業相、環境相、国土交通相、中小ベンチャー企業相、金融委員会委員長、国家

情報院長、国務調整室長と、案件によって委員長が要請する省庁の長と有識者を含めて20名以内で構成され、委員長は国務総理が務める（第9条の1項、施行令7条）。

③ 産業・技術保護措置

産業・技術の保護のための措置は主に以下の4つが定められている。

■ 緊急需給安定化調整

政府が戦略技術関連品目の需給と産業供給網の混乱によって国民経済活動が顕著に阻害される恐れがある場合、戦略技術関連品目の事業者・需要者・輸出入、運送・保管業者、公共機関に対して6か月以内の緊急需給安定化調整を命じることができる（第10条）。

■ 戦略技術の輸出承認

戦略技術保有者が当該戦略技術を外国企業に売却、移転する方法で輸出する場合および技術情報の提供を行う場合は、産業相の承認を得る必要がある（第12条の1項）。なお、その承認には、「産業技術保護法」上の産業技術保護委員会の審議を経なければならない。承認を得ない輸出等に関しては情報捜査機関に調査を依頼し、当該戦略技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復などの措置が命じられる（第12条）。

なお、第12条の1項の規定により承認を受けた戦略技術が「対外貿易法」第19条の規定による技術（戦略物資。すなわち国際輸出統制レジーム³⁰等に基づき輸出許可の制限が必要な物品・技術等）である場合は、同法第19条の2により許可を受けたものとみなし、「国防科学技術革新促進法」第2条の規定による国防科学技術および「防衛事業法」第34条の規定による防衛製品である場合には、同法第57条の規定による許可を得たものとみなすことも規定されている。

■ 戦略技術保有者の国外買収等に関する措置

戦略技術保有者が外国人投資（M&A、合作投資など）を受け入れる際は事前に産業相の承認を得る必要がある。また外国人によるM&Aが進んでいることを認知した際も、直ちに産業相に申告する必要がある（第13条）。

■ 戦略技術の保護措置

戦略技術保有者・企業は、戦略技術の流出を防止するために保護区域の設定・出入許可・携帯品の検査、戦略技術取扱者の離職管理・秘密保持などの契約締結などの措置を取らなければならない（第14条）。また戦略技術保有者・企業は、戦略技術取扱専門人員を特定して産業相に届け出る。政府は、戦略技術保有者・企業と同専門人員との秘密保持契約締結等の事務手続き等に関して支援を行うことができる（施行令第24条）。

④ 育成・支援措置

育成・支援に関する措置は主に以下の5つがある。

³⁰ 韓国は日本同様にワッセナーアレンジメントに参加しているほか、核不拡散、生物兵器使用禁止などの条約にも参加しており、国際的な安全保障の枠組みに基づいて、輸出管理規制を行っている。輸出管理規制リストは膨大な情報を含むため、ステークホルダーの利便性の観点から、戦略物資管理システム（www.yestrade.go.kr）を運用して、検索、審査申請受付等をワンストップ管理している。輸出管理規制リストには、電子機器、化学物質、特殊材料、通信技術のほか、核関連技術、先端素材技術などが含まれる。なお、韓国は12大国家戦略技術を国防体系に整合させ、10大国防戦略技術を特定して選択と集中を図ろうとしている。対象技術はAI、量子、宇宙、エネルギー、先端素材、サイバー・ネットワーク、有・無人チームング（MUM-T）、センサー・電磁気戦、ロケット推進、大量殺傷兵器（WMD）対応であり、これらは輸出管理規制リストの対象となり、かつ国家戦略技術にも指定されていることになる。

- 戦略産業特化団地の指定・支援

産業相は、国家先端戦略産業委員会の審議・議決を経て戦略産業特化団地を指定することができる（第16条）。特化団地は、造成・運営について優先的支援を受けることができるほか、入居機関に対する支援・負担金減免特例・クレームの迅速処理などの特例が適用される（第20条～23条）。

- 国家先端戦略技術開発事業の推進

政府は戦略産業等の技術確保と競争力の強化のため、国家科学技術諮問会議の審議を経て、戦略産業等分野の研究開発事業、国内外特許など知的財産権に対する戦略的調査分析、企業、大学、研究機関および関連機関・団体間共同研究開発事業、民軍技術協力事業を推進する（第25条）。

- 予備妥当性調査（F/S）特例措置

企財相および科技相は、戦略産業等の迅速な競争力強化のために予備妥当性調査（F/S）の優先対象事業に選定する、あるいは特に迅速な対応が必要な場合には、予備妥当性調査事業自体を免除することもできる（第27条）。

- 投資活性化支援

産業相は、中小ベンチャー企業相との協議により、ベンチャー投資母体組合を活用して企業や研究機関の支援を行うことができる。その財源は、国家・自治体・公共機関の出資金、戦略産業等に関連してベンチャー投資母体組合された出資金などである（第32条）。なお、戦略産業等の関連企業は税の減免を受けることもできる（第34条）。

- 連携協力モデルの独占禁止法適用除外特例措置

国家または自治体は、企業・研究機関・団体等の連携協力を支援するため、共同技術開発、技術移転・研究開発のための投資支援などのほか、独占禁止法適用除外の特例措置を適用することができる（第43～44条）。

⑤ 罰則

戦略技術を外国で使用する、または使用する目的で戦略技術の流出・侵害行為をした者は有期懲役に処すると同時に罰金が科される。最高限度は20年以下の有期懲役と20億ウォン以下の罰金である（第50条）。

3.3.3 国家研究開発革新法

国家研究開発革新法は、国家研究開発事業の推進体系を革新し、自律的かつ責任ある研究環境を醸成することで国家のイノベーション力を高めることを目的として制定された。所管省庁は科学技術情報通信部（成果評価政策課・研究評価革新課・研究倫理権益保護課・研究制度革新課）であり、経済安全保障が重要な政策課題となる以前の2020年6月9日に制定され、2021年1月1日に施行された。

(1) 制定・改正時期

2020年6月の制定以来、6度改正されている（表3-9）。

表 3-9 国家研究開発革新法の制定・改正主要沿革

制定 / 改正日	法番号	制定・改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
2020/6/9	17343	制定	2021/1/1	国家研究開発事業の推進体系の革新と責任ある研究環境助成	(国家) 研究開発機関の責任と役割、国家研究開発事業の推進体系整備
2021/12/28	18645	改正	2022/6/29	首都圏偏重の是正の必要性	地域波及効果を研究開発課題・機関選定の評価要素に導入
2024/2/27	20354	改正	2025/2/28	研究開発課題評価団の排除対象を追加	最近3年以内に研究開発評価関連法律を違反して処分を受けた者を評価団から排除

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令と施行規則が制定されている（表 3-10）。また、同法第 3 章では 3 つの節を設けて国家研究開発環境の革新体制づくり関連の規定を詳細に記述していることが特徴である。

表 3-10 国家研究開発革新法の法律体系

	国家研究開発革新法	施行令	施行規則
最新施行日	2025/2/28 (予定)	2024/12/31	2024/2/6
構成	第 5 章 41 条、付則	第 5 章 68 条文、付則	4 条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

① 主な対象事業

国家研究開発事業とは、各省庁が法律に基づいて予算・基金を投入して研究開発を支援する事業を指す。

② 国家研究開発事業の推進体系

国家研究開発事業全体の事務総括は科技相であり、各省庁は所管の国家研究開発事業の事務を所管する。ただし、各省庁の長は当該事業に係る訓令、告示、指針などの制定・改正・廃止の際は科技相と協議する必要がある（第 8 条）。

当該事業実施者の選定は原則として公募によるが、例外的に国家安全保障または社会・経済への重大な影響を及ぼす研究開発プロジェクト実施者は公募以外の方法で選定することができる（第 9 条）。また、セキュリティに関する課題であると大統領令で定めた課題の場合³¹、当該事業の成果は非公開とすることができる（第 17 条、施行令第 35 条）。

また、各省庁の長と研究開発機関の長は、国家研究開発事業およびその成果のうち重要な情報が流出することがないように、セキュリティ対策を講じることが義務付けられている（法第 21 条、施行令第 44 条）。

³¹ 「産業技術保護法」による国家重点技術関連課題、「素材部品装備産業法」による重点戦略技術関連課題、研究開発機関の長が当該成果について知的財産権の取得を図る場合、外国政府・機関・団体が協定に基づいて非公開を要請する場合、「大・中小企業協力促進法」による中小企業の研究開発成果の任置の場合、営業秘密保護などの正当な理由の場合

③ 国家研究開発事業の管理

科技相は、国家研究開発事業の円滑な推進と研究開発情報の処理のために統合情報システムの設置・運営を行うことができる（第20条）。

また、不正行為の禁止を目的として、国家研究開発事業の不正行為の類型を明示し、セキュリティ対策の違反およびセキュリティ対策対象事項の流出や漏えいもそれにあたることを明示した（第31条）。不正行為に対する制裁は10年以内の範囲で国家研究開発活動への参加の制限、受領した政府研究開発費の5倍以内での制裁金の賦課などが定められている（第32条）。

3.3.4 国防科学技術革新法

国防科学技術革新法は、正式名称を国防科学技術革新促進法といい、科学技術イノベーションの基盤を整え、国防科学技術のイノベーションを促進することで国家競争力を強化し、国防の強靱化を図るとともに、国家の経済発展に貢献することを目的として制定された。所管省庁は 国防部（国防研究開発総括課）と防衛事業庁³²（技術政策課）であり、2020年3月31日に制定され、2021年4月1日に施行された。

(1) 制定・改正時期

2020年3月の制定以来、2度改正されている（表3-11）。

表 3-11 国防科学技術革新法の制定・改正主要沿革

制定 / 改正日	法番号	制定・改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
2020/3/31	17163	制定	2021/4/1	国防科学技術革新基盤づくり	国防科学技術・未来挑戦国防技術の定義、基本計画の策定などを明示
2024/1/9	19948	改正	2024/7/10	運営上の不備点の改善	極めて不良判定の研究評価の場合、次の事業参加を制限・事業費回収

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令と施行規則が制定されている（表3-12）。

表 3-12 国防科学技術革新法の法律体系

	国防科学技術革新法	施行令	施行規則
最新施行日	2024/7/10	2024/5/1	2024/2/6
構成	第6章21条、付則	20条文、付則	13条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

同法は国防科学技術と未来挑戦国防技術の指定、その開発推進について主に定めている。

³² 防衛事業庁（DAPA）は、防衛力の改善事業、軍需物資の調達及び防衛産業育成に関する事務を管掌するために国防相直属で設置された長官級の行政機関。

① 主な対象技術

国防科学技術とは、軍事的目的で活用するための軍需品の開発・製造・稼働・改良・改造・試験・測定などに必要な科学技術（第2条）を指す。未来挑戦国防技術とは、いまだニーズが特定されていない武器体系への適応を目的とする革新的かつ挑戦的国防科学技術（第2条）を指す。

② 基本計画の策定、事業の推進体系

国防相は、5年ごとに防衛事業推進委員会の審議の後に国家科学技術諮問会議を経て「国防科学技術革新基本計画」を制定することが義務付けられている（第6条）。同計画は国会所管常任委員会へ提出して公表される。ただし軍事機密事項に関してはその限りではない（第6条）。

国防相と防衛事業庁長は科技相などと協力して基礎研究の成果を、国防研究開発と連携させて推進することができる（第7条）。

③ 国防科学技術革新促進・支援措置

防衛事業庁長は、国防技術品質院に対し、国防科学技術基本計画の立案、国防研究開発事業の企画支援、開発成果物の活用・管理および技術移転の促進、国防科学技術知識・情報管理、研究施設・装備の拡充支援および活用促進などを委託することができる（第16条）。また、国防科学研究所は国所有の武器体系研究開発事業の開発成果物の技術料の算定・徴収などの業務を受託することができる（施行令第19条）。

④ 罰則

秘密保持に関する罰則規定が設けられている。防衛事業庁長が委託した業務に従事した機関または法人の役職員、その職を務めた者は業務の遂行課程で知った秘密を漏えいした場合、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金が科される（第18条、第20条）。また両罰規定も定められており、法人または個人の業務について法人の代表者、法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が秘密漏えいを行った場合、その行為者と法人、個人にも3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金が科される（第21条）。

3.4 技術保護関連法

3.4.1 産業技術保護法

産業技術保護法は、正式名称を産業技術の流出防止および保護に関する法律といい、産業技術の海外への不正な流出の増加を受け、既存の不正競争防止法だけでは産業技術の流出防止に多くの効果を得られないとの認識下、産業技術の不正な流出を防止し産業技術を保護することで国内産業の競争力を強化し、国家の安全保障へ貢献することを目的として制定されている。所管省庁は産業通商資源部（技術安全保障課）であり、2006年10月27日に制定され、2007年4月28日に施行された。経済安全保障が政策課題として浮上するよりも相当以前に制定されている法であるが、後述のとおり、改正が繰り返され、産業技術流出の深刻化に伴って厳格化している。

(1) 制定・改正時期

2006年10月の制定以来、16回改正されている（表3-13）。2004年2月20日改正の現行法では、産業技術侵害行為の要件を補完し、その範囲を改めた。

表 3-13 産業技術法の制定・改正主要沿革

制定 / 改正日	改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
2006/10/27	制定	2007/4/28	産業技術の流出防止の根絶を図り、国内の革新技術を保護するため	産業技術流出防止基本計画など推進体系を整備
2008/3/14	改正	2008/3/14	知能化・大型化している産業技術の不正流出に対する罰則の強化	産業技術紛争調整委員会設置、外国へ不正流出する場合、最高処罰を現在の7年から10年へ引上げ
2015/1/28	改正	2015/1/28	産業技術紛争調整委員会規定の整備、産業技術範囲の新たな規定の必要性	産業技術の範囲を明確化、産業技術保護委員会を産業相へ移管、産業技術確認制度の新設
2024/2/20	改正	2024/8/21	他法改正に伴う用語整備	「対外貿易法」の改正に伴う用語変更

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令と施行規則が制定されている（表 3-14）。

表 3-14 産業技術保護法の法律体系

	産業技術保護法	施行令	施行規則
最新施行日	2024/8/21	2021/1/5	2024/7/29
構成	第 6 章 39 条、付則	37 条文、付則	10 条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

① 主な対象技術・行為

この法において保護の対象となる産業技術とは、製品または役務の開発・生産・普及および使用に必要な諸方法もしくは技術上の情報のうち、各省庁の長が指定・告示・公告・認証する技術をいう。具体的には後述する国家重点技術のほか、先端技術、電力に関する新技術、環境に関連する新技術、建設に関する新技術、保健に関する新技術、革新ものづくり技術などが含まれる。

このうち国家重点技術とは、国内外市場に占める技術的・経済的価値が高いか、関連産業の成長潜在力が高く、海外へ流出した場合、国家の安全保障や国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れのある技術で、同法により指定されるものである。国家重点技術は産業相が各省庁の長が選定した対象技術を、産業技術保護委員会の審議を経て国家重点技術に指定する。指定に際しては、国家安全保障および国民経済への波及効果、国内外の市場シェア、当該分野の研究動向および技術普及度との調和などを総合的に考慮し、必要最小限の範囲内で選定しなければならない（第 9 条）。国家重点技術に関する情報は原則として非公開だが、国家の安全保障や国民経済の発展に悪影響を及ぼす恐れのない場合は公開できる（第 9 条の 2）。

② 総合計画

産業相は、各省庁の長と事前協議の上「産業技術の流出防止および保護総合計画」を 3 年ごとに策定・施行することが義務付けられている。また、産業技術の流出防止および保護に必要な方法・手順などを定めた指針を各省庁の長と協議して制定し、対象機関が活用することも求められている（第 8 条）。

③ 対象技術保護措置

技術保護措置として、主に以下の2つの措置が定められている。

- 輸出管理

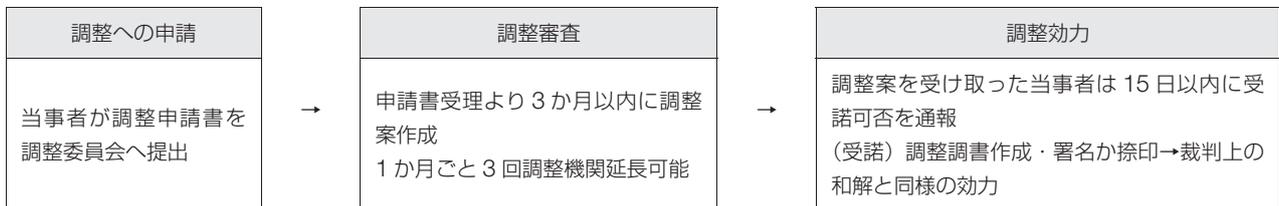
国の研究開発費を受けて開発した国家重点技術の保有者は、外国企業に売却・移転などの方法で当該技術を輸出する場合、産業相の承認を得る必要がある。承認対象以外の国家重点技術を保有・管理する対象機関が輸出する場合は産業相に事前の申請が必要である。産業相は産業技術保護委員会の審議を経てその技術の輸出中止・禁止・原状回復などを命じることができる。国家重点技術を保有する者の海外からのM&Aに関しても、事前の承認等が必要である（第11条の2）。

- 産業技術の流出・侵害行為の禁止

具体的な禁止行為として、不正な手段による産業技術の取得・使用・公開、悪意・重過失による取得・使用・公開、善意による産業技術の取得後に不正を認識したにもかかわらず使用・公開すること、秘密保持義務に違反した使用・公開、承認を受けずに国家重点技術を輸出すること、不正取得後に海外にM&A等により売却すること、秘密保持義務者による違反行為、産業相の命令を履行しない行為などがあげられている（第14条）。

④ 産業技術流出に関する紛争の調整

産業技術の流出に関する紛争に迅速に対応するために、産業相の直属機関として産業技術紛争調整委員会が設置される。調整委員会は、5名以内の委員により構成した調整部を置き、うち1名は弁護士の資格がある者を指名する。調整は、調整部に一任される（第23条、第24条）。委員会を通じた紛争調整の概要は図3-1のとおりである。



出典：産業技術保護法などを基に作成

図 3-1 産業技術流出関連紛争の調整の流れ

⑤ 罰則

国家重点技術を外国で使用するか、または使用目的で違反行為をした者は3年以上の有期懲役と15億ウォン以下の罰金が科される。産業技術を外国で使用するか、または使用目的で違反行為をした者は15年以下の懲役もしくは15億ウォン以下の罰金、国内外で正当な理由なしに秘密保持命令に違反した者は5年以下もしくは5千万ウォン以下の罰金が科される（第36条）。

3.4.2 不正競争防止法

不正競争防止法は、正式名称を不正競争防止および営業秘密保護に関する法律といい、不正な手段による商業上の競争を防止し、健全な商取引の秩序を維持することを目的として制定された。所管省庁は特許庁（産業財産保護課）であり、1961年12月30日に制定され、1962年1月1日に施行された歴史の長い法である。なお、直近では2024年2月20日に一部改正され、同年8月21日に施行された。

(1) 制定・改正時期

制定以来、29回改正されている（表 3-15）。表 3-15 不正競争防止法の制定・改正主要沿革現行法では、国内ですでに広く認知された他者の商標などを不正に使用する不正競争行為だけでなく、他人の営業秘密を侵害する行為禁止も規定している。

表 3-15 不正競争防止法の制定・改正主要沿革

制定 / 改正日	法番号	改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
1961/12/30	911	制定	1962/1/1	不正な手段による商業競争を防止し、健全な商取引秩序を維持	(法律名) 不正競争防止法
1986/12/31	3897	全部改正	1987/1/1	現実と件に適合しない規定を整備・補完、商標などの国際的紛争の防止	不正競争行為の定義新設、不正競争審議委員会設置、違反者是正措置
1998/12/31	5621	改正	1999/1/1	国家重点技術の流出防止、営業秘密の保護、損害賠償訴訟を容易に	法律名を現行法に変更
2011/6/3	10810	改正	2011/7/1	EU との FTA による「地理的表示」の禁止などの必要性	地理的表示権者の権利保護、不正競争行為の調査業務の調整
2024/2/20	20321	改正	2024/8/21	制度運営の不備点の整備とより強化した罰則を導入	不正競争行為者に対する特許庁長の是正命令制度を導入、懲罰的損害賠償額の限度を上方修正

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令が制定されている（表 3-16）。

表 3-16 不正競争防止法の法律体系

	不正競争法	施行令
最新施行日	2024/8/21	2024/5/1
構成	4 章 20 条文、付則	6 条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

① 対象行為

同法の対象となる不正競争行為および営業秘密侵害行為の詳細は表 3-17 のとおりである。

表 3-17 不正競争行為と営業秘密侵害行為の類型

	不正競争行為	営業秘密侵害行為
対象行為	① 他人の氏名・商号・商標・容器と包装・商標標識の盗用 ② 原産地表示の偽装・誤認 ③ 他人の商品の詐称や情報の誤認表示 ④ 「工業所有権保護パリ条約」 会員国、WTO 会員国、「商標法条約」締約国に登録された商標の盗用 ⑤ ドメイン名の不正登録・保有・移転・使用 ⑥ 他人が3年以内に制作した試作品を含む模倣品の譲渡・貸与・輸出入 ⑦ 経済的価値を有する他人の技術的・営業上のアイデアを含む情報の不正利用 ⑧ データの不正利用 ⑨ 国内で経済的価値を有する他人の氏名・肖像・音声・署名などの食別標識の無断利用 ⑩ 他人の相当な投資または努力で作りに出した経済的利益の侵害	① 不正取得・使用・公開 ② 悪意・重過失による取得・使用・公開 ③ 善意取得後の悪意・重過失による使用・公開 ④ 秘密維持義務を違反した使用・公開 ⑤ 不正公開された営業秘密の悪意・重過失による取得・使用・公開 ⑥ 不正に公開された営業秘密に対する事後的悪意・重過失
根拠	不正競争防止法第2条	

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

② 基本計画

特許庁長は各省庁の長と協議して5年ごとに「不正競争防止・営業秘密保護基本計画」を策定することが義務付けられている（第2条の2）。また、同計画の策定・施行に必要な基礎資料確保のために、特許庁長は毎年実態調査を実施することが求められている（第2条の4）。

③ 管理規定

主に以下の2つが定められている。

- 立ち入り調査等

特許庁長、自治体の長は不正競争行為の確認のための営業・製造施設への立ち入り調査および資料の閲覧が認められている（第7条～第7条の2）。また特許庁長は違反行為が認められる場合、違反行為者に30日以内に違反行為の中止、標識などの除去・修正、再発防止事項などを勧告または命じることができる。違反者がこの勧告や命令に従わない場合には違反行為の内容・是正勧告や命令の事実は公表されることがある（第8条）。

- 不正行為禁止請求権

不正競争行為および営業秘密侵害行為に対しては、被害者による禁止請求権が認められている。時効は被害者がその侵害行為を認知した日から3年以内である（第4条および第14条）

④ 罰則

営業秘密の海外流出については厳罰が設けられている。違反者は15年以下の懲役または15億ウォン以下の罰金が科される。ただし違反行為による利益の10倍の額が15億ウォンを超える場合には、その利益の2倍以上10倍以下の罰金に処せられる（第18条）。また、両罰規定も設けられており、法人の代表者、法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が当該法人の業務に関連して営業秘密の侵害行為を行った場合、その行為者に罰金が科されるだけでなく、法人に対しても上述の罰金刑の3倍以下の罰金が科される（第19条）。

3.4.3 防産技術保護法

防産技術保護法は、正式名称を防衛産業技術保護法という。この法は、韓国の防衛産業輸出が増加する一方で、保護・管理に係る規定が「防衛事業法」、「産業技術保護法」などに散在しており、防衛産業技術の保護・管理に支障を来す懸念を背景に、防衛産業技術の体系的保護および関連機関の支援を通じて、国家の安全保障の実現と、防衛産業技術保護に係る国際条約上の義務を果たすことを目的として制定された。所管省庁は国防部（戦力政策課）であり、2015年12月29日に制定され、2016年6月30日に施行された。

(1) 制定・改正時期

制定以来、7回改正されている。2024年12月3日に最新の改正案が議決され、2025年6月4日より施行予定である（表3-18）。改正内容は、防衛産業技術保護委員会の定員増加と違反行為の処罰強化である。

表3-18 防産技術保護法の制定・改正主要沿革

制定/改正日	法番号	改正	施行日	制定・改正理由	主な改正内容
2015/12/29	13632	制定	2016/6/30	防衛産業技術の体系的な保護、国際条約の義務順守の必要性	防衛産業技術の定義、総合計画策定などを整備
2024/1/16	20024	改正	2024/7/17	運営上の不備点の整備	防衛事業庁長の国会報告義務明示、過料賦課権者（防衛事業庁長）の明示
2024/12/3	20540	改正	2025/6/4 (予定)	防衛産業技術保護委員会の定員拡大、違反行為の処罰を強化必要性	委員会の定員を28名に拡大、秘密維持類指針などを新設、専担機関の新設

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(2) 法律体系

同法を上位法として、施行令と施行規則が制定されている（表3-19）。

表3-19 防産技術保護法の法律体系

	防産技術保護法	施行令	施行規則
最新施行日	2025/6/4 (予定)	2023/7/25	2021/6/23
構成	24 条文、付則	23 条文、付則	5 条文、付則

出典：韓国法制処 Web ページを基に作成

(3) 主な内容

同法は主に防衛産業技術の範囲を定め、その技術保護の推進体系について定めている。

① 対象技術

防衛産業技術とは、防衛産業に関連した国防科学技術のうち、国家安全保障などのために保護されるべき技術として防衛事業庁長が指定・告示した技術（第2条）を指す。防衛産業技術は防衛事業庁長により、委員会の審議を経て指定・変更・解除されるが、その範囲は必要最小限でなければならない（第7条）。

また、この法の対象となる機関は、防衛産業技術を保有するあるいは関連研究開発事業を遂行している機関を指し、具体的には国防科学研究所、防衛事業庁、各軍、国防技術品質院、防衛事業体および専門研究機

関のほか、企業・研究機関・専門機関・大学などもその対象となりうる（第2条）。

② 総合計画と体制

防衛事業庁長は、防衛産業技術保護委員会の審議を経て「防衛産業技術保護総合計画」を5年ごとに策定・施行することが義務付けられている（第5条）。庁長は総合計画の策定後、国会の所管常任委員会へこれを提出し、公表する必要がある。ただし、保護対象となる防衛産業技術と軍事機密事項は公表されない（第4条）。また、防衛事業庁長は防衛産業技術の海外への流出・侵害行為の状況および政府の措置について毎年定期的に国会の所管常任委員会へ報告することが義務付けられている（第18条の2）。

また、防衛事業庁長は防衛事業技術の流出防止に必要な方法・手順などに関する指針を制定し、実態調査結果を反映して定期的に修正・補完することが義務付けられている（第13条の2）。

審議機関である防衛産業技術保護委員会は国防相の直属委員会として設置され、両計画のほか関連主要政策・計画等の審議を行う。委員会は28名以内で構成され、国防科学研究所長、国防技術品質院長、防衛関連省・軍隊、各省庁（法務部・科技部・外交部・産業部・国土交通部・海洋水産部・中小ベンチャー企業部）、有識者で構成され、委員長は国防相、副委員長は防衛事業庁長が務める（第6条）。

③ 防衛産業技術保護・支援措置

対象機関の長は、防衛産業技術の輸出および国内移転時に技術保護対策を講じることが求められる。また、防衛産業技術の流出・侵害行為は明確に禁止されている（第10条）。対象機関の長は、違反行為が発生もしくは発生のおそれがある場合には、直ちに防衛事業庁長あるいは情報捜査機関の長にその事実を申告し、調査を要請することが義務付けられている（第11条）。また関連業務に就く者には秘密保持義務が課せられている。具体的な対象者は、対象機関の役職員（教授・研究院・学生なども含む）、防衛産業技術保護審議業務に携わる者、防衛産業技術の輸出および国内移転などの業務に携わる者、流出・侵害行為の申告受付および侵害行為防止に関する業務に携わる者、防衛産業技術保護体系の構築・運営に関する実態調査業務に携わる者（第19条）である。

④ 罰則

防衛産業技術を外国で使用するか使用する目的で違反行為をした者は、20年以下の懲役もしくは20億ウォン以下の罰金が科される。流出・侵害行為によって得られた財産は没収される（第21条）。違反行為だけでなく予備・陰謀罪も規定されており、防衛産業技術を外国で使用するか使用する目的で予備・陰謀した者は5年以下の懲役もしくは5千万ウォン以下の罰金が科される（第22条）。

また、両罰規定も設けられており、法人の代表者、法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が当該法人の業務に関連して違反行為をした場合、その行為者だけでなく法人、個人にも罰金刑が科される（第23条）。

3.5 韓国の経済安全保障関連法の特徴と課題

韓国の経済安全保障関連法のうち、現在特に重点がおかれているのは供給網の安定化に関するいわゆる「供給網3法」である。これらは2019年日本による輸出管理の厳格化、2021年の中国による尿素水輸出規制など、韓国が経験した経済安全保障問題を背景として導き出された政策・施策が反映されている。特にそのなかでも政策・施策を最も統合的にまとめているのは「供給網安定化法」である。各法の対応する領域を表3-20

に整理した。

表 3-20 供給網 3 法の主要政策・施策の比較

区分	政策手段	素材部品装備産業法	供給網安定化法	国家資源安全保障特別法
事前 (リスク分散)	早期警報体系	●	●	●
	供給網の調査・点検	●	●	●
	備蓄	●	●	●
	在庫の確保・勧告	●	●	●
	輸入先の多角化	●	●	●
	国内生産（供給）施設構築	●	●	●
	国外生産（供給）施設構築・移転・調整	●	●	●
	重要需要・供給機関指定			●
	非常動員鉱山などの指定			●
	R&D	●	●	●
	税制・予備妥当性調査特例・迅速な処理	●	●	
	供給網安定事業・事業者支援	●	●	●
事後 (危機管理)	緊急需給安定措置	●	●	●
	海外生産品目の搬入命令	●	●	●
	危機対応マニュアル		●	●
	危機対策本部の構成		●	●
	危機警報・品目の指定		●	●
	危機対応訓練			●
	危機品目の輸入・輸入業者への支援		●	
	買占め売惜しみの禁止		●	
	緊急需給調整による損失の支援		●	
財源新設	●			

出典：ジョンヒョンヒ，イジュン “供給網 3 法と韓国型経済安保：挑戦と課題” を基に作成

供給網の安定化と並ぶ経済安全保障の軸となる先端技術開発・保護のうち、技術保護については、「不正競争防止法」の強化だけでは限界があるとの判断から「産業技術保護法」が 2006 年に制定されたほか、「防産技術保護法」が 2016 年、「国家先端戦略産業法」が 2022 年に制定されるなど、個別法を次々と制定する形で法制度整備が進められた。しかしながら、個別法の乱立によって保護対象の技術範囲は複雑化しているという課題も浮き彫りになっている（表 3-21）。

表 3-21 保護対象となる技術と公開範囲

対象技術	公開範囲
産業技術	公開＋一部非公開
特許	原則公開
戦略技術	公開＋一部非公開
防衛産業技術	公開＋一部非公開

日本の経済安全保障推進法が、同法の運用に関する基本的な方針を規定した上で、重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な需要技術の開発支援、特許出願の非公開を4施策として定め、それぞれの基本指針を定めるピラミッド型の体系である反面、韓国の経済安全保障関連法はそれぞれの法が並列している個別法体系である。

韓国の経済安全保障委関連法は個別法体系であるため、運用の際に重複や死角となる領域が生じるおそれがある。また、法改正は国会の承認を要するため、機動的な改正にも課題があり、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化に対して迅速な対応が難しくなる可能性がある。

4 韓国の経済安全保障政策と組織

4.1 韓国の経済安全保障政策と組織の概要

韓国の経済安全保障政策に係る重要政策文書は、経済安全保障問題の発生を起点に、「対策」「政府方針」「方針」等の形で大枠の対応方針が政府から示され、これら対応方針の中に、関連法制度の早急な整備が謳われた後、この方針に応じて関連法令が整備され、各省庁や所管の委員会の役割分担や具体的な機能も法令の中で規定されるという順序をたどってきたようである。

そして関連法令の整備後に「基本計画」「基本戦略」等が法的根拠に基づいて策定され、基本計画の下に毎年の施行計画が整備され、環境の変化に応じて随時見直しが行われている。

ここでは、経済安全保障の柱である供給網安定化、先端技術開発、技術保護のそれぞれの観点から、現時点での政策の内容、推進体制等について整理する。

また、本調査の目的である、将来の日韓科学技術協力のあり方の検討に資する観点から、国際共同研究に関係する研究セキュリティ、研究インテグリティへの取り組みについても整理する。

4.2 供給網安定化政策と政府の推進体制

韓国における供給網安定化政策は、2024年6月の「供給網安定化法」の施行と同時に公表された「供給網安定化推進戦略」にその政策方向性が示されており、2024年12月19日に発表された「第1次供給網安定化基本計画（2025～27）」で、基本計画として取りまとめられた。

また、資源・鉱物分野の供給網政策については、2023年2月27日の「先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略」（産業部）で示された方針をもとにとりまとめられた「第4次鉱業基本計画（2025～2034）」（2024年12月26日、産業部）に供給安定化政策が示されている。

本節では、上述の政策文書の内容を中心に、韓国における供給網安定化政策の内容およびその推進体制について整理する。

4.2.1 「供給網安定化基本計画」の政策内容

(1) 供給網安定化基本計画の概要

第1次供給網安定化基本計画（2025～2027）は、表4-1のように、2030年に経済安全保障品目の特定国依存度を50%以下に下げることが目標として、2027年までに55兆ウォン超の金融・財政支援を実施することが提示された³³。

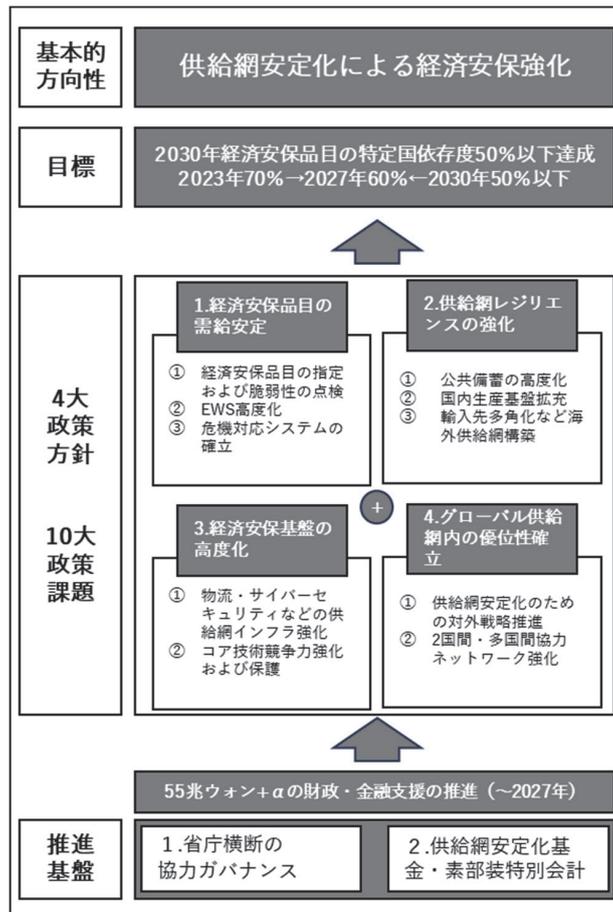
³³ 供給網安定化委員会、「第1次供給網安定化基本計画（2025-27）」2024年12月19日、
https://www.moef.go.kr/com/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=ATCH_000000000027925&fileSn=4

表 4-1 「第 1 次供給網安定化基本計画（2025～2027）」の概要

区分	内容
政策文書名	第 1 次供給網安定化基本計画（2025-2027）
公表年月日	2024 年 12 月 19 日
所管省庁	企画財政部を中心に政府横断
対象期間	2025 年～ 2027 年
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 経済安全保障中心のグローバル供給網再編が持続・加速化 供給網不安定の現実化（米中競争の激化、COVID19、ロシアによるウクライナ侵攻） グローバル供給網の再編（自国産業基盤の強化、技術優位確保など） 自由貿易の退潮とブロック経済化、保護貿易主義の台頭 政府の対応体制不備</p> <p>【根拠法】「供給網安定化法」（24 年 6 月 27 日施行）</p>
策定・公表までのプロセス	<p>2022 年 10 月 14 日、国会で「供給網安定化法」発議、同年 12 月議決 2024 年 6 月 27 日、「供給網安定化法」施行 供給網コントロールタワーとして「供給網安定化委員会」の設置 第 1 回会議：2024 年 6 月 27 日（「供給網安定化推進戦略」確定・公表） 第 2 回会議：2024 年 10 月 16 日（「供給網安定化基金運用計画」確定・公表） 第 3 回会議：2024 年 12 月 19 日（「第 1 次供給網安定化基本計画」確定・公表）</p>
方向性	<p>【基本方向性】 供給網安定化を通じた経済安全保障の強化 供給網リスクの事前点検→早期警報→先制対応</p> <p>【目標】 2030 年経済安全保障品目の特定国依存度 50%以下の達成</p> <p>【4 大政策方向】 経済安全保障品目の需給安定 供給網レジリエンスの強化 経済安全保障基盤の高度化 グローバル供給網内の優位性確立</p>

出典：供給網安定化委員会 “第 1 次供給網安定化基本計画（2025-27）”を基に作成

また、供給網安定化基本計画においては、図 4-1 のように、4 大政策方針と、それぞれに対応する 10 大政策課題が提示されている。4 大政策方針では、供給網の更なる安定化に向けて、1. 経済安全保障品目の需給安定、2. 供給網のレジリエンス強化、3. 経済安全保障基盤の高度化、4. グローバル供給網内の優位性確立が掲げられた。また、それぞれの政策方針に対応する詳細項目として、以下に示す 10 大政策課題とその対応策が提示されている。



出典：第1次供給網安定化基本計画（2025-27）

図 4-1 供給網安定化の政策方針と政策課題

(2) 10 大政策課題

① 経済安全保障品目の指定および脆弱性の点検

韓国政府は、経済安全保障上の重要な品目を指定するために、供給網上の脆弱性に応じて3段階の等級システムを導入する。このシステムでは、韓国産業・経済における高リスク品目を特定し、供給安定化を支援するとともに、表 4-2 のような危機発生時における対応行動計画を策定し、有事への対応を行う。

表 4-2 危機対応行動計画（案）

時間	計画（例）
危機発生状況探知	危機要因および発生類型を把握
輸出統制実施 (D day)	統制対象品目、措置の経緯把握 民間の需給状況等経済産業影響を把握
D + 0 ~ 7 日 (即時対応)	民間在庫の活用 輸出国との国際協力
D + 8 ~ 30 日 (短期対応)	代替輸入国からの緊急輸送 差額・損失支援の検討
D + 2 ~ n カ月 (中期対応)	海外資源協力 技術開発 国内生産等

出典：第1次供給網安定化基本計画（2025-27）を基に作成

② 供給網早期警報システム（EWS）の高度化

省庁・機関が個別に運営している供給網早期警報システム（Early Warning System）を、相互連携可能な体制へと整備し、モニタリングシステム構築、密接な情報共有を行うこと、類似国および在外公館とのEWS連携協力などの実現を目標として示した。

③ 危機対応システムの確立

危機予防の強化と危機時の緊急対応力の強化を2本の柱に、危機予防の強化策として供給網危機に備えた関連省庁合同の模擬訓練の実施や関連法令への違反者に対する処罰規定の整備を、緊急時対応力の強化策として、危機品目の指定、危機対策本部の設置、危機時の関税法運用の融通などをそれぞれ提示した。

④ 公共備蓄の高度化

公共備蓄の統合管理システムの構築、公共備蓄目標の設定、民間による備蓄能力強化のための在庫管理システム構築費用との政府支援、調達庁による重要鉱物備蓄能力の拡充等を行う。

⑤ 国内生産基盤拡充

国内生産施設の拡充、供給網エコシステムの高度化、再資源化などを推進する計画を示した。具体的には生産施設建設の投資税制優遇、生産段階の補助金支援、生産コスト低減支援、供給網を支える中小企業の育成、再資源化に係る法制度の整備、再資源化産業育成、サーキュラーエコノミー規制確立に向けた実証フィールド（サンドボックス）設置・運用などが挙げられている。

⑥ 輸入先多角化など海外供給網構築

輸入先多角化、海外供給網への投資の拡大を柱とし、輸入先多角化に取り組む者に対する供給網基金や輸入保険等の金融支援の提供、生産施設移管投資に対する基金支援の拡大、海外企業への出資拡大の際の税制優遇、M&A 関連情報の提供やマッチング支援、重要鉱物への官民協調投資推進等の施策を掲げている。

⑦ 物流・サイバーセキュリティなどの供給網インフラ強化

海運・航空物流インフラ強化とサイバーセキュリティ強化を柱に、海外物流拠点別物流ターミナル等のインフラ確保、長期運送契約の推奨、低炭素船舶技術の開発、スマート貨物ターミナル建設、国際的物流企業の物流センター国内誘致、ソフトウェア供給網のセキュリティ管理体制の構築支援、先進国とのサイバーセキュリティ協力の継続、海底通信ケーブルセキュリティや金融サービスインフラセキュリティの強化等を掲げている。

⑧ コア技術競争力強化および保護

コア技術の競争力強化・維持、技術流出防止体制の強化を柱に、コア技術のR&D支援の強化（3年間で25兆ウォン以上の支援）、R&D投資税額控除拡充、先端産業分野における主要国との技術協力拡大、技術流出防止法制の改訂推進、日米韓による重点技術保護ネットワーク³⁴による情報共有等の施策を掲げている。R&D支援の対象となる具体的な重点推進課題は表4-3に示すとおりである。

³⁴ 3か国による合意では「破壊的技術保護ネットワーク」と称している。

表 4-3 研究開発の重点推進課題

分野	重点推進課題
素材・部品・装備重点戦略技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給網の産業厳選素材の技術開発予備妥当性検討推進 ● 185品目の代替（Replace）、低減（Reduce）、再資源化（Resource）等 3R 技術開発
国家先端戦略技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 半導体、ディスプレイ、二次電池などの R&D <ul style="list-style-type: none"> ➢（半導体）先端パッケージング技術開発（25～31年） ➢（ディスプレイ）無機発光（iLED）技術開発（25～32年） ➢（二次電池）次世代二次電池（全固体、リチウムメタル、リチウム硫黄）技術開発（24～28年）
国家戦略技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 3大ゲームチェンジャー技術（AI、先端バイオ、量子）の R & D

出典：第1次供給網安定化基本計画（2025-27）

⑨ 供給網安定化のための対外戦略推進

供給網戦略と連携した積極的な対外戦略の推進のため、韓国に対する依存度が高い品目を中心に対象国との間での相互補完パートナーシップの構築、グローバルサウス投資需要への対応、資源国との EPA 協議の推進、インド太平洋地域国との多層的ネットワーク構築、ODA 資金による供給網関連事業支援の検討等を施策として掲げている。

⑩ 2 国間・多国間協力ネットワーク強化

供給網安定化を目的に、経済安全保障品目の輸入国との間で協議体を設置するほか、供給網パートナーシップの締結や、IPEF の供給網協議の実施や危機対応模擬訓練の定期的な実施などを施策として掲げている。

(3) 供給網安定化委員会

供給網政策に関する省庁横断的なコントロールタワーの役割を担うことを目的に、供給網安定化法の施行日である 2024 年 6 月 27 日に供給網安定化委員会が設置された。

同委員会は、表 4-4 に示すとおり、政府委員（委員長：経済副総理）19 名と民間委員 6 名の合計 25 名で構成されている。第 3 回委員会（2024 年 12 月 19 日）では、「第 1 次供給網安定化基本計画（2025～27）」を審議・公表するなど、韓国政府の供給網安定化政策を推進するための統括組織として位置付けられている。

表 4-4 供給網安定化委員会の構成と機能

区分	内容
構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府委員：経済副総理兼企財相（委員長）を含む 19 名 ● 民間委員：韓国輸出入銀行長など 6 名 (合計 25 名)
設置日、根拠法	2024 年 6 月 27 日設置、「供給網安定化法」（2024 年 6 月 27 日施行）
機能	<ul style="list-style-type: none"> ● (政策策定) 供給網安定に関する政府政策を総括し、審議・調整 ● (危機対応) 供給網危機対応のコントロールタワー ● (早期警報システム) 政府の早期警報システム運営・管理に関する審議・調整 ● (供給網基金政策) 供給網安定化基金（韓国輸出入銀行に設置）に関する審議・調整 2024 年 9 月 5 日、5 兆ウォンの規模で開始され、2025 年以降 10 兆ウォンに拡大 ● (情報公開) 経済安全保障関連情報の対外公開に関する審議
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済安全保障品目・サービス専門委員会（長：企財部第 1 次官） ● 対外経済戦略専門委員会（長：企財部第 1 次官） ● 備蓄専門委員会（長：企財部第 2 次官） (各専門委員会の構成：関係省庁および民間専門家を含む約 10 名)
開催周期	四半期ごとに 1 回（年 4 回）、危機発生時は臨機応変に対応
他の委員会との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「供給網 3 法」関連の委員会とのバランス維持 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 素材部品装備産業法：素材・部品・装備競争力強化委員会（委員長：企財相） ➢ 国家資源安全保障特別法：資源安全保障協議会（委員長：産業通商資源相） ● 供給網安定化委員会と素材・部品・装備競争力強化委員会の運営を企財部の経済供給網企画官に担当

出典：企財部 “供給網安定化委員会の構成および運営計画” を基に作成

また、表 4-5 に示すように、供給網安定化政策推進の中心は企財部と産業部および科技部が担当する。

表 4-5 供給網安定化のための各省庁の役割

省庁	役割
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済安全保障品目管理の基準設定と管理 ● 供給網統合早期警報システム構築と運営モニタリング ● 危機対応 ● 公共備蓄統合管理 ● 国内生産基盤拡大のための金融支援 ● 海外生産施設投資に対する金融支援 ● 官民協力ネットワーク管理 ● 対外パートナーシップ構築 ● 各省庁の供給網関連政策調整
産業通商資源部	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済安全保障品目の脆弱性点検 ● 備蓄インフラ整備 ● 供給網完結型素材・部品・装備協力指定 ● 再資源化関連の法制度整備 ● 第 3 国輸入支援 ● EPA 協議、IPEF 協議、供給網パートナーシップ、鉱物協力パートナーシップ
科学技術情報通信部	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術競争力強化・保護 ● R&D 支援

出典：企財部 “供給網安定化委員会の構成および運営計画” を基に作成

「供給網3法」における政策の一貫性と整合性を確保するため、供給網安定化委員会は、各省庁間の協議を調整し、連携を活性化する機能を担っている。2025年中には、供給網安定化委員会、素材・部品・装備競争力強化委員会、資源安全保障協議会との連携強化目的とした「統合ワーキンググループ」を構成する予定のほか、企財部の経済供給網企画官、産業部の産業供給網政官・資源産業政策局長などが参加する協議チャンネルを整備し、また、各法律の早期警報システム（EWS）の連携促進も担っている。

4.2.2 鉱物供給網安定化にかかる政策内容

(1) 「重要鉱物確保戦略」での鉱物供給網安定化政策概要

産業部が発表した「先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略」(2023年2月27日)では、表4-6で示すように、重要鉱物の安定的供給網確保のために2030年まで10大戦略重要鉱物の特定国への依存度を50%台に下げるとともに、韓国国内における再資源化率を20%台まで引き上げることが目標として掲げられている。

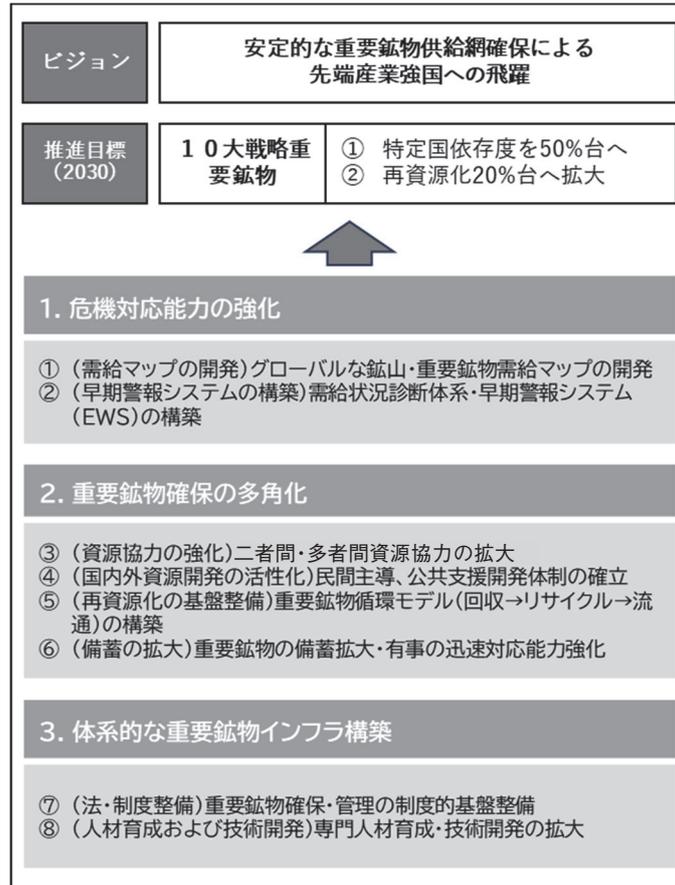
表 4-6 「重要鉱物確保戦略」の概要

区分	内容
政策文書名	先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略
公表年月日	2023年2月27日
所管省庁	産業通商資源部
対象期間	2030年まで
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 グローバル炭素中立、産業パラダイムの変化による重要鉱物需要の急増 特定国への偏在性、資源武器化などによる供給不安定の深化 国家先端産業の持続可能な発展に必修</p> <p>【根拠法】 「鉱業法」(1952年2月22日施行)</p>
策定・公表までのプロセス	2022年10月、新政府の「非常経済民生会議」で大統領が「産業部を中心に重要鉱物資源供給網の安定化計画を策定する」よう指示 2023年2月27日、産業部主催で「重要鉱物供給網安定化のための業界懇談会」を開き、「重要鉱物確保戦略」発議
方向性	<p>【基本方向性】 重要鉱物の安定的供給網確保を通じて先端産業強国へ飛躍</p> <p>【目標】 2030年までに10大戦略重要鉱物の特定国依存度を50%台に下げるとともに再資源化率を20%台に引き上げる。</p> <p>【3大政策方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危機対応能力の強化 2. 重要鉱物確保の多角化 3. 体系的な重要鉱物インフラ構築

出典：産業部「先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略」を基に作成

(2) 「重要鉱物確保戦略」の主要な政策内容

韓国政府は、重要鉱物確保戦略に基づき、図4-2に示すような8つの取り組みを実施している。



出典：産業部「先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略」

図 4-2 重要鉱物確保戦略における 3 大政策方向と 8 つの取り組み

① 重要鉱物需給マップの開発

表 4-7 に示すように、韓国政府は、各国における鉱物資源の埋蔵量および生産量、輸出入量やカントリーリスクの分析を行うとともに、重要鉱物のグローバル需給マップを策定している^{35, 36}。

³⁵ 岩崎玲衣子, “各国の重要鉱物等とその政策について,” JOGMEC, 2024 年 3 月 22 日, <https://mric.jogmec.go.jp/>.

³⁶ 産業部, “先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略,” <https://eiec.kdi.re.kr/policy/>.

表 4-7 重要鉱物評価指標の国際比較

区分		韓国	日本	米国
供給リスク	生産国寡占度	●	●	●
	埋蔵国寡占度	●	●	
	カントリーリスク	●		●
	輸入依存度	●	●	●
	代替性	●		
	リサイクル率	●		
	生産量・埋蔵量増加の困難さ			
	ESG 遵守（環境等）	●		
経済的影響	GDP への貢献度	●		●
	需要の増加率	●	●	
	需給ギャップ	●		
	カーボンニュートラル			

出典：岩崎玲衣子 各国の重要鉱物等とその政策について、および産業部 “先端産業グローバル強国への飛躍のための重要鉱物確保戦略” を基に作成

② 早期警報システム（EWS）の構築

重要鉱物資源の需給状況診断のための指数開発、需給モニタリングを実施するほか、供給網リスクを検知した際には企業への連絡を行う早期警報システムの構築に取り組む。また、既存の資源情報サービスの高度化には 2023 年より取り組んでいる。

③ 資源協力の強化

重要鉱物資源の供給網安定化に向け、鉱物資源を有する国家の状況分析にもとづく戦略協力国の選定、官民協力による長期供給契約の締結や鉱山投資の政府支援、FTA の積極活用などの手段により、2 国間協力体制の強化を行う。また、鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）や国際エネルギー機関（IEA）などの国際的枠組みに積極的に関与し、同盟・同志国との共同投資にあたって韓国企業の事業推進を政府が政策金融によって支援する体制の整備にも努める。

④ 国内外資源開発の活性化

資源開発の活性化を目的として、国内民間企業による重要鉱物への投資促進のための金融支援、プロジェクト発掘支援を実施する。海外の重要鉱物開発プロジェクトでは、初期フィージビリティスタディは政府が実施し、その結果、110 の開発プロジェクトを民間企業に対し紹介するなど、初期リスクを政府が担う形で、2023 年からすでに企業の支援を行っている。国内鉱物資源開発についても、初期フィージビリティスタディは政府負担し、鉱業権等を適時に民間移管するのみならず、R&D に対する支援も行う。

⑤ 再資源化の基盤整備

重要鉱物の再利用促進に向け、使用済バッテリーのリサイクル体制を整備するほか、国内備蓄量の妥当性の点検実施、重要鉱物製錬・素材複合クラスターの構築などを支援する。

⑥ 備蓄の拡大

レアメタル、レアアースなど特定国への依存度の高い品目の備蓄拡大のため、法定備蓄量の拡大や、政府から重要鉱物資源の供給要請を受けた際の対応期限の短縮を決め、また、専用の新規備蓄基地建設に向けたフィージビリティスタディも実施する。

⑦ 法制度整備

重要鉱物産業支援のための「国家資源安全保障特別法」を制定する。

⑧ 人材育成および技術開発

再資源化分野の専門人材を育成するほか、選鉱・製錬技術、重要鉱物代替材技術の開発、探査採鉱技術開発の支援を行う。

(3) 「第4次鉱業基本計画（2025～2034）」の政策内容

産業部は、2024年12月26日に「第4次鉱業基本計画（2025～2034）」を発表した。同基本計画における4大推進戦略は、重要鉱物供給基盤の強化、デジタル技術による鉱業競争力の強化、鉱山安全およびカーボンニュートラルの先導、持続可能な鉱業エコシステムの実現であり、前述の「重要鉱物確保戦略」で挙げられた施策が、同基本計画にも反映されている。

特に、重要鉱物供給基盤の強化については、国内の重要鉱物資源の埋蔵評価を行い、有望鉱区を発掘し、収集した情報をもとに、民間企業との開発連携を推進するとともに、重要鉱物の再資源化産業の育成基盤を整備し、レアメタル備蓄量を拡大するほか、2025年には、33種の重要鉱物に対する需給安定化指数を策定し、需給量の異常を早期検知するシステムを強化することを謳うなど、「重要鉱物確保戦略」との整合が図られていることが読み取れる。

(4) 政府の推進体制

重要鉱物確保戦略は産業部が所管しており、部局レベルでは、資源産業政策局・鉱物資源チームが主管組織となっている。

(5) 今後の計画

2025年2月7日に施行された「国家資源安全保障特別法」に基づいて、資源供給網安定化のための新しい政策文書「資源安全保障基本計画」が発表されることが予定されている。また、コントロールタワーとして「資源安全保障協議会」（委員長：産業相）が構成されることも予定されている³⁷。

4.3 先端技術開発政策と政府の推進体制

韓国における先端技術開発政策は、「国家戦略技術育成法」に基づいて2024年8月に策定・公表された「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）」に基本的方向性がとりまとめられている。

一方、産業分野の先端技術開発政策については、「国家先端戦略産業法」に基づいて2023年5月に策定・

³⁷ 基本計画の発表、資源安全保障協議会の設立いずれについても2025年3月現在確認できていない。

公表された「第1次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）」に基本的方向性が示されている。また、2024年11月には「産業技術革新法」に基づく「第8次産業技術革新計画（2024～2028）」が発表され、産業技術のイノベーションに関する細部計画がとりまとめられている。

ここでは、これらの政策文書を中心に、先端技術開発政策の内容と推進体制を整理した。

4.3.1 「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）」の政策内容

(1) 国家戦略技術育成基本計画の概要

韓国政府は、「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）」³⁸において、表4-8に示すように、「科学技術主権国家、超格差（圧倒的優位）の技術力を持つ大韓民国」というビジョンの下、2028年までの先端技術開発目標を提示した。

表4-8 「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）」の概要

区分	内容
政策文書名	第1次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）
公表年月日	2024年8月26日
所管省庁	科学技術情報通信部を中心に政府横断
対象期間	2024年～2028年
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 技術覇権競争時代の国家科学技術戦略が必要 技術・経済・安全保障のブロック化 グローバル供給網の中で戦略技術競争力の維持と次世代技術確保の必要性</p> <p>【根拠法】 「国家戦略技術育成法」（2023年9月22日施行）</p>
策定・公表までのプロセス	<p>2022年10月、新政府の「第1次国家科学技術諮問会議」で「国家戦略技術育成方策」を議決 2023年2月、国家科学技術諮問会議・戦略技術特別委員会を設置し、官民合同の協議・調整体系を整備 2023年9月27日、「国家戦略技術育成法」施行 2023年8月～24年2月、12分野別の戦略ロードマップ策定 2024年2月、国家戦略技術育成政策の専担機関として「韓国科学技術評価院（KISTEP）」を指定 2024年4月～7月、省庁横断の基本計画策定のための専門家諮問委員会を構成・運営（2回） 2024年8月、国家科学技術諮問会議・戦略技術特別委員会で審議 2024年8月26日、国家科学技術諮問会議で「第1次国家戦略技術育成基本計画 [2024-28]」確定・公表</p>
方向性	<p>【ビジョン】 科学技術主権国家、超格差（圧倒的優位）の技術力を持つ大韓民国</p> <p>【目標】 技術飛躍：12大国家戦略技術の中に世界先導分野を3個から6個以上へ 未来成長：国家戦略技術基盤ディーブテックのユニコーン級の企業を15社新規育成 主力産業：メモリ半導体・二次電池・次世代ディスプレイで1位維持 ゲームチェンジャー：AI半導体・先端バイオ・量子分野でグローバルトップ3に飛躍</p>

出典：科技部「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024-28）」を基に作成

³⁸ 科技部，「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024-28）」，2024年8月26日，
https://www.pacst.go.kr/jsp/council/councilArchiveView.jsp?archive_id=1161。

(2) 主要な政策内容

韓国政府は、本基本計画に、表 4-9 に示すように 3 大政策課題として、国家戦略技術の迅速な事業化支援、技術安全保障における先制的な対応能力の向上、ミッションオリエンテッドな R&D 革新を掲げ、それぞれの政策課題に対応する 11 の具体策を提示している。

表 4-9 「第 1 次国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）」における政策課題

主要な政策課題	1. 国家戦略技術の迅速な事業化支援 ① 戦略技術事業化連携研究開発の拡大 (官民需要連携投資の拡大、フラグシッププロジェクト本格化、ディープテック創業など) ② 革新拠点・実証支援のインフラ拡充 (100 大拠点、企業共同・付設研究所育成、テストベッド・実証拡大) ③ 戦略技術企業の優遇制度 (成長支援、規制・税制・特許支援拡大) ④ 産業需要に合わせた人材育成 (データ基盤人材育成など)
	2. 技術安全保障における、先制的な対応能力の向上 ① 価値共有国との確固たる戦略技術パートナーシップ構築 (グローバル協議体、CET 対話など戦略技術ブロックへの積極参加) ② 重要・新興技術 (CET) で主導権を確保する先制的対応力 (戦略技術早期分析・予測システムの準備、海外進出の際に国内で行う予備調査 (Pre-F/S) の廃止など R&D の迅速化支援など) ③ 技術保護・研究セキュリティ支援体系の整備 (技術情報保護および外国情報要請への対応ガイド準備、国家研究開発のセキュリティ強化) ④ 軍民両用技術への投資・協力強化 (10 大国防戦略技術集中育成、軍民技術協力 (spin on/off) 活性化)
	3. ミッションオリエンテッドの R&D 革新 ① ミッションオリエンテッドの R&D への集中的支援 (戦略研究事業 (MVP) 導入、国策研究機関間の連携によるハイリスク・ハイリターン大型 R&D 成果を志向する国家科学技術研究室 (NSTL) 制度の導入) ② 技術・政策の統合成果管理 (戦略ロードマップ基盤の管理体系準備、R&D 調査分析体系の準備) ③ 官民合同の革新プラットフォーム構築 (政策協業プラットフォーム構築、技術安全保障シンクタンク強化)

出典：科技部「第 1 次国家戦略技術育成基本計画（2024-28）」を基に作成

また、国家戦略技術を先導分野、追撃・競争分野、未来挑戦分野の 3 つに分類し、表 4-10 に示すようにそれぞれ重点戦略を定めている。

表 4-10 12 大国家戦略技術と分野別重点戦略

先導分野			追撃・競争分野			未来挑戦分野		
半導体 ディスプレイ	二次電池	次世代 通信	人工知能	先端バイオ	次世代原子力	量子	宇宙航空 海洋	水素
			モビリティ	先端ロボッ ト製造	サイバー セキュリティ			
<ul style="list-style-type: none"> 圧倒的優位性志向の官民合同プロジェクト 重要素材・供給網の国内回帰、グローバル競争に対応するインフラ支援 グローバル規制・ブロック化への対応 			<ul style="list-style-type: none"> 研究・実証インフラの大幅拡充 目に見える成果の創出・基盤構築 R&D 早期商用化に向けたカスタマイズ投資 			<ul style="list-style-type: none"> 技術力のリープフロッグを目指す革新的挑戦プロジェクト 多国間協力体制へ能動的参加 産学研の研究拠点の育成 		

出典：科技部「第 1 次国家戦略技術育成基本計画（2024-28）」を基に作成

(3) 11 項目の具体策

① 戦略技術事業化連携研究開発の拡大

12大分野へのR&Dに対し、5年間で合計30兆ウォン以上を支援することを表明している。10大フラグシッププロジェクトとして、革新型SMR（小型モジュール原子炉）技術、K-UAM（都市型航空交通）安全運用システム、次世代二次電池、半導体先端パッケージング、AI半導体活用クラウド、月面着陸船、6Gネットワーク産業技術、バイオフィアウンドリー、無機発光ディスプレイ、量子フラグシッププロジェクトについては2033年までに総額3兆ウォンを投じる方針が示されている。それぞれの実施期間、国家予算については表4-11に示す。

表4-11 国家戦略技術プログラム10大プロジェクト

技術領域	期間	予算
革新型 SMR 技術開発	～2028年	3992億ウォン
K-UAM 安全運用システム	～2026年	1007億ウォン
次世代二次電池	～2028年	1174億ウォン
半導体先端パッケージング	2025～2031年	2744億ウォン
AI 半導体活用クラウド	2025～2030年	4031億ウォン
月面着陸船	～2033年	5303億ウォン
6G ネットワーク産業技術	～2028年	4407億ウォン
バイオフィアウンドリー	2025～2029年	1263億ウォン
無機発光ディスプレイ	2025～2032年	4840億ウォン
量子フラグシッププロジェクト	(詳細未定)	(詳細未定)

出典：科技部「第1次国家戦略技術育成基本計画（2024-28）」を基に作成

② 革新拠点・実証支援のインフラ拡充

100大戦略技術イノベーション拠点の発掘・支援を行う。革新拠点でのミッションオリエンテッドR&Dおよび事業化の推進を図る特化研究所、イノベーション人材の育成のための特化教育機関、地域均衡発展との連携を図る地域技術革新センターの指定のほか、国家戦略技術分野の研究成果を迅速に取り込むことのできる優秀大学、企業研究所の高度化についても支援する。

③ 戦略技術企業の優遇制度

国家戦略技術を保有する企業を対象に、上場特例を継続するほか、所管省庁による政策金融、公共調達による支援、税制優遇、特許獲得支援、規制緩和等を実施する。

④ 産業需要に合わせた人材育成

戦略技術分野の専門大学院を6分野32大学に拡大するほか、分野別人材マップの策定、研究者情報・雇用データベース間連携など、データ基盤による人材政策の高度化を目指す。また、国際的な優秀人材の誘致や人材の離脱防止策の策定にも力を注ぐ。

⑤ 価値観を共有する「同志国」との戦略技術パートナーシップ構築

米国、日本、EU等の価値共有国との協力を全方位的に強化する。米韓でのCritical and Emerging

Technology (CET) 対話、日米韓経済安全保障対話を促進、米韓印 CET を締結するほか、戦略技術に対する国家別の技術優位性を分析し、戦略拠点センターやグローバル R&D 協議体の設置を行う。

⑥ 重要・新興技術 (CET) での主導権を確保する先制的対応力

技術安全保障に関わる他国の政策・技術動向を早期に把握・分析することを目的として、表 4-12 に例示するような、生成 AI による予測システムを構築する。

表 4-12 技術安全保障早期分析・予測システム例示

分析・予測モデル高度化 (生成型 AI を適用した分析)			
量子	先端バイオ	AI 半導体	12 大戦略技術
戦略技術関連の技術 / 政策動向、新興先端の点検および内容の要約			
自然言語処理による分析・ダッシュボード開発により事前予測 / リスク評価など政策戦略に適用			

出典：科技部「第 1 次国家戦略技術育成基本計画 (2024 ~ 28)」を基に作成

⑦ 技術保護・研究セキュリティ支援体系の整備

技術情報保護と研究セキュリティ強化のため、「戦略技術保護マニュアル」を策定し、外国機関の資料提供要請や海外からの研究費支援などに対する研究セキュリティ管理体系の充実を図る。

⑧ 軍民両用技術への投資・協力強化

12 大国家戦略技術を国防体系に整合させた形で、10 大国防戦略技術を特定し、選択と集中を図る。対象技術は AI、量子、宇宙、エネルギー、先端素材、サイバー・ネットワーク、有・無人チーム (MUM-T)、センサー・電磁気戦、ロケット推進、大量破壊兵器 (WMD) 対応であり、これらに対する技術投資を支援する。

⑨ ミッションオリエンテッドの R&D への集中的支援

圧倒的優位性を有する技術の先取・競争力維持に直結する研究事業を戦略研究事業 (Mission-oriented Visionary Projects, MVP) と銘打って指定し、集中的にこれらを支援する。MVP は、フラグシッププロジェクト型、源泉技術確保型、拠点育成型、実証・商用化型の 4 つに分類され、それぞれに対する支援メニューが組み立てられる。

⑩ 技術・政策の統合成果管理

戦略ロードマップにおける成果を統合的に管理するための体制を整備する。技術開発・代表事業の実績のほか、人材・国際協力・制度の改善などのエコシステムの醸成についても包括的に点検し、その結果を次の投資・評価に連携させることを目指す。国家研究開発調査分析・未来予測システムを 12 大分野と関連付け、現状評価や EBPM に活用する。

⑪ 官民合同の革新プラットフォーム構築

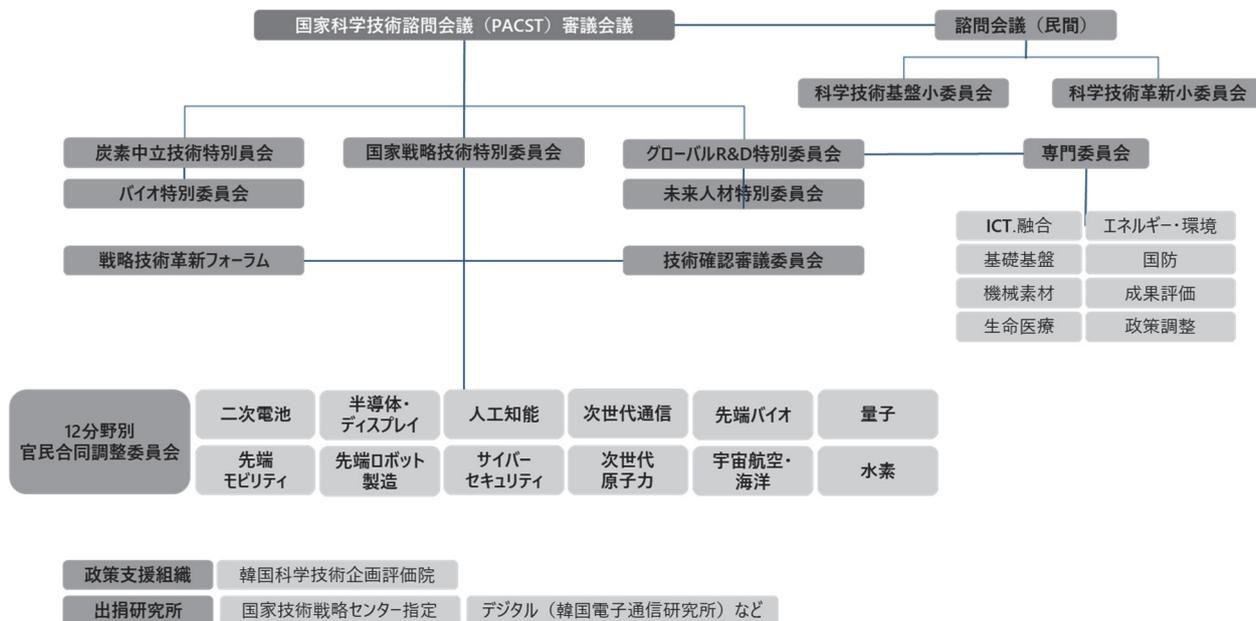
戦略技術の育成に関する国の方向性について、国家科学技術諮問会議と、特定分野の政策審議機構との間での意見統一を図る場として、戦略技術イノベーション討論会を発足させるなど、産官学の政策協議の場を作る。また、12 大国家戦略技術のグローバルな舞台での貢献を主導する、韓国型「技術安全保障シンクタンク」

の構築を進める。

(4) 政府の推進体制

科学技術政策は、科学技術情報通信部が所管するが、中小企業部、企財部、特許庁、外交部、産業部など各省庁を横断する協力体制を構築している。

表 4-13 政府の国家戦略技術ガバナンス（官民合同）の体系



出典：国家科学技術諮問会議 組織図を基に作成

韓国では、大統領直轄の科学技術諮問会議と、その傘下の官民合同の国家戦略技術特別委員会が国家戦略技術に係る政策を検討する機関として設置されている。国家戦略技術特別委員会の傘下には、12大戦略技術の12分野別官民合同調整委員会が設置されており、官民協力のガバナンス体制が構築されている（表4-13）。

また、2023年以降は、これまで省庁別に運営されていた研究支援システムは、省庁横断統合研究支援システム（Integrated R&D Information System: IRIS）へ統合され、第1次国家戦略技術育成基本計画に示されていた「技術安全保障シンクタンクの構築」という政策の柱に対応して、2024年2月には、韓国科学技術企画評価院（KISTEP）が国家戦略技術政策を支援する技術安全保障シンクタンクすなわち「国家戦略技術政策センター」に指定されるなどの動きも見られる。

4.3.2 「第1次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）」の政策内容

(1) 国家先端戦略産業育成・保護基本計画の概要

先端産業技術の育成・保護政策である「第1次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）」は、「国家先端戦略産業法」にもとづき、2023年5月に策定された。概要は表4-14に示すとおりである³⁹。

³⁹ 産業部, “最初の国家ハイテク産業5カ年計画の設立、ハイテク戦略産業へのバイオ追加,” 2023年5月26日, <https://korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148915631>.

表 4-14 「第 1 次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）」の概要

区分	内容
政策文書名	第 1 次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）
公表年月日	2023 年 5 月 26 日
所管省庁	産業部を中心に政府横断
対象時期	2023 年～2027 年
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 先端戦略産業として指定された半導体・ディスプレイ、二次電池、バイオ産業の現状分析および育成保護の必要性</p> <p>【根拠法】 「国家先端戦略産業法」（2022 年 8 月 22 日施行）</p>
策定・公表までのプロセス	<p>2022 年 8 月、「国家先端戦略産業法」施行、国家先端戦略産業委員会を設置</p> <p>2022 年 11 月、第 1 回国家先端戦略産業委員会で 4 つの先端戦略産業と 17 つの先端戦略技術を指定</p> <p>2023 年 5 月 26 日、第 2 回国家先端戦略産業委員会で「第 1 次 国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）」確定・公表</p>
方向性	<p>【ビジョン】 先端戦略産業超強国、強健な経済安全保障</p> <p>【目標】 投資：2027 年までに先端戦略産業企業への投資を 550 兆ウォン + α エコシステム：国家先端戦略産業特化団地の設置 技術：先端技術能力確保及び技術保護の強化 人材：産業界の必要人材を育成</p>

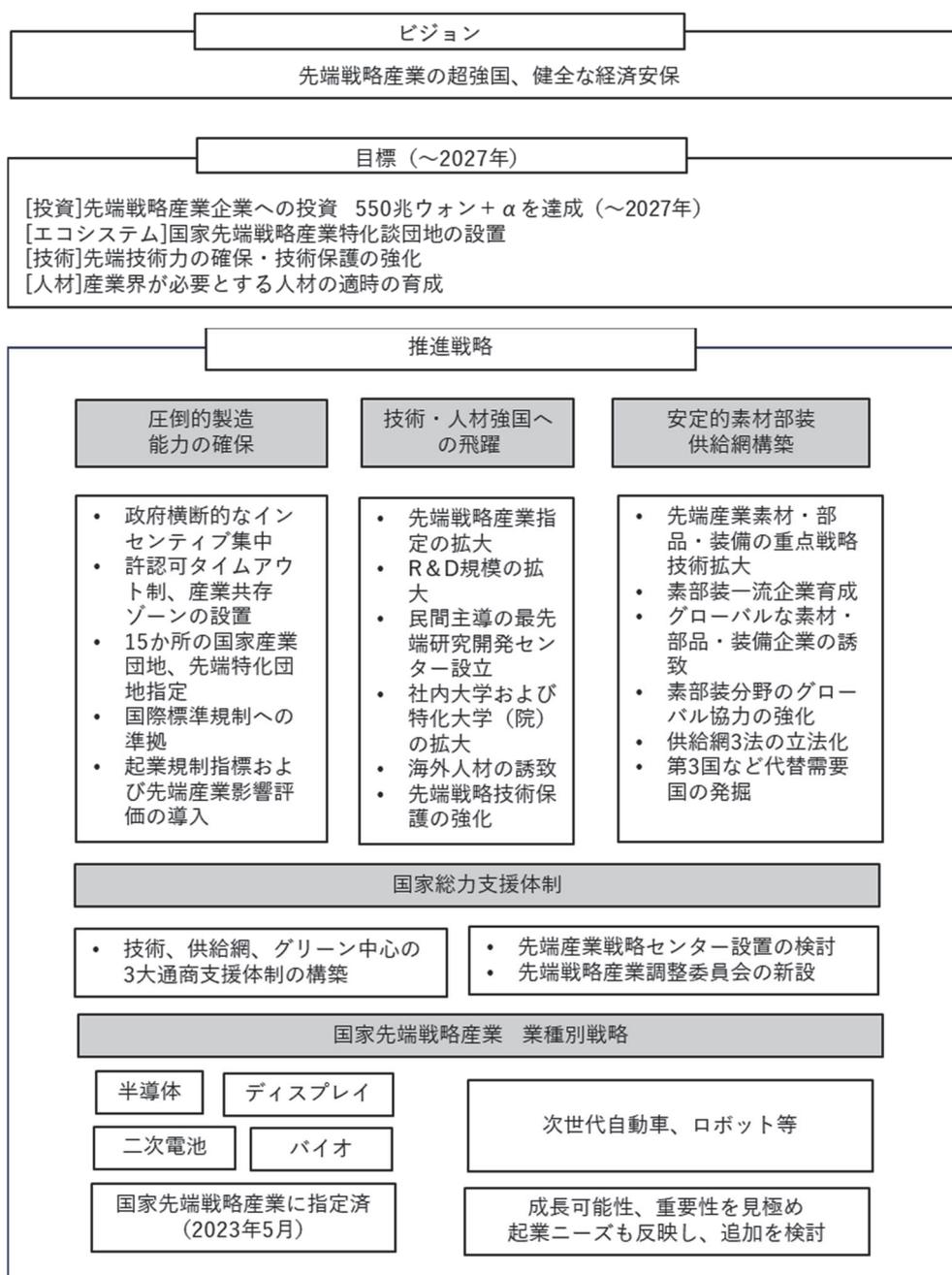
出典：産業部「第 1 次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）」を基に作成

(2) 主要な政策内容

本基本計画では、表 4-15 に示すとおり、半導体、ディスプレイ、バッテリー、バイオ産業が先端戦略産業に指定され、これらの現状分析、育成・保護のための具体的な取り組みが同基本計画の中に示される。

同基本計画は、迅速な技術革新、迅速で果敢な投資、良質の人材確保を旨とし、表 4-14 に示すように、「先端戦略産業超強国、強健な経済安全保障」をビジョンとして提示し、2027 年までに「550 兆ウォン + α 」を先端戦略産業企業へ投資することを目標に掲げている。

表 4-15 第 1 次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）における政策内容



出典：産業部 第 1 次国家先端戦略産業育成・保護基本計画（2023～2027）を基に作成

同基本計画では、官民合同の「国家先端戦略産業調整委員会」の新設を予定していることが公表されたほか、国家先端戦略産業業種として、半導体、ディスプレイ、二次電池、バイオの4業種を指定し、半導体で8件、ディスプレイで4件、二次電池で3件、バイオで2件、合計17の先端戦略技術リストも示した。これら17の技術は、これら4業種における量産化実現を念頭においた技術内容である。

またこのほか次世代自動車、ロボット産業等の業種についても、今後、成長可能性と重要度に照らし、企業の需要も勘案した上で追加的な指定について検討するとした。

このほか、半導体特化大学院を3校選定し、これら大学院に対して、2023～2027年の5年間で450億ウォンの支援を行う意向が示された。この支援により、2027年までに1500名以上の半導体分野の専門人材（修士・

博士)を輩出することを目指す。

(3) 政府の推進体制

韓国政府は、先端戦略産業・先端戦略技術政策におけるコントロールタワーとして「国家先端戦略産業委員会」(委員長:国務総理)を設置しており、2024年末までに7回の国家先端戦略産業委員会が開催されている。同委員会は、政府委員12名(各省、国家情報院、金融委員長、大統領室・国政調整室長)、民間委員8名から構成されており、産業部・産業政策課が所管している。

4.4 技術保護政策と政府の推進体制

韓国政府はこれまで「産業技術保護法」(2006年10月27年制定)に基づき、「国家重点技術」の流出防止と技術保護に焦点を当てた計画を策定してきている。

経済安全保障が政策課題化して以降では、2024年12月27日に「第5次産業技術流出防止・保護総合計画(2025～2027)」を策定・公表している。また、産業部傘下の特許庁は、技術流出防止を目的とした政策として、2024年10月17日に第244回対外経済閣僚会議にて「グローバル産業競争力強化のための技術流出対応策」を公表している。加えて、先端産業の保護を目的とした技術標準化政策として、2024年5月21日に産業部傘下の国家技術標準院が「先端産業国家標準化戦略」を公表している。ここでは、これらの政策文書の内容を中心に、技術保護政策の内容と政府の推進体制を整理した。

4.4.1 「第5次産業技術流出防止・保護総合計画(2025～2027)」の政策内容

(1) 産業技術流出防止・保護総合計画の概要

韓国政府は、「第5次産業技術流出防止・保護総合計画(2025～2027)」において、「先端技術流出予防と迅速な対応による経済安全保障強化」というビジョンの下、保護対象技術の管理体系と技術審査、流出捜査に関するガイドラインを提示した。

表 4-16 第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画（2025 ～ 2027）の概要

区分	内容
政策文書名	第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画（2025 ～ 2027）
公表年月日	2024 年 12 月 27 日
所管省庁	産業通商資源部を中心に政府横断
対象期間	2025 年～ 2027 年
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 先端技術開発・確保とグローバル技術覇権競争急変する技術保護環境に対応</p> <p>【根拠法】 「産業技術保護法」（2006 年 10 月 27 日制定）</p> <p>【他法との関係】 産業技術の保護に関する他法の特別規定がない限り、産業技術保護法の規定に従う。</p>
策定・公表までのプロセス	2024 年 7 月～ 9 月、官民合同の「産業技術保護総合計画タスクフォース」発足・運営 2024 年 9 月～ 12 月、政府内の「産業技術保護政策協議会」で省庁横断の意見共有 2024 年 12 月 27 日、第 58 回産業技術保護委員会で第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画（2025 ～ 2027）確定・公表
方向性	<p>【ビジョン】 先端技術流出予防と迅速な対応による経済安全保障強化</p> <p>【目標】 事前予防強化：技術保護体系の高度化、保有機関のセキュリティ能力強化 迅速な事後対応：迅速・効率的な摘発・捜査、技術流出に対する合理的な処罰</p>

出典：産業部、「第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画（2025 ～ 2027）」を基に作成

(2) 主要な政策内容

韓国政府は、本計画において、表 4-17 に示すように、技術流出が発生した際の対応や、保護対象技術の把握、企業負担の緩和、罰則強化、人材管理の強化を中心とした 4 大政策課題と 11 の具体策を示した。

表 4-17 「第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画」における政策内容

主要政策課題	<p>1. 保護対象技術と保有機関管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護対象技術の適時指定および検討システムの改善 ・国家重点技術保有機関把握および管理の強化
	<p>2. 国家重点技術、輸出 M&A 審査制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査制度の抜け目改善 ・国家重点技術保有機関の輸出審査負担の緩和
	<p>3. 重点技術流出捜査および処罰の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術流出に対する処罰強化 ・技術流出事件に対する捜査裁判の専門性強化 ・技術流出状況の迅速摘発
	<p>4. 大学・中小企業のセキュリティ能力強化および人材管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点技術関連国家 R&D に対する保護システムの充実化 ・中小企業のセキュリティ能力強化支援 ・技術流出防止のための人材管理強化 ・技術保護の認識向上および拡大

出典：産業部「第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画（2025 ～ 2027）」を基に作成

(3) 11 項目の具体策

韓国政府は、本総合計画において、以下のような 11 項目の計画を策定した。

① 保護対象技術の適時指定および検討システムの改善

韓国政府は、特に保護が必要な技術を有望技術、素材・部品・装備技術、汎用技術に分け、それぞれの技術について以下のように対応することとした。

- 有望技術：市場規模、成長潜在性、産業競争力、国家安全保障関連性などが大きい技術を国家重点技術に指定し、率先して保護する。
- 素材・部品・装備技術：国家重点技術に、素材分野（金属・化学・セラミック等）を新設するほか、「素材・部品・装備産業法」上の重点戦略技術を政府による技術保護対象の「産業技術」に指定して率先保護する。
- 汎用技術：保護価値の低い技術は、保護対象から除外する検討を行う。

また、国家重点技術の検討体制を改善し、保護すべき技術の特定・解除を迅速に行えるよう、需要調査・専門委員会での検討による保護対象の議決を毎年行うこととするほか、保護対象技術ガイドラインの整備や、産業技術評価院等既存の技術分析・評価専門機関を、技術安全保障センターに新たに指定し、国家重点技術指定・判定の効率化を図ることなども謳った。

② 国家重点技術保有機関の把握および管理の強化

重点技術を有する企業に対して、保護対象技術の政府への申請・登録を促す「技術保有確認制度」を導入し、技術流出が懸念される事態が発生した場合の早期対応を図ることを目指すとした。このほか、保有技術の保護状況の実態調査、保護優秀企業へのインセンティブ付与、産業技術保護教育の実施などを行い、また、業種別のセキュリティガイドの開発・配布を行うこととした。

③ 審査制度の抜け目改善

特に外国人による重点技術取得を目的とした M&A に対する審査の強化を目的に、産業技術保護委員会傘下に M&A 専門委員会を新設する方針を示したほか、外国人による持分取得許可基準の見直し、技術輸出停止に関する産業相の権限強化などの法的基盤の強化、クラウドサービス上での情報授受の審査強化などの措置を実施していく方針を示した。

④ 国家重点技術保有機関の輸出審査負担の緩和

技術流出の可能性が低い輸出行為に対する審議手続きの簡素化・一部免除や、リスト提供による審査予見性の向上、審査期間の短縮、重複審査の排除等の措置により、輸出審査負担の緩和を目指すとした。

⑤ 技術流出に対する処罰強化

技術流出における処罰範囲および処罰量刑の厳格化を進める。また、技術流出の被害額に応じた量刑を科す制度への改訂を進めるなど、現行制度の改善を行う。

⑥ 技術流出事件に対する捜査・裁判の専門性強化

技術流出事件対応を所管する捜査機関の間の連携を強化するため、国家情報院、大検察、警察、産業部、法務部、外交部、中小企業部、特許庁、関税庁など 14 省庁から構成される「汎政府技術流出合同対応団」、「技

術流出合同捜査団」を設置する。また、重点技術保護のために日・米・韓の3か国から構成される重点技術保護ネットワークを構成するなどして、関連犯罪捜査や情報交換の体制を強化することを謳った。

⑦ 技術流出状況の迅速な摘発

技術流出状況の迅速な摘発のために、摘発技術流出申告褒賞金を500万ウォンから3000万ウォンへと拡大するほか、特許データベース分析による技術流出懸念の迅速な把握や関連省庁間の情報共有等を実施する。

⑧ 重点技術関連国家 R&D に対する保護システムの充実

国家 R&D 課題の技術を保護するため、産業技術評価院などの機関に対し、企画段階からの国家重点技術の関連性の検討を行わせることや、各技術のセキュリティ等級の詳細化、省庁横断セキュリティガイドライン、研究機関におけるセキュリティ対策マニュアル等の策定を促進すること等を謳った。

⑨ 中小企業のセキュリティ能力強化支援

中小企業におけるセキュリティの強化支援のため、セキュリティ設備導入支援、教育、サービスの充実を図り、優秀企業の認証制度の導入、産業技術保護ソリューション開発企業の支援等を行う。

⑩ 技術流出防止のための人材管理強化

重点技術に関連するコア人材の国内外離・退職動向の定期的調査や出入国情報の利用のほか、外国人研究者ビザ発給審査強化等の措置を講じていく。

⑪ 技術保護の認識向上および拡大

技術保護の重要性を国民に伝えるための広報活動を強化し、政府は自治体等と協力してセキュリティ教育や事業協力を促し、また、「産業セキュリティ実務者協議体」を設置して、セキュリティガイドラインの開発や共同研究等を推進する。

(4) 政府の推進体制

産業部は、総合計画の審議・議決、輸出・M&A 承認管理などを目的として、産業技術保護委員会（委員長：産業相）を設置している。同委員会の傘下には、各産業技術別の専門委員会も設置され、分野ごとの重点技術分析、判定、輸出・M&A 審査などが行われている。また、省庁横断の推進体系として2023年11月に大統領室（国家安全保障室）主管の下、14の省庁（国家情報院、大検察庁、警察庁、産業部、法務部、外交部、中小企業部、科技部、企財部、教育部、特許庁、関税庁、海洋警察庁、国家知識財産委員会）から構成される「汎政府技術流出合同対応団」が設置された。

また、国際的協力として、「日・米・韓重点技術保護ネットワーク」というコミュニケーションチャネルや、技術流出の調査・捜査機関間の常設ホットラインが構築されることが決まった。

(5) 「技術保護4重安全装置」との関連

特許庁は、技術流出対応方策を2024年10月に発表し、「技術保護システム強化による経済牽引」というビジョンの下、国家技術保護体系に関するガイドラインを提示した⁴⁰。その概要を表4-18に示す。

⁴⁰ 特許庁, “グローバル産業競争力強化のための技術流出対応方策,” 2024年10月17日,

https://www.moef.go.kr/com/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=ATCH_000000000027337&fileSn=4.

表 4-18 「グローバル産業競争力強化のための技術流出対応方策」の概要

区分	内容
政策文書名	グローバル産業競争力強化のための技術流出対応方策
公表年月日	2024 年 10 月 17 日
所管省庁	特許庁
対象時期	設定なし
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 主要国の先端技術対応策の強化 韓国の先端技術流出の被害増加に対応</p> <p>【根拠法】 「産業技術保護法」(2006 年 10 月 27 日制定) 「産業財産情報法」(2024 年 8 月 7 日施行)</p>
策定・公表までのプロセス	<p>2024 年 5 月 13 日、特許庁「技術保護 4 重安全装置」を施行すると発表 2024 年 10 月 17 日、第 244 回対外経済閣僚会議での案件として「グローバル産業競争力強化のための技術流出対応方策」が確定・公表</p>
方向性	<p>【ビジョン】技術保護システム強化による経済牽引 技術保護強化→革新成果蓄積→産業競争力強化→躍動する経済実現</p> <p>【目標】営業秘密保護および不正競争防止を通じた技術保護の強化 データを基盤に専担技術流出防止 中小企業などの技術対応力向上 被害救済など技術保護基盤の構築</p>

出典：特許庁「グローバル産業競争力強化のための技術流出対応方策」を基に作成

また特許庁は、上述の「技術流出対応方策」の公表に先立つ 2024 年 5 月 13 日に、表 4-19 に示す「技術保護 4 重安全装置」の実施について発表している⁴¹。

表 4-19 技術保護 4 重安全装置の主要内容

主要内容	施行日
「防諜業務規程」(大統領令)の改正で特許庁を 7 番目の防諜機関として指定	2024 年 4 月 23 日
「司法警察職務法」改正で技術警察の捜査範囲が全ての営業秘密犯罪に拡大	2024 年 1 月 16 日
「知識財産・技術侵害犯罪量刑基準」(量刑基準)改正で処罰強化 * 営業秘密海外流出に最大 12 年、国内流出に最大 7 年 6 カ月の量刑	2024 年 7 月 1 日
「不正競争防止法」の改正で最大 5 倍の懲罰賠償	2024 年 8 月 21 日

出典：特許庁「我が技術を守る 4 重安全装置完成、本格稼働」を基に作成

これら「技術流出対応方策」および「技術保護 4 重安全装置」の内容については、すべて「第 5 次産業技術流出防止・保護総合計画」に反映されている。

(6) 今後の計画

2024 年 11 月 6 日の「汎政府技術流出合同対応団」定期会議では、2025 年中に「技術流出合同捜査団」が設置されることが決定された。また、産業技術評価院などが産業技術保護専門委員会の機能の一部を担うこ

⁴¹ 特許庁, “我が技術を守る 4 重安全装置完成、本格稼働,” 2024 年 5 月 13 日, <https://www.kipo.go.kr/>.

とで、専門委員会の業務負担の緩和を進めることも併せて予定されている。

4.4.2 「先端産業国家標準化戦略」の政策内容

(1) 先端産業国家標準化戦略の概要

産業部は、表 4-20 に示す「先端産業国家標準化戦略」の案を 2024 年 5 月 21 日に発表し、「先端産業の超格差（圧倒的優位性）の確保のための国際標準の先取の拡大」というビジョンの下、先端産業の国際標準開発を 2030 年までに 250 件以上開発、標準化国際協力の強化、企業中心の標準開発環境の整備の 3 つの目標を掲げた。

表 4-20 先端産業国家標準化戦略の概要

区分	内容
政策文書名	先端産業国家標準化戦略
公表年月日	2024 年 5 月 21 日
所管省庁	産業通商資源部・国家技術標準院
対象時期	2030 年までに先端産業国際標準 250 件策定
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 産業転換時代における標準の役割変化：標準が技術競争のコア手段 標準が新市場先取、超格差の技術確保、経済安全保障の戦略手段</p> <p>【根拠法】 「国家標準基本法」（1999 年 2 月 8 日制定） 「産業標準化法」（1993 年 3 月 6 日施行）</p>
策定・公表までのプロセス	<p>2023 年 6 月 7 日、国家安全保障室が国家安全保障戦略で「標準化先導の必要性」を提示 2023 年 8 月、日米韓首脳会議で 3 か国は新興技術協力、重点技術保護、標準など先端産業での協力強化に合意 2024 年 7 月～9 月、12 の先端産業標準化対象分野選定 2023 年 9 月～2024 年 4 月、12 大先端産業標準化需要発掘（12 先端分野別の標準化フォーラム開催） 2023 年 11 月～2024 年 3 月、標準化基本方向決定（産業別フォーラム、産学研の標準リーダーシップフォーラム） 2024 年 5 月 21 日、国家技術標準院が確定・公表</p>
方向性	<p>【基本方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> スピード：先端産業変化速度に合う標準適時性確保 <ul style="list-style-type: none"> 国際標準開発期間の最小化 標準開発類型化→選択・集中 民間：産業界を中心に民間主導型の標準化体系 <ul style="list-style-type: none"> 標準化フォーラム活性化 企業の標準化活動拡大 持続：標準インフラ支援 <ul style="list-style-type: none"> 人材育成強化 持続的な標準化投資 <p>【目標】 2030 年までに先端産業国際標準 250 件開発 標準化国際協力強化 企業中心の標準開発環境づくり</p>

出典：特許庁 先端産業国家標準化戦略を基に作成

(2) 主要な政策内容

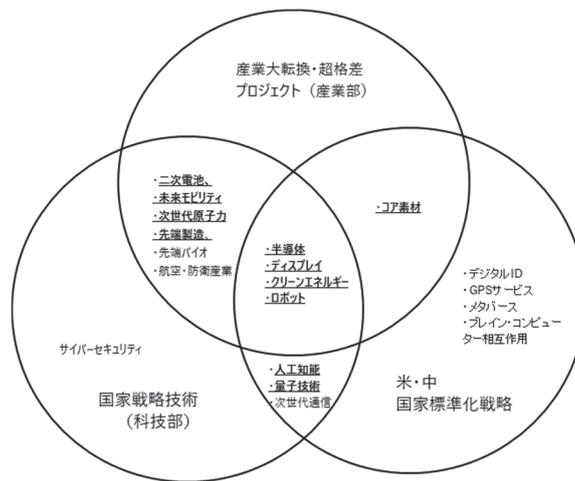
先端産業国家標準化戦略においては、表 4-21 に示す 4 大政策課題と 13 の具体策が提示されている⁴²。

表 4-21 「先端産業国家標準化戦略」における政策内容

主要政策課題	1. 先端産業標準の適時開発 ・ 国際標準開発 ・ 国家標準 (KS) 普及 ・ 迅速な標準開発 ・ 標準開発計画の補完・点検
	2. 標準化の国際協力強化 ・ 国際標準機関でのリーダーシップ強化 ・ 国家間の標準協力拡大 ・ 民間機関の標準国際共同開発を支援
	3. 民間の標準化活動拡大 ・ 企業の標準活動参加を支援 ・ 認識転換・実務能力の強化 ・ 技術流出状況の迅速摘発
	4. 標準開発の環境造成 ・ 標準化投資の選択・集中 ・ R&D - 標準策定連携強化 ・ 専門人材の育成持続

出典：特許庁 先端産業国家標準化戦略を基に作成

同戦略においては、図 4-3 に示すとおり、産業部による 11 の産業大転換超格差プロジェクトと、科技部による 12 国家戦略技術（国家戦略技術育成法）を参考に、米中の国家標準化戦略の動向を踏まえ、12 分野の標準化重点産業が選定されるとともに、2030 年までに 250 件の標準を開発する計画が策定された。



出典：特許庁 先端産業国家標準化戦略を基に作成

図 4-3 標準化重点産業の選定

⁴² 上掲文書, <https://www.kats.go.kr/>.

また、先端技術の標準化開発については、表 4-22 に示すように、国際標準開発の類型を、超格差維持、新市場確保、供給網安定化、未来技術の確立の 4 つに分類し、2030 年までの開発計画が策定されている。

表 4-22 12 先端分野国際標準開発計画

分野	国際標準開発の類型				分野	国際標準開発の類型			
	超格差維持	新市場確保	供給網安定化	未来技術確立		超格差維持	新市場確保	供給網安定化	未来技術確立
1. 半導体			○	○	7. ロボット			○	
2. ディスプレイ	○	○			8. 先端製造		○		
3. 二次電池	○	○			9. 量子技術				○
4. 人工知能		○			10. 重点素材		○	○	
5. 未来モビリティ	○				11. 原子力	○	○		
6. 未来船舶	○		○		12. クリーンエネルギー		○		

出典：特許庁 先端産業国家標準化戦略を基に作成

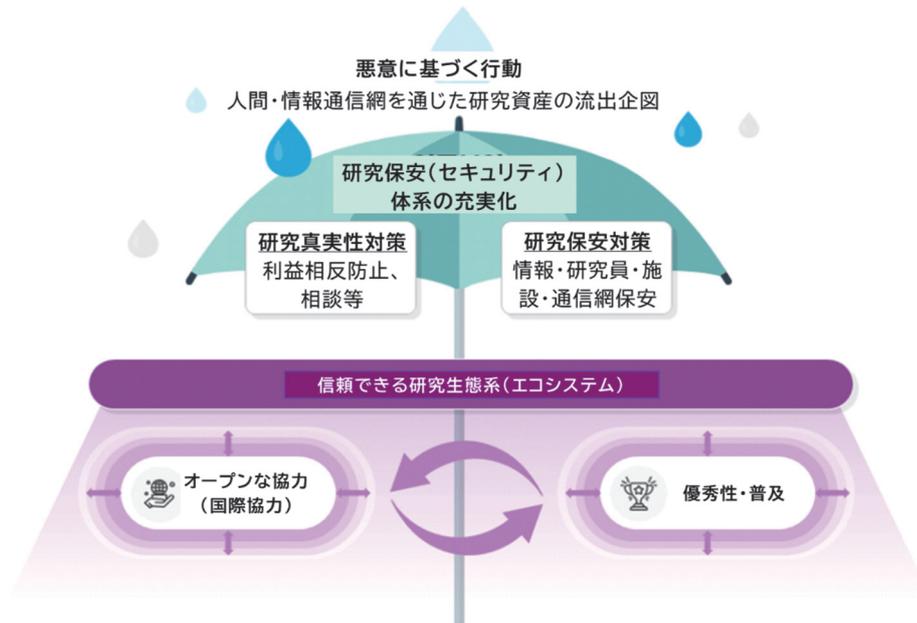
4.5 国際共同研究における研究セキュリティ・インテグリティ政策と政府の推進体制

国際共同研究の実施にあたって必要とされる研究セキュリティおよびインテグリティの確保のための取り組みは、供給網安定化や技術覇権競争の観点からの技術開発支援や技術保護の取り組みに比べると若干遅れて着手されている。

科技部が「研究セキュリティ体系充実化方策⁴³」を策定し、国家科学技術諮問会議の審議を経て承認されたのは 2023 年 9 月である。この「方策」は、「研究セキュリティは、研究資産を流出させる企図を事前に遮断し、信頼できる研究生態系を構築し、研究の国際化・オープン化と、優秀な研究成果の普及の好循環を作り出す上で必須である」として、研究セキュリティ体系を図 4-4 のような図で示している。

この図に見られるとおり、韓国では研究セキュリティ（体系）は、「研究保安」すなわち研究セキュリティに係る対策と、「研究真実性」すなわち研究インテグリティに係る対策が位置づけられるという概念整理がされている。

⁴³ 国家科学技術諮問会議、2023 年 9 月 26 日、
https://www.pacst.go.kr/jsp/council/councilArchiveView.jsp?archive_id=1115&cpage=2



出典：科学技術情報通信部ほか「研究セキュリティ体系充実化方策」より抜粋

図 4-4 韓国における研究セキュリティの概念図

その後、2024年に改正された「国家研究開発革新法施行令」により、2024年2月以降、新たに契約される全ての国家研究開発事業の研究責任者は、国外からの支援にかかる情報（財政的・行政的支援、サービス）を、政府との契約の際に報告することが義務付けられ、国際研究協力活動について国への一定の情報提供が確保されるようになった。

そして、研究セキュリティおよびインテグリティに関する具体的な運用ガイドラインとして2024年2月に「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」が、同7月には「国家研究開発研究倫理の手引き」が公表された。

ここでは、これら政策文書の内容を中心に、国際共同研究における研究セキュリティおよびインテグリティ政策の内容と政府の推進体制について整理する。

4.5.1 「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」の内容

国家研究開発事業・国際共同研究マニュアルは、政府が関与する国際共同研究の企画、契約、セキュリティ、制裁などについて詳述している。このマニュアルでは、国家研究開発事業における国際共同研究を「国内政府、機関、団体および個人が、外国の政府、機関、団体および個人との間で、研究開発費、人材および施設などの科学技術リソースを共同で投入して実施する研究」と定義している。

マニュアルの主な内容を表 4-23 に示す⁴⁴。

⁴⁴ 韓国科学技術企画評価院（KISTEP）、「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル、」<https://www.msit.go.kr/index.do>。

表 4-23 「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」の概要

区分	内容
政策文書名	国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル
公表年月日	2024年2月
所管省庁	科学技術情報通信部が中心に省庁横断
発行者	韓国科学技術企画評価院 (KISTEP)
対象時期	設定なし
策定の背景・根拠法・他法との関係	<p>【背景】 国家共同研究を通じた技術流出の防止が必要 研究段階での事前予防の重要性</p> <p>【根拠法】 「国家研究開発革新法」(2021年1月1日施行)</p> <p>【他法との関係】 関連基本法は「科学技術基本法」。特別法である「国家研究開発革新法」が研究開発の分野では他の関連法に対する上位法となる。</p>
策定・公表までのプロセス	<p>2023年9月26日、科技部が「研究セキュリティ体系充実化方策」を発表</p> <p>2023年11月20日、各省庁の研究セキュリティ管理指針を省庁横断の「国家研究開発事業セキュリティ対策」に統合・一元化(セキュリティ誓約、外国との接触管理強化、外国人のセキュリティ対象研究開発課題への参加管理など)</p> <p>2024年2月、「国家研究開発革新法施行令」を改正: 国外からの支援プログラム参加の事前報告を義務化</p> <p>2024年2月、韓国科学技術企画評価院(KISTEP)が「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」を発表</p>
方向性	<p>【ビジョン】 先端技術流出予防と迅速な対応による経済安全保障強化</p> <p>【目標】 事前予防強化: 技術保護体系の高度化、保有機関のセキュリティ能力強化 迅速な事後対応: 迅速・効率的な摘発・捜査、技術流出に対する合理的な処罰</p>

出典: KISTEP 「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」を基に作成

なお、セキュリティ対象となる研究開発課題については、国家研究開発革新法に、「外部に流出する場合、技術的、財産的価値に大きな損失が見込まれる、または国家安保の観点からセキュリティが必要であると関係省庁が認める研究開発課題を言う」と規定されている。

具体的には同法施行令第45条に、①防衛力の改善に係る課題、②外国から技術移転を受けることがかなわず、国産化を進めようとしている技術、③所管省庁が保護の必要性を認める未来重要技術、④産業技術保護法が定める国家重要技術、⑤対外貿易法が定める輸出許可などの制限の必要があるとされる技術、⑥海外と共同研究を行う、対外貿易法に定める戦略物資技術が類型として示されている。

「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」において、経済安全保障の観点から研究セキュリティについて具体的に規定しているのは「第6章 国際共同研究セキュリティおよび制裁処分」である。表4-24に主な内容をまとめた。

表 4-24 国際共同研究の研究セキュリティに係る記述

区分	内容
セキュリティ対策の策定・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家研究開発課題の研究責任者（民間への研究開発委託の場合で、民間が責任者を務める場合も含む）は国外からの支援に関する情報を関係省庁の長に報告を義務付け <ul style="list-style-type: none"> ➢ 報告時期は原則研究課題の契約時。研究課題契約時に提出する書類にその内容を記載する。研究の実施中に国外からの支援を得ることになった場合は発生日から 30 日以内に報告 ➢ 報告対象は、国外政府、研究機関、団体等から年間 5000 米ドル以上の財政的・実務的支援を受ける場合で、支援者名、支援の理由、期間、具体的内容、研究課題との関連等を含む
全プロセスにおけるセキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際共同研究の全プロセス（研究企画～契約～実施～成果活用）において研究セキュリティを管理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企画時：秘密保持契約、セキュリティ分類 ➢ 契約時：秘密保持、成果の所有・活用の権利明確化 ➢ 実施時：職務発明分類、研究ノート作成、セキュリティ分類 ➢ 成果活用時：営業秘密、特許出願、改良発明、最終利用者条項、輸出管理
セキュリティ対象プロジェクトの管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、研究課題がセキュリティ対象課題に該当しうるものの場合、公募に先立ってセキュリティ分類を決定した上で公示する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国との共同研究が「対外貿易法」上の戦略物資に該当する可能性がある場合は、該当有無の判定を申請し、結果に基づきセキュリティ対象または非対象に分類 ・ セキュリティ対象課題への従事者は、外国との接触についての管理を受ける対象となる <ul style="list-style-type: none"> ➢ セキュリティ対象の研究課題を実施、あるいは実施後 3 年以内に当該研究者がセキュリティ対象課題に関連して外国と接触（外国の研究者と相互に情報交換を行ったり、特定のトピックスについて有意に接触を繰り返す場合を指す）した時には、10 日以内に所属研究機関長に報告し、1 カ月以内に関係省庁の長に報告が必要等 ・ セキュリティ対象課題に外国機関が参加する場合は管理を受ける <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国機関の参加は極めて限定的な場合にのみ許容される。この場合でも関係省庁の長の事前承認が必要 ➢ 課題開始後に外国機関の参加が決定した場合は発生日後 1 カ月以内に省庁長・国家情報院長に報告義務等
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティ対象課題のうち、「対外貿易法」上の「戦略物資」に該当する場合は、セキュリティ対象課題管理規則を守るほか、輸出の際には輸出許可が必要 ・ セキュリティ対象課題のうち、「国家重点技術」に該当する場合は、輸出の際には技術保有機関による輸出承認が必要

出典：韓国科学技術評価院「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」を基に作成

セキュリティ分類については、これまで、国家研究開発事業の研究課題は、研究セキュリティ対策が必要な課題と、そうでない課題の 2 分類しかなかった。その判断根拠も、国家研究開発革新法の第 45 条に規定されているのみで、多くはその都度の所管省庁の長の判断に委ねられている状況にあった。

前述の「充実化方策」の中では、こうした状況を改善し、セキュリティ分類を、セキュリティ対象プロジェクト、敏感プロジェクト、一般プロジェクトの 3 分類に拡張し、研究開発成果や情報を、より適切に保護できる体制を作る案が示されている。新分類の設定と分類基準の明確化などが課題として挙げられているが、2025 年 3 月現在、未発表である。

一方、国家研究開発事業・国際共同研究マニュアルには、国際共同研究における研究倫理規範についての節が設けられている。ここでは、国際共同研究に限らない、研究倫理規範すなわち研究インテグリティについての概念が示された上で、海外研究機関や研究者を国家研究開発事業に参加させる場合には、違反行為を行わせないように留意する必要があることなどが説明されている。表 4-25 に、国際共同研究における研究倫理規範およびその違反行為の類型、違反に対する制裁処分に関するマニュアル上の記述を整理した。

表にあるとおり、研究開発における違反行為の範囲・類型は、国家研究開発革新法第 31 条に規定されて

いるが、国際共同研究においても、同様の考え方が適用されることがマニュアルに述べられている。その上で、国際共同研究においては、特にセキュリティ対策への違反、セキュリティ対象の情報の流出に格別の留意が必要であるとしている。

表 4-25 国際共同研究における研究倫理規範および違反行為の制裁処分等

区分	内容
研究倫理規範の基本概念の拡張	「研究真実性・研究不正対応」から、「健全で成熟した研究文化の醸成」のための規範へと基本概念を拡張 学問交流に関する倫理、利益相反管理、生命倫理管理等の概念を含むことを明記
規範に違反する行為の範囲・種類 (国家研究開発革新法第 31 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発資料・成果の偽造・変造・剽窃・権利者に関する不正な表示 ・ 研究開発費の不正な利用 ・ 研究成果の不正な所有および第三者をして不正に所有させること ・ 研究セキュリティ対策への違反 ・ 研究セキュリティ対象課題の情報の流出 ・ 虚偽等不正な手段による研究課題の申請・実施等
不正行為などに対する制裁処分	主体と権限：所管省庁の長 対象：研究開発機関、研究責任者、研究者、研究支援スタッフ、研究開発機関所属の職員 根拠法：「国家研究開発革新法」第 32 条

出典：韓国科学技術評価院「国家研究開発事業・国際共同研究マニュアル」を基に作成

なお、2024 年 7 月に韓国科学技術企画評価院 (KISTEP) が発表した「国家研究開発研究倫理の手引き」(改正版) は、国家研究開発革新法に基づいて研究機関が作成すべき研究倫理規定を補足、拡充するために制定された。

「第 3 章 学問交流に関する倫理」には、国際交流における情報の保護について説明されている。

ここでは「海外への科学技術情報の流出が増加しており、国家の重要な知的財産を移転して処罰を受ける事例が発生していることから、国際的な学問交流を行う場合には、思いがけない違法行為につながるのではないよう、研究機関・研究者ともに注意を払う必要がある」として、全般的な注意を促している。

具体的には、たとえば国家から研究開発費支援を受けて実施した、国家重点技術に関する研究課題の成果については、技術を売却・譲渡・技術指導・委託生産などの形で移転しようとする場合はもちろん、技術移転や技術情報の共有を前提とした非公開のセミナー・講義などを行う場合にも、研究開発機関の長は産業部長官に輸出許可をあらかじめ得る必要がある(産業技術保護指針第 17 条の規定による) ことなどを紹介している。

4.5.2 研究セキュリティおよびインテグリティにかかる政府の推進体制

国際共同研究に関する研究セキュリティおよびインテグリティの問題を所管するのは科技部である。

これまで省庁別に分散していた対応を一元化するため、科技部は 2023 年 11 月、省庁横断の「国家研究開発事業セキュリティ対策」告示を公表し、これにより、セキュリティ誓約、外国との接触管理強化、外国人のセキュリティ対象研究開発課題への参加管理など、各省庁の研究セキュリティ管理指針を統合・一元化した。表 4-26 に、国家情報院、国家科学技術諮問会議の役割を示す⁴⁵。

⁴⁵ 壇国大学・科学技術実用化事業団、「国内公共部門研究革新機関の研究セキュリティ改善方策に関する研究」2024 年 8 月 31 日、<https://step.dankook.ac.kr/>。

表 4-26 韓国の研究セキュリティ対応における体制

機関名	主な役割分担
国家情報院	外国（機関、個人）が参加する国家研究課題について所管省庁の長から報告を受け、管理する。
国家科学技術諮問会議	研究セキュリティ問題に関する政策を審議・議決する。

出典：檀国大学・科学技術実用化事業団「国内公共部門研究革新機関の研究セキュリティ改善方策に関する研究」を基に作成

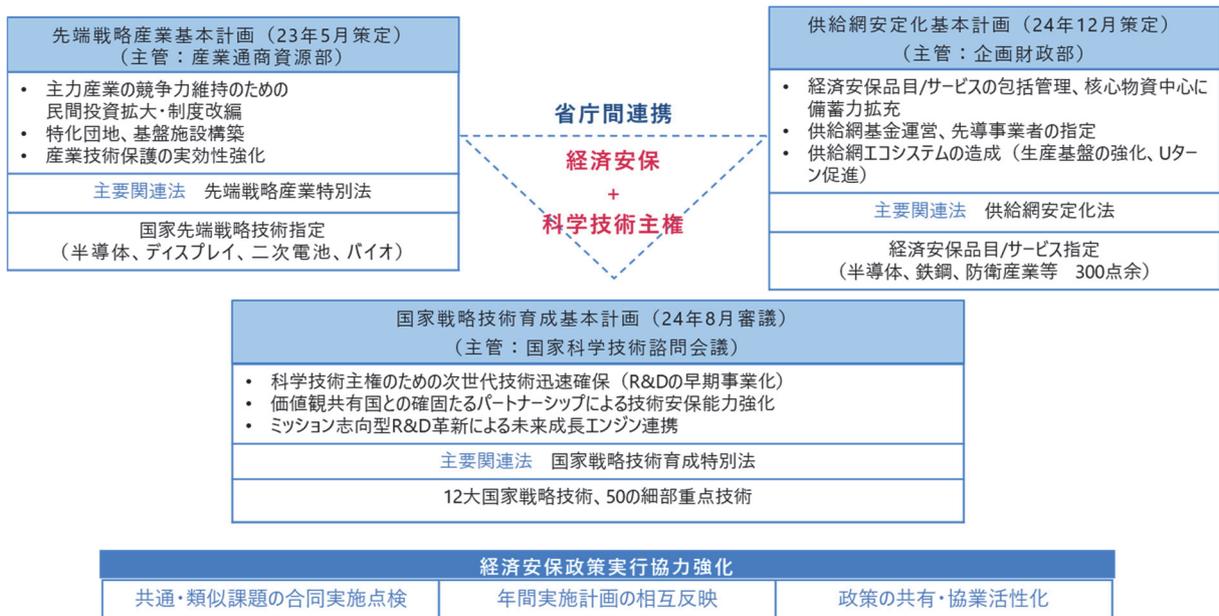
4.6 経済安全保障政策にかかわる省庁間の役割

ここでは、経済安全保障にかかわる省庁間の役割分担について改めて整理する。

図 4-4 に、大統領直轄の国家科学技術諮問会議（PACST）の審議文書に示された省庁間の役割分担整理図を示す。

この図からも読み取れるとおり、産業技術開発と保護政策については産業通商資源部が主管し、供給網安定化政策に関しては企画財政部が主管している。戦略技術開発と育成は国家科学技術諮問会議が最高審議機関であり、その活動は主に科学技術情報通信部が支えている。

省庁間での、共通 / 類似課題の合同点検、年間実施計画の相互反映、政策の共有・協業が求められている。



出典：国家科学技術諮問会議「国家戦略技術育成基本計画（2024～2028）（案）」を基に作成

図 4-5 韓国政府の経済安全保障関連の取り組み関係図

改めて、供給網安定化、先端技術の覇権競争、そして技術保護という経済安全保障上の課題に対する主要政策間の関係と、省庁間の役割分担についてここで整理する。

供給網安定化政策に関しては、表 4-27 に示すように、供給網安定化委員会および傘下の専門委員会が省庁横断的な協議・調整・審議・議決を主導している。このほか、2025 年 2 月に国家資源安全保障特別法が施行され、資源安全保障協議会が産業相の所管の下に設置されることが予定されている。

表 4-27 供給網安定化に係る主要政策間の関係と省庁間の役割分担

供給網安定化	協議体名 所管省庁	供給網安定化委員会（官民合同） （24.6.27設置）	企財部 （省庁横断）	素材・部品・装備競争 力強化委員会 （19.10.11設置）	企財部 （省庁横断）	資源安保協議会 （25年設置予定）	産業部
	下部組織 関連機関	経済安保品目・サービス専門委員会 対外経済戦略専門委員会 備蓄専門委員会	企財省1次官 企財省1次官 企財省2次官	実務推進団		資源安保専担機関	石油公社 ガス公社 など
	政策名	供給網安定化基本計画（25-27）		素材・部品・装備グローバル化戦略		第4次鉱業基本計画（2025-34） 資源安保基本計画（25年公表予定）	
	公表年月	2024年12月		2023年4月		2024年12月	
	政策内容	・経済安保品目・サービスの包括的管理 ・供給網基金運営（輸銀） ・先導事業者選定		・技術革新、生産革新、輸出拡大 ・素材部品装備特別会計		・国内重要鉱物発掘推進 ・重要鉱物再資源化 ・供給網危機管理強化	
	根拠法	供給網安定化法（24.6施行）		素材部品装備産業法（23.6施行）		国家資源安保特別法（25.2施行）	
	対象	経済安保品目 （半導体、鉄鉱、防衛、民生分野など300品目）		素材・部品・装備重点戦略技術 （半導体、ディスプレイ、自動車 バイオ、水素など10分野200技術）		重要鉱物 10大重要戦略鉱物、33種重要鉱物	

出典：各政府発表資料を基に作成

先端技術覇権競争に関しては、表 4-28 に示すように、国家科学技術諮問会議および国家戦略技術特別委員会や先端戦略産業委員会が省庁横断的な協議・審議を主導している。すでに整理したとおり、国家戦略技術については科技部が、国家先端戦略産業・技術については産業部がそれぞれ所管している。

表 4-28 先端技術覇権競争に係る主要政策間の関係と省庁間の役割分担

先端技術覇権競争	協議体名 所管省庁	国家科学技術諮問会議	大統領 省庁横断	国家先端戦略産業 委員会	国務総理 省庁横断 （幹事： 産業相）	国家科学技術 諮問会議	大統領 省庁横断
	下部組織 関連機関	国家戦略技術特別委員会	（科技部） 革新本部長				
	政策名	戦略技術育成基本計画（24-28）		国家先端戦略産業育成・保護基本 計画（23-27）		第8次産業技術革新計画（24-28）	
	公表年月	2024年8月		2023年5月		2024年11月	
	政策内容	・戦略技術の迅速事業化 ・技術安保先制対応 ・R&D革新		・圧倒的製造能力確保 ・技術/人材強国 ・安定的素材・部品・装備供給		・グローバル技術覇権確保 ・民間主導 ・技術融合、産業融合	
	根拠法	国家戦略技術育成法		国家先端戦略産業法		産業技術革新促進法	
	対象	国家戦略技術 （半導体、二次電池、ディスプレイ、先端 バイオなど12分野50技術）		国家先端戦略技術 半導体、ディスプレイ、二次電池、バ イオ、ロボットなど6分野20技術）		超格差技術 半導体、ディスプレイ、電気電子、機械、 原子力、水素など11分野45プロジェクト	

出典：各政府発表資料を基に作成

技術保護に関しては、表 4-29 に示すように、産業技術保護法の下、汎政府技術流出合同対応団が省庁横断的に政策推進を主導しているほか、国家標準審議会で、先端産業国家標準化戦略の内容・議決が行われる。産業技術保護の主管省庁は産業部である。

表 4-29 技術保護に係る主要政策間の関係と省庁間の役割分担

技術保護	協議体名 所管省庁	汎政府技術流出合同対応団 (23.11設置)	国家安保室 (NSC) 省庁横断	国家標準審議会	産業部
	下部組織 関連機関	産業技術保護委員会	産業部	-	国家技術標準院
	政策名	第5次産業技術流出防止・保護総合計画 (25-27)		先端産業国家標準化戦略	
	公表年月	2024年12月		2024年5月	
	政策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コア人材流出防止 ・産業技術の先制的保護 ・政府横断の技術保護 		12大先端産業標準化 先端産業国際標準250件策定	
	根拠法	産業技術保護法 (06.6制定)		国家標準基本法 (99.2制定)	
	対象	国家重点技術 半導体、ディスプレイ、電気電子、機械、原子力、水素 など13分野76技術)		標準化重点産業 半導体、ディスプレイ、人工知能、ロボット、コア素材 など12先端産業	

出典：各政府発表資料を基に作成

5 韓国の経済安全保障の含意と今後の展望

本章では、ここまでの調査内容と、日本および現地での有識者へのインタビュー結果を踏まえ、日韓による科学技術協力を一層活性化する観点から、韓国の経済安全保障政策の含意や、今後の展望、日本への示唆について整理する。

5.1 韓国の経済安全保障に係る含意

5.1.1 経済安全保障に関する問題意識

■ 韓国の経済安全保障政策の重点は依然として供給網安定化であり、技術育成・保護よりも優先
韓国にとっての経済安全保障政策の柱は供給網の安定化、技術保護、技術優位性の維持・確保の3点である。ただし、自国の経済発展を、グローバルな自由貿易体制と供給網の活用に依存してきた韓国の課題意識は、供給網の安定化という点に、より重きを置くものとなっている。

先端技術の育成の重要性を認識し、制度の整備に着手したのは、日本をはじめとする各国が自国の先端技術の育成・保護に着目し始めた2022年以降である。

供給網安定化に対する課題意識は、2019年の日本による輸出管理強化、それに続く2020年以降の中国からのたびたびの部材供給途絶による国内工場の停止問題などによって強く認識され、とりわけ重要部品、資源を特定国すなわち中国に強く依存している状況からの脱却が喫緊の課題と認識されている。

こうした見方は、日韓の有識者が共通して持つ認識であることは、インタビュー調査によって確認しているところである。また、韓国の基幹産業である半導体、ディスプレイ、二次電池のいずれもが、部品・中間財の供給拠点を中国に置き、これらを輸入して国内で組み立て、世界に輸出するというバリューチェーンの再編は一朝一夕には進まないことを政府も企業も認識している。

供給網安定化のための政策・施策は整備されつつあり、供給ルートの多角化や資源・部品・中間財の製造・供給拠点の国内回帰を促す政府支援も実施されているが、中国以外からの資源・部品輸入では適正コスト・品質の確保が難しかったり、大規模な工場の移転を促すには至らなかったりなど、十分には奏功していないという課題が浮き彫りになっていることがインタビューから確認できている。

なお、中国に多くの部品・中間財の供給を依存してきた結果として中国が技術競争力を急速に高め、グローバル市場でも韓国をしのぐ産業領域が出てきていることも脅威と認識され、そのことが重要技術、先端技術の育成政策を後押しすることにもつながっている。

■ 重要技術は基幹産業である半導体、ディスプレイ、二次電池であることは明確であり与野党で認識の差異はない

近年では中国の猛追が脅威となっているものの、韓国にとっての重要技術は基幹産業である半導体、ディスプレイ、二次電池に関するものであることは明確である。後述するとおり、科学技術政策は科技部が、産業政策は産業部がそれぞれ主管しているが、いずれの省庁の技術政策においても、この3つの技術は重点的に育成し、また保護する対象となっている。また、2025年3月時点でも政情が不安定な状況にはあるものの、これら基幹産業を守り、育てていくことに関して与野党間での見解の相違はない。

一方、技術流出についても、前述する半導体、ディスプレイ分野での流出摘発件数が多く、過半数が中国への技術流出であることから、これら基幹産業の技術流出については捜査権の拡大や厳罰化等の措置が取ら

れている。

なお、科技部が指定した12大国家戦略技術にはこのほかAI、先端バイオ、量子、宇宙航空・海洋、水素などの技術が含まれるほか、米国の軍艦整備や製造に対する韓国造船企業への期待も高まるなどの動きを受けて造船分野への注目も集まっている。

5.1.2 経済安全保障政策を支える法制度

- 経済安全保障に係る法制度の整備は、特に2022年以降急ピッチで進み、おおむね出そろった

前述のとおり、経済安全保障の最重要の柱である供給網安定化については供給網3法の整備が2024年にはおおむね完了している。技術育成・保護についても、国家研究開発革新法、国家先端戦略産業法、国家戦略技術育成法、重要技術保護法といった関連各法が出そろった。

- 法制度整備は一段落、課題は機動力の確保と実態に沿った運用

日本の経済安全保障推進法が、同法の運用に関する基本的な方針を規定した上で、重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な需要技術の開発支援、特許出願の非公開を4施策として定め、それぞれの基本指針を定めるピラミッド型の体系である反面、韓国の経済安全保障関連法はそれぞれの法が並列している個別法体系である。

韓国の経済安全保障委関連法は個別法体系であるため、運用の際に重複や死角となる領域が生じるおそれがあることも指摘される。また、法改正は国会の承認を要するため、機動的な改正にも課題があり、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化に対して迅速な対応が難しくなる可能性があることは第3章でも述べたとおりである。

これに加え、供給網安定化の項で述べたとおり、政府の施策が十分な効果を上げられず、供給ルートの多角化や製造・供給拠点の国内回帰は狙いどおりに進んでいないため、中国への依存度も低下していない。また、後述するとおり、特に先端技術の開発や、とりわけ先進国との間の国際共同研究の推進にあたっては研究セキュリティ確保に係る煩雑な申請手続きや、旧態依然とした国家プログラムの運用方針が妨げになる状況もインタビューからは明らかになっている。企業や研究者と政府との対話による、実態に沿った制度運用が課題といえるだろう。

5.1.3 経済安全保障政策と組織

- 供給網安定化は企財部、先端技術開発は科技部、産業・技術保護育成は産業部が主管

主たる政策文書からも明らかに読み取れるとおり、供給網安定化は企財部、先端技術開発は科技部、産業・技術保護・育成は産業部が主管する棲み分けがなされている。

前述のとおり、科技部が指定する12大国家戦略技術と、産業部が指定する国家先端戦略産業とでは対象産業・技術分野が相当部分重複しているが、インタビューによれば、科技部が見据える時間軸はおおむね10年先の技術、産業部はおおむね5年後の技術であり、同じ半導体技術でも、科技部の支援対象はより先進的な研究開発ターゲットを見据えた内容となるよう棲み分けられている。

また、供給網安定化は韓国にとって経済安全保障上の最重要課題であることは前述のとおりであるが、供給途絶のリスクが認知された際、民間企業に備蓄増加を命じるなどの措置を講じる際は財政支援が必須である。このため、供給安定化の主管は財政を所管する企財部が担当しているという。

- 経済安全保障政策全体を主管する司令塔の機能発揮は政情不安の中、未知数

日本では、経済安全保障の統括は内閣府政策統括官（経済安全保障担当）が担当している。具体的な実施内容は、首相、経済安全保障大臣、内閣官房長官ほか国務大臣で構成される経済安全保障推進会議において審議される。また、法制に関する有識者会議がこの推進会議の諮問機関として設置されている。これに対し韓国では2022年に、大統領府の国家安全保障室に経済安全保障秘書官を置き、各省庁に分散する経済安全保障上の課題に対する対応の司令塔として機能させることとした。ただし、2024年末の非常戒厳から大統領弾劾訴追に至る一連の政治的混乱による政情不安が今も続く中、弾劾訴追を受けた尹政権が設置した司令塔の機能発揮は不透明である。とりわけ、他国との科学技術協力の実現に向けた多様な課題への取り組み、科技部と産業部で重複する重点技術領域の調整、重複し、相矛盾する可能性のある政策・制度の機敏な見直しなどは、当面十分な機能を発揮できない可能性がある。

なお、科学技術振興の観点から見ると、日本における総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）に類似した会議体といえる、大統領直轄の国家科学技術諮問会議（PACST）が韓国にも存在しており、2023年にはその傘下に国家戦略技術特別委員会が設置され、科学技術政策の統括検討を行うことが決まったが、2025年3月現在、大統領不在（経済副大臣が代行中）の中、PACSTも本来の機能を発揮できていることは考えにくい。

- 自由貿易体制の尊重と経済安全保障のバランスは韓国にとって難しい課題

韓国での政策立案・運用上の困難な課題として、自由貿易体制の尊重と、技術保護政策のバランスの問題があげられることが、複数のインタビューの中で指摘された。これまでグローバルな自由貿易体制の下で経済成長を遂げてきた韓国にとって、過度の経済安全保障の重視、とりわけ技術保護策は本来望ましくないと考える有識者は少なくない。米国とは同盟国でありながらも、中国への供給網依存からの脱却はそれほど簡単ではないことも現実である。経済安全保障政策は一種のブロック経済政策であり、価値観を共有するいわゆる同盟・同志国との間でのみ技術を共有し、それ以外の国からは保護しブロックすることを旨とする。しかし、トランプ政権に移行した米国が中国に対して過度に圧力をかけることで、韓国（ないし日本）に対する中国の圧力が強まる可能性もあると韓国の有識者は懸念している。さらにはトランプ政権が韓国の基幹産業である半導体産業でのCHIPS法廃止⁴⁶を示唆し、自動車や鉄鋼製品への関税措置を発動しようとする動きなど、韓国が本来強みを有する産業に対する影響が懸念される中、難しい立ち位置にあることも注視したい。

5.1.4 研究セキュリティ・インテグリティと研究者の立場

- 研究セキュリティ・インテグリティ関連制度整備は道半ば

第4章でも述べたとおり、とりわけ国際共同研究の実施にあたって必要とされる研究セキュリティおよびインテグリティの確保のための取り組みは、供給網安定化や技術開発支援や技術保護の取り組みに比べると若干遅れて着手されている。前述のとおり、2023年9月に「研究セキュリティ体系充実化方策」が公表された後、国家研究開発革新法が2024年に改正され、国家研究開発プログラムの研究責任者に対しては、国

⁴⁶ CHIPS法はバイデン政権時代に定められ、米国内に半導体工場を建設しようとする事業者に対する補助金が支給されることが定められている。CHIPS法に基づく補助金を前提にサムスン電子、SKハイニックスは米国半導体工場建設に投資を行っており、バイデン政権下では補助金額も確定していた。これが覆されれば、サムスン、SKハイニックスともに投資計画の見直しは必至といわれている。

外からの支援内容の政府報告が義務付けられ、また、国際研究開発事業における研究セキュリティ・インテグリティに関するマニュアルも同年に整備されたところである。

一方、技術覇権競争が激化する中で、韓国の研究開発が、国際的レベルに比して小規模で単発、個別の研究者からのボトムアップによるものにとどまっていたことに課題意識を持った当時の尹錫悦政権は、2023年11月に「世界をリードするグローバルR&D推進戦略⁴⁷」を打ち出し、この戦略の中でも、改めて「研究セキュリティ体系充実化方策」で述べられた、研究セキュリティ体制の強化が再度謳われた。

同戦略では、研究開発力の一層の強化のためには先進国との共同研究に積極的に関与することが必要であるとする一方で、国際共同研究を契機とした技術流出は懸念材料であり、研究の自由、透明性、開放性と研究セキュリティの両立が韓国においても難しい課題となっている。

そうした中、有識者へのインタビューでは、共同研究の実施にあたっては、相手国における研究セキュリティ関連制度とそれによる制約、対象とする技術などに対する相互理解がこれまでに増して重要との見解が聞かれた。

ただし、現在、日本を含む各国で整備が進む、セキュリティクリアランス制度については、韓国ではいまだ制度整備の議論も始まっていない模様である。一部の科学技術政策研究者からは問題意識として、同制度が整備されていない韓国が、同志国間の国際共同研究の場から排除されることが大きな懸念であるとして、検討を急ぐべきとの見解も示された。

- 研究現場での経済安全保障制度への受け止めは「過剰規制」「官・研間の対話チャンネル不足」

経済安全保障政策のうち、とりわけ先端技術開発や国際協力に関しては、インタビューを通して、研究の現場での様々な課題意識が示された。その大きなものは、「過剰規制・制約」の問題であり、これは現場の声を十分に取り入れない現実離れした政策・制度設計によるものとも指摘された。

具体的な例として、複数省庁による許認可行為が必要な研究課題に対して政策担当者側での調整機能が働いておらず、実証試験をスピーディに行うことができない事例や、複数省庁から、似て非なる規制対応書類の提出を二度三度と求められる事例、国家重要技術リストに載った技術について国際共同研究を行おうとすると、100以上の文書作成が要求され、かつ相手国の研究パートナーに対する厳格な調査が必要となり、極めて負担が大きく研究を断念せざるを得ない事例などが紹介された。研究者にとって、国家重要技術のリストは研究禁止リストも同然であるとの指摘もあり、研究セキュリティの過剰な強化は、むしろ技術進展の妨げとなることも懸念されていた。研究活動の主要なアクターである民間企業や研究機関等に対する懲罰・罰則的な制度が設けられており、先端技術開発という目的の達成に向けた運用上の工夫が望ましいとの指摘も得られた。

米国での科学技術政策研究の経験を持つある有識者は、米国では科学者コミュニティの意見と政策のすり合わせを行う場が数多くあり、政策担当者が科学者の意見を理解した上で政策にそれを反映させる取り組みを行っているのに対して、韓国ではそうした場がなく、相互理解が進まず、研究の妨げになる硬直的な制度が取り入れられてしまう状況にある、と指摘した。

- 科学技術人材流出対策は研究セキュリティ強化だけでは解決せず、研究環境整備も肝要

韓国にとっては、人材流出も大きな課題と認識されている。中国などへ、人材が技術情報を持って流出し

⁴⁷ 国家科学技術諮問会議全体会議、2023年11月27日、「世界をリードするグローバルR&D推進戦略（案）」
https://www.pacst.go.kr/jsp/council/councilArchiveView.jsp?archive_id=1121&category_cd=1#this

てしまう例は産業技術保護の観点から取り組む必要はあるが、研究者の流出は、頭脳流出の面から深刻である。

特に欧米への人材流出が問題であると認識されており、マッチングファンドを活用した国際共同研究で人材を育成しても、その後他国に人材ごと流出してしまうケースや、海外で研究成果を出しても、今度は行先国の現地法との関係でライセンス等を持ち帰ることができないなど権利に関する問題も懸念材料となっている。

ある研究が、研究者間の頭脳循環を含む純粹で自由な研究活動であるのか、経済安全保障にまつわる重要技術開発に関連する研究活動であるのかによって、どのような制度による手当が有効なのかは異なるはずだが、十分な整理が政策担当者側ではまだできていないことも課題として指摘された。

一方、人材流出は、研究開発の成果を事業化する環境が十分でないことに原因を求める指摘もあった。より事業化の環境が整っている米国などへの人材流出は、こうしたケースの典型である。韓国政府は、科学技術研究の課題を、ボトムアップからの選定だけにとどめず、ニーズ起点からトップダウンで複数課題を束ねて事業化につながりやすくする工夫や、スタートアップエコシステムの構築やマッチング支援など、優秀な人材が十分に国内でビジネスチャンスを得られるよう工夫を重ねているが、人材流出の課題には十分にまだ応えられていない状況にあるとのことだ。

5.2 日韓科学技術協力に向けた展望と示唆

5.2.1 協力有望領域についての示唆

- 協力有望領域の模索には個別領域の解像度を上げること、または協りに強い合理性のある領域を見つけること

日韓の科学技術協力を一層深化させ、活性化させるための議論には、決定打と言える答えを見つけることは簡単ではない。有識者それぞれに異なる考え方があり、相反する考え方もあった。たとえば、半導体領域はすでに民間企業が先端技術領域で競争しており、共同研究や技術協力の余地はないのではないか、という意見がある一方、たとえば、半導体産業のバリューチェーン全体を、分析の解像度を上げて見渡せば、部材、製造装置については日本に強みがあり、製造プロセスには韓国に強みがあるのだから、相互補完的な関係を双方の政策担当者が、より意識的に強化するべく政策を打ち、政府から民間に対して協力のシグナルを発することは十分に可能ではないか、との意見も得られた。

また、米国と中国がすでに圧倒的に先を行く AI やバイオ領域などでは、韓国1か国では到底追いつくことはできず、それはおそらく日本も同じであるから、それぞれが強みを有する部分を特定した上で、協力して資金・人材・技術を出し合っていくことは有効ではないかとの意見も得られた。韓国と日本とで、限られたリソースを持ち寄り、協力することで得られる成果が可視化できれば、それが協力領域になり得るものと考えられる。

5.2.2 具体的な協力有望領域

- 個別分野では社会課題に沿い、かつ資金力を必要とするテーマが有望。水素を含むエネルギー関連、原子力分野、リサイクル技術等

より具体的な協力有望領域についても、有識者とのインタビューで議論を深めることができた。

日韓双方が持つエネルギー安全保障面での脆弱性に鑑みれば、LNG や水素、アンモニア等の調達・共同輸送、備蓄に関連する技術開発は道半ばのものも多くある。

特に水素については、水素自動車の開発・普及を主導しているのは世界でもトヨタと現代自動車が出ている。こうした民間企業間での競争領域には踏み込むことなく、水素の安全利用技術の標準化や水素供給ステーション管理などのテーマで、研究課題を見いだすことは可能と考えられる。

また、前述のとおり半導体産業でも双方の強みを生かした補完関係による連携強化の余地は十分にある。半導体事業では、すでにサムスン電子が日本に研究所を設けるにあたって日本政府が補助金を拠出して支援を行った実績がある。韓国でも、半導体製造に必要な部材・中間財等の製造・供給拠点を日本企業が設けようとする際の支援、より効率的な量産化に向けたエンジニアリング研究課題への政府支援の可能性は模索する価値がある。

このほか、重要資源の調達に共通して課題を抱える日韓の間では、資源リサイクル領域での科学技術協力も有望領域として挙げることができる。特に二次電池に必須のレアアース、レアメタルについては、対中依存の低下に向けたリサイクル技術領域での協力も有望と考えられる。

複数の有識者から指摘があったのはバイオ領域での協力である。武田薬品工業が自社研究所を外部開放して誕生した医療サイエンスパークである湘南アイパークには韓国のバイオスタートアップが複数入居し、武田薬品工業との間での共同研究も既に開始されている点を複数の韓国有識者が良好事例として指摘した。たとえばバイオ分野のうち幹細胞分野では、日本に比べ韓国の規制が数段厳しい状況にあり、自由な研究活動は日本でむしろ可能であるなど、規制のギャップに着目した領域はバイオ分野に限らず、協力が成立しやすい領域である可能性がある。

このほか、長期運転を経て、廃炉が必要となる原子力発電所の廃炉技術の共同研究は従来、協力の余地があると指摘されてきた分野でもある。廃炉技術は欧米が一日の長があるとはいえ、比較的狭い国土の狭い敷地に建設された原子力発電所の廃炉は、米国のように広大な土地で大胆に破壊する手法とは異なる手法が求められる点で日韓に共通点がある。類似した事業環境を持つ領域では、協力の余地があり、日韓以外に類似の事業環境を持つ他国・地域への共同マーケティングまで含めて、展開の可能性があることも指摘された。

5.2.3 有効な協力のための枠組みの在り方・取り組むべき課題と展望

▪ 政経分離、米中を意識した協力

協力有望領域の模索が困難であることもさることながら、有効な協力のための枠組みについても、決定打と言える答えを見つけることは簡単なことではない。インタビューは政策研究者、行政担当者、産業界の経験者といった異なる立場の有識者に対するものであったため、それぞれに視点の置き方が異なり、枠組みの在り方についての意見も多彩であった。そうした中でもいくつかキーワードを見いだすことはできた。

まずは政経分離の考え方である。日韓には国家間の懸案問題が横たわり、近年では文在寅政権時に日韓関係は悪化し、尹錫悦政権時に大きく改善するなど振れ幅が大きい。まして韓国にとって経済安全保障を鮮明に意識する契機となったのは日本による半導体材料輸出管理強化である。政府間の関係を軸とした協力の枠組みは、時の政権、政府間の関係に影響を受けがちで、技術進展のスピードが速い分野では、こうした政治・政府間の摩擦が協力検討のスピードに影響する可能性がある。民間セクターあるいは研究者が主導する、協力の形を構築していくことが望ましいと、立法府関係者、政策研究者の立場の有識者はそろって推奨した。

一方、米国を軸とした3か国での経済安全保障協力の枠組みは、二国間の懸案を脇において科学技術協力を進める上ではひとつのやり方ともなり得る。米国は対中戦略として米国単独での対応は難しいと考えており、同盟国・同志国間の協力枠組みによる対応は米国にとってもメリットがある。すでに3か国は2023年8月のキャンプ・デービッド会合を起点に、破壊的技術保護プラットフォームに関する協議を開始しているほか、3か国の国立研究所間での協力による重点技術分野や新興技術分野での共同研究計画の促進が合意されている。

2025年2月には、①水素精製・貯蔵・昇圧特性向上因子の解明、②水素及び液体キャリア製造のための先端触媒材料の開発、③日米韓の地震危険性が高い地域における地震ハザードモデリングと最新の記録・データ処理技術を用いた地震モニタリングに関する研究、④東アジア域の気候変動に対するエアロゾルの効果について観測とモデルによる評価の4つの研究プロジェクトが実施されることが決まった⁴⁸。これらすでに決まった研究プロジェクトを視野に置いた、周辺技術の研究開発テーマ発掘のために両国の科学者、政策研究者等が知恵を出し合う機会を作っていくことは価値がある。

■ 過去の経験を活かした新たな協力の形、人的交流も

過去の日韓科学技術協力の経験を活かし、うまくいった部分は生かし、必ずしも効果的に進まなかった部分は改善しながら、信頼関係と相互理解を深めることが重要である。

すでに述べたとおり、経済安全保障政策を背景とした科学技術協力においては、双方の国の重要技術保護・育成の考え方と政策枠組、研究セキュリティ体制、貿易管理上の外為法等のルール、特定産業・技術分野に対する規制の状況や関連省庁など、基礎として双方が十分に理解した上で共同研究に臨む必要がある。

このためには、まずは両国間における人材交流や頭脳循環が必要であるとの指摘は複数の有識者から聞かれた。米国での研究経験を持つ有識者は、サイエンスカルチャー、エンジニアリングカルチャーは国ごとに異なるものであり、双方のカルチャーに対する理解を欠いたままの協議は難航必至であることを指摘した。日本の政策担当者、研究者にはそれぞれ、韓国の研究者をG7各国研究者と対等にみなす意識を持つことが求められる。

最後に、資金支援の主体となる両国政府は、イコールパートナーとしてお互いに必要な資金を出し合う仕組みを、重要分野を念頭において設けることは重要である。

科学技術振興機構（JST）のアジア・太平洋総合研究センターと韓国研究財団（NRF）は、人工知能分野に関する研究者交流ワークショップを2023年から2024年にかけて共同開催しており、本分野での交流を促している¹²。本ワークショップを契機に、AI分野での日韓国際共同研究公募が検討中であり、両機関で連携して行う公募としては12年ぶりとなる⁴⁹。

こうした取り組みを一層活性化するという上では、普段からの若手研究者間や、起業家間など、交流・コミュニケーションのチャンネルを複数設けておくという地道な活動も必要となるのではないか。そして、交流は単に友好を深める活動ではなく、協議のゴールは、両国が共通して抱える課題に科学技術の視点からアプローチし、解決につなげるという点に置くことも重要だ。

⁴⁸ 内閣府，“日米韓の国立研究所間の新たな協力に関する研究プロジェクトについて”，2025年2月21日，
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/nichibeikan/20250221.html>

⁴⁹

¹ 科学技術振興機構（JST），“The 2nd Korea-Japan Workshop on Artificial Intelligence”，2025年3月31日，
<https://www.jst.go.jp/aprc/en/event/japan-korea2024.html>

² 科学技術振興機構（JST），“The 1st Korea-Japan Workshop on Artificial Intelligence”，2025年3月31日，
<https://www.jst.go.jp/aprc/en/event/japan-korea2023.html>

執筆者一覧・調査企画

【執筆者一覧】

- 阿部真千子（株式会社三菱総合研究所 政策イノベーションセンター 兼 海外部 チーフコンサルタント）
- 荒木 杏奈（株式会社三菱総合研究所 政策イノベーションセンター 科学技術・イノベーション推進グループ 主任研究員）
- 藤川 真央（株式会社三菱総合研究所 政策イノベーションセンター 科学技術・イノベーション推進グループ 研究員）
- 佐藤 拓未（株式会社三菱総合研究所 政策イノベーションセンター 科学技術・イノベーション推進グループ 研究員助手）
- 加藤あかり（株式会社三菱総合研究所 先進技術・セキュリティ事業本部 フロンティア戦略グループ 研究員）

【調査企画】

- 安 順花（科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センター フェロー）
- 福田佳也乃（科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センター 副調査役・フェロー）
- 北場 林（科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センター 企画運営室長）

韓国の経済安全保障政策動向

South Korea's Economic Security Policy

2025年3月発行

ISBN 978-4-88890-993-8

本報告書に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: aprc@jst.go.jp

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

Copyright © Japan Science and Technology Agency

本書は著作権法等によって著作権が保護された著作物です。著作権法で認められた場合を除き、本書の全部又は一部を許可無く複製・複製することを禁じます。転載を希望される際は、事前に上記お問い合わせ先迄ご連絡ください。引用を行う際は、必ず出典：JST/APRC 調査報告書「韓国の経済安全保障政策動向」として記述願います。

This report is protected by copyright law and international treaties. No part of this publication may be copied or reproduced in any form or by any means without permission of JST, except to the extent permitted by applicable law. Any quotations must be appropriately acknowledged. If you wish to copy, reproduce, display or otherwise use this publication, please contact APRC.

